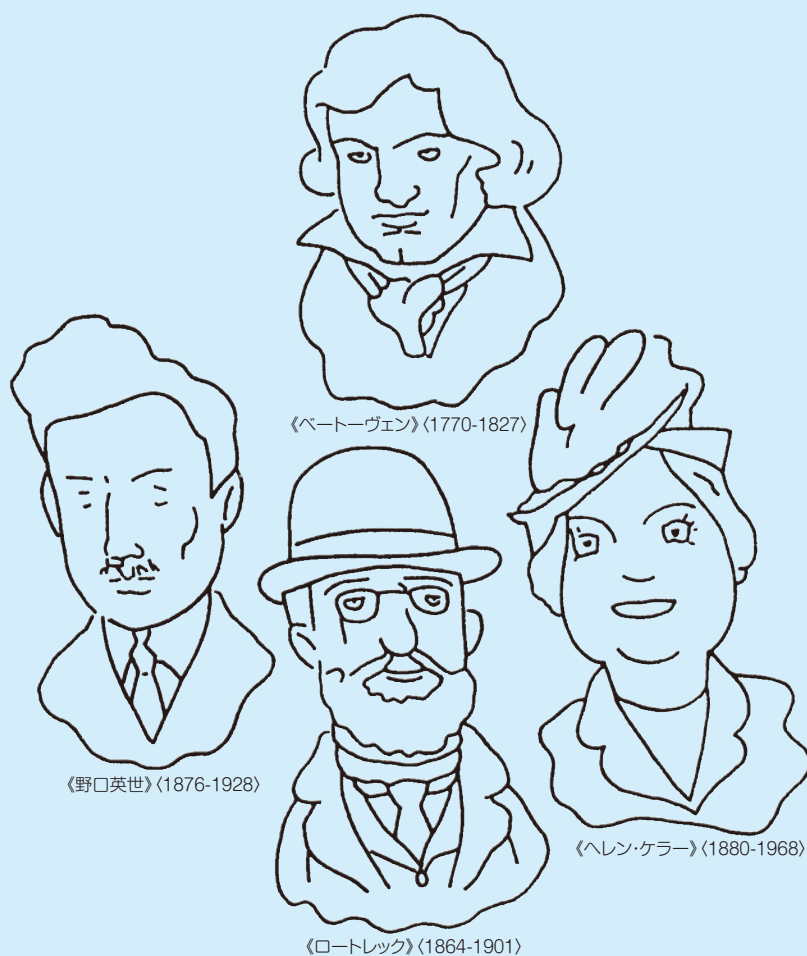


障がい福祉のしおり



函 館 市

も く じ

1 相談の窓口

2 障害者手帳

3 手 当

4 年 金

5 保険・貸付制度

6 健康・医療

7 総合支援法のサービス

8 その他のサービス

9 日常生活の援助

10 各種軽減措置

11 郵便不在者投票

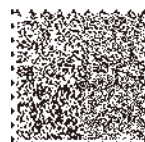
12 雇用安定制度

13 災 害 対 応

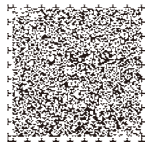
14 施 設 等

参 考 資 料

そ の 他



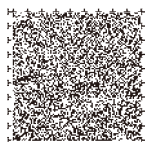
音声コード Uni-Voice

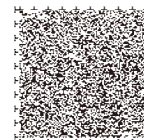


障がい者シンボルマーク

障がいのある方への理解や配慮を進めるため、下記のようなマークが定められています。

マーク	名称・概要等	所管先（マークに関する問い合わせ先）
	○障がい者のための国際シンボルマーク すべての障がい者を対象に、障がいのある方が容易に利用できる建物・施設であることを示すマークです。このマークの使用については、国際リハビリテーション協会が定める基準を満たす必要があります。（マーク色：青地に白）	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 ☎ 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523
	○視覚障がい者シンボルマーク 視覚の障がいを示す世界共通のマークです。このマークは、手紙や出版物のほか、歩行用などに自由に使用してよいことになっています。（マーク色：青地に白）	社会福祉法人日本盲人福祉委員会 ☎ 03-5291-7885
	○耳マーク 聴覚に障がいがあることを示すマークです。聴覚障がいの方は、見た目にはわからないため、誤解や不利益を受けやすく、また情報の取得が困難です。コミュニケーションのとり方に配慮が必要です。（マーク色：明るい緑）	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ☎ 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046
	○ヒアリングループマーク 補聴器や人工内耳に内蔵されているテレコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。（マーク色：緑、黒文字英語でヒアリングループ）	
	○ハートプラスマーク 体の内部（心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・免疫機能）の障がいを示すマークです。（マーク色：青地に白、ハートと十字は赤）	特定非営利活動法人ハート・プラスの会 ☎ 080-4824-9928 Eメール info@heartplus.org
	○オストメイトマーク 人工肛門・人工ぼうこうを使用している方（オストメイト）のための設備があることを示しています。オストメイト対応トイレの入口や、案内誘導のプレートに表示されています。（マーク色：黒地に白）	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 ☎ 03-5844-6265 FAX 03-5844-6294
	○身体障がい者標識（よつばマーク） 身体の障がいのため、運転免許証に条件を付されている方が運転する車両に表示するマークです。このマークを付けた車に幅寄せや割り込みなどを行なうことは、道路交通法により原則として禁止されています。（マーク色：青地に白）	警察庁交通局交通企画課 ☎ 03-3581-0141(代)
	○聴覚障がい者標識 聴覚に障がいのある方が運転する車に表示するマークです。このマークを付けた車に幅寄せや割り込みなどを行なうことは、道路交通法により原則として禁止されています。（マーク色：緑地に黄色）	
	○ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法に基づく身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）同伴の啓発のためのマークです。公共・民間の別なく、施設や交通機関への補助犬の同伴が認められています。（マーク色：青）	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 ☎ 03-5253-1111(代) FAX 03-3503-1237
	○ヘルプマーク 義足や内部障がい、難病や妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。ヘルプマークを身に着けた方を見つけた場合は、思いやりのある行動をお願いします。（マーク色：赤地に白） ※函館市障がい保健福祉課、亀田福祉課、湯川福祉課、保健予防課の窓口で配付しています。	東京都福祉局障害者施策推進部企画課社会参加推進担当 ☎ 03-5320-4147





は し め に

この“しおり”は、障がいのある方が利用できる各種制度の概要を、日常生活援助・各種軽減措置・年金・医療などに分けて、説明・紹介したものです。

市では、障がいのある方が明るく、豊かな生活を送ることができるよう、各種事業を行っております。

このしおりにより、一人でも多くの方が福祉制度を理解され、活用いただければ幸いと存じます。

令和7年2月

しおりをご覧になる前に

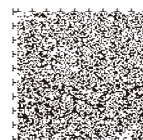
1. このしおりの内容は、原則として令和6年8月1日現在の内容で作成しております。なお、一部に作成日現在や令和7年度に向けた内容で記載している場合もあります。今後、制度の内容が変わる場合がありますので、詳しくは各窓口にお問い合わせください。
2. このしおりに掲載した制度のご利用にあたっては、事前に手続きが必要な場合がありますので、申請等の前に窓口にお問い合わせください。
3. しおりに掲載されている関係機関・施設などの住所・電話番号は、都合により変更（移転）する場合がありますので、ご注意ください。
4. 各ページの隅についているマークは「音声コード」といいます。スマートフォンアプリ「ユニボイス」※や「視覚障害者用活字文書読上げ装置」※を使用して、しおりの内容を音声で聞くことができます。

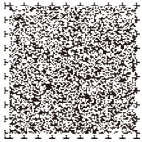
※ Uni-Voice（ユニボイス）アプリについて

iOS・Android 用に無償提供されているアプリで、一般向けの「Uni-Voice」と視覚障がい者向けの「Uni-Voice Blind」の2種類があります。このアプリで音声コードを読み取ると、印刷物の内容を音声で読み上げることができます。

※ 視覚障害者用活字文書読上げ装置（スピーチオ，テルミー）について

視覚障害者用活字文書読上げ装置は、印刷物の文字情報を記録した音声コード（このしおりの隅に添付されている四角のマーク）を読み取ることにより、文字情報を音声で読み上げることができる装置です。日常生活用具の「視覚障害者用活字文書読上げ装置」として、視覚障害1～2級の方を対象とした給付種目となっています。（33ページをご参照ください。）





も く じ

障がい者シンボルマーク……………表紙の裏

はじめに……………	1
主な障がい者福祉制度対象範囲一覧……………	4
市の相談・申請窓口一覧……………	6
各支所で申請できる主な制度等一覧……………	7

1 相談の窓口について

函館市福祉事務所……………	8
函館市総合保健センター……………	8
口腔保健センター……………	9
児童相談所……………	9
社会福祉協議会……………	9
民生委員・児童委員……………	9
こども発達支援センター……………	10
障害者生活支援センター……………	10
函館地域生活支援センター……………	10
発達障害者支援センター……………	10
ハローワーク……………	11
道南しょうがい者就業・生活支援センター……………	11
身体障害者相談員・知的障害者相談員……………	11

2 障害者手帳について

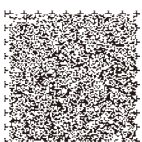
身体障害者手帳……………	12
療育手帳……………	13
精神障害者保健福祉手帳……………	14

3 手当について

特別障害者手当……………	15
障害児福祉手当……………	15
特別児童扶養手当……………	16
児童扶養手当……………	16

4 年金について

障害基礎年金……………	17
障害厚生年金……………	17
特別障害給付金……………	18



5 保険と貸付制度について

心身障害者扶養共済制度……………	19
介護保険制度……………	20
生活福祉資金貸付制度……………	21

6 健康と医療について

自立支援医療の給付……………	22
更生医療……………	22
育成医療……………	22
精神通院医療……………	23
指定難病患者に対する医療費の助成……………	23
小児慢性特定疾病医療の給付……………	23
小児慢性特定疾病児童等への相談支援……………	23
重度心身障害者（児）医療費の助成……………	24
ひとり親家庭等医療費の助成……………	25
後期高齢者医療制度……………	25

7 障害者総合支援法のサービスについて

障害者総合支援法のポイント……………	26
障害者総合支援法の給付・事業……………	26
障害福祉サービスについて……………	27
サービスの内容……………	27
サービスの利用方法……………	28
サービスの利用にかかる費用……………	28
障がい児のサービスについて……………	29

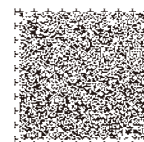
8 障害者総合支援法のその他のサービスについて

補装具費の支給……………	30
自立支援医療費の給付……………	30
地域生活支援事業……………	31
意思疎通支援……………	31
手話通訳者・要約筆記者の派遣……………	31
盲ろう者通訳・介助員の派遣……………	31
ろうあ相談員……………	31
専任手話通訳者……………	31
代筆・代読支援員の派遣……………	31
日常生活用具の給付と貸与……………	32

移動支援事業	34
地域活動支援センター	34
精神障害者福祉ホーム	35
訪問入浴サービス	35
日中一時支援	35
中途障害者生活訓練事業	35
社会参加の促進	36
障害者スポーツ教室の開催	36
点訳奉仕員等養成教室の開催	36
身体障害者自動車運転免許取得費の助成	36
重度身体障害者用自動車改造費の助成	36
重度障がい者等就労支援特別事業	36

9 日常生活の援助について

小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	37
障害者地域活動緊急介護人の派遣	38
車椅子の貸出し	38
身体障害者補助犬の相談と貸与	38
中途視覚障害者日常生活訓練	39
緊急通報システムの設置	39
FAX 緊急通報の利用制度	39
NET119 緊急通報システム	40
電話リレーサービス&文字表示電話サービス「ヨメテル」	40
軽度中等度難聴児補聴器購入等助成事業	41
障害者等外出支援事業 (市営交通機関等乗車料金の助成)	41
重度身体障害者等タクシー基本料金の助成	42
いきいき住まいリフォーム助成	42
「食」の自立支援事業	43
除雪サービス事業	43
駐車禁止除外指定車標章(歩行困難者用)	43
スパイクタイヤ規制の免除規定	43
福祉サービス苦情処理制度	44
日常生活自立支援事業	44
成年後見制度	45
成年後見制度利用支援事業	46
福祉有償運送の利用	46
地域生活支援拠点	46



函館市総合福祉センター(愛称 あいよる21) 47

10 各種軽減措置について

税金の軽減	48
交通機関の料金割引	50
第1種および第2種障害者の区分について	50
JR線旅客運賃の割引	50
JRバス旅客運賃の割引	51
国内航空運賃の割引	51
有料道路通行料金の割引	51
市電、函館バス運賃の割引	52
タクシー料金の割引	52
放送受信料の免除	52
電話番号の無料番号案内(ふれあい案内)	53
携帯電話料金の割引	53
保育料(利用者負担額)の軽減	53
障がい者および高齢者の公の施設の使用料の減免	54

11 郵便等による不在者投票について 55

12 雇用安定制度について 56

13 災害対応について 58

14 施設等について

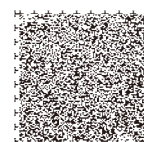
障がい者(児)施設一覧	66
特別支援諸学校一覧	80

参考資料

障がい者等関係団体一覧	82
身体障害者障害程度等級表	84
障がいのある人もない人も、ともに暮らしやすい社会に	86

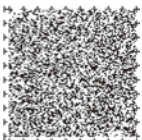
その他

広報紙「市政はこだて」	87
ラジオ・テレビ広報	87
函館市公式LINE	87
表紙の絵の説明	88



主 な 障 が い 者 福 祉 制 度

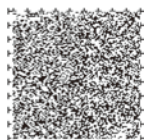
区分		心身障害者扶養共済制度	医療				補装具費の支給	地域生活支援										日常生活					
障がい種別	事項 等級		更生医療の給付	精神障害者通院医療費公費負担制度	重度心身障害者（児）医療費の助成	後期高齢者医療制度		手話通訳者・要約筆記者等の派遣	代筆・代読支援員の派遣	日常生活用具の給付・貸与	移動支援	地域活動支援センター	精神障害者福祉ホーム	訪問入浴サービス	日中一時支援	身体障害者自動車運転免許取得費の助成	重度身体障害者用自動車改造費の助成	緊急介護人の派遣	補助犬の相談・貸与	中途視覚障害者日常生活訓練	緊急通報システムの設置	FAX緊急通報の利用制度	軽度中等度難聴児補聴器購入等助成事業
視覚障がい	1	○	△		○	○	○		○	△		○						○	○	○	△		
	2	○	△		○	○	○		○	△		○						○	○	○	△		
	3	○	△		○	○	○		○	△		○						○		○	△		
	4		△				○		○	△		○						○		○			
	5		△				○		○	△		○						○		○			
	6		△				○		○	△		○						○		○			
聴覚・平衡機能障がい	2	○	△		○	○	○	○		△		○			○			○	○		△	○	
	3	○	△		○	○	△	△		△		○			○			○			△	△	
	4		△				○	○		△		○			○			○				○	
	5		△							△		○						○					
	6		△				○	○		△		○						○				○	
言語音がい	3	○	△		○	○	○	○		△		○			○			○			△	○	
	4		△			△	○	○		△		○			○			○				○	
肢体障がい	1	○	△		○	○	○			△		○		△	○	○	△	○	○		△		
	2	○	△		○	○	○			△		○		△	○	○	△	○	○		△		
	3	○	△		○	○	○			△		○			○	○		○			△		
	4		△			△	○			△		○			○	○		○					
	5		△				○			△		○			○			○					
	6		△				○			△		○			○			○					
内部障がい	1	○	△		○	○				△		○			○						△		
	2	○	△		○	○				△		○			○						△		
	3	○	△		○	○				△		○			○						△		
	4		△							△		○			○								
知的障がい	重	○			○	○				△	○	○			○			○					
	中	○			○					△	○	○			○			○					
	軽	○									○	○			○			○					
精神障がい	1	△		○	△	○				△	○	○	○		○								
	2	△		○		○				△	○	○	○		○								
	3	△		○						△	○	○	○		○								
所得制限			有	有	有		有								有	有							
ページ		19	22	23	24	25	30	31	31	32	34	34	35	35	35	36	36	38	38	39	39	39	41
備考					精神は通院のみ			対象Ⅱ聴覚、言語機能障がい			このほか、全身性障がいを対象とする							本文参照			対象Ⅱ聴覚、言語機能障がい	本文参照	

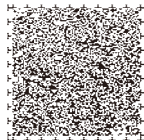


対 象 範 囲 一 覧

※表中の△印は、一部対象外となる場合があります。

の 援 助				各 種 軽 減 措 置														郵便等による不在者投票	区 分					
障害者等外出支援事業（市電・函館バス料金助成）	重度身体障害者等タクシー基本料金の助成	駐車禁止の対象除外	スパイクタイヤ規制の免除規定	所得税・住民税の障害者控除	個人事業税の減免	相続税の障害者控除	自動車税種別割の減免	軽自動車税（種別割）の減免	自動車税環境性能割の減免	JR線旅客運賃の割引	国内航空運賃の割引	有料道路通行料金の割引	市電・函館バス運賃の割引	タクシー料金の割引	放送受信料の免除	電話番号の無料番号案内	携帯電話料金の割引		保育料（利用者負担額）の軽減	公の施設の使用料の減免	事項	障 がい 種 別		
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	1	視 覚 障 がい		
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○			2	
○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○			3	
○		△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	4				
				○	○	○				○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	5				
				○	○	○				○	○	△	○	○	○	○	6							
○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△		○	○	○	2	聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 がい			
○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○		3							
○				○	○	○			○	○	○	○	△	○	○		○	4						
		○		○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○		5							
				○	○	○			○	○	○	○	△	○	○		○	6						
○				○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	△		○	○	○	3	障 言 音 がい			
○				○	○				○	○	○	○	△	○	○		○	4						
○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	上肢・体幹の1・2級	○	○	○	△	1	肢 体 障 がい		
○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△		○	○	○	△	2			
○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△		○	○	○		3			
○		△	○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	△		○	○	○		4			
		△	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	△	○		○	○	5					
			○	○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	△		○	○	○		6			
○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	△		○	○	○	△	1	内 部 障 がい		
○		○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	△	○		○	○	△	2				
○		○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	△	○		○	○	△	3				
○			○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	△	○		○	○		4				
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○		重 中 軽	障 知 がい 的		
○				○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	△	○	○	○	○					
				○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○					
○		○		○	○	○	○	○	○		○				△	○	○	○	○		1	障 精 がい 神		
○					○	○	○	○	○		○				○	○	△	○	○		○		○	2
○					○	○	○	○	○		○				○	△	○	○	○		○		3	
					有										有						所得制限			
41	42	43	43	48	48	48	49	49	49	50	51	51	52	52	52	53	53	53	54	55	ページ			
	上肢障がいとは対象外	本文参照			本人の場合のみ対象										本文参照			本文参照			備 考			

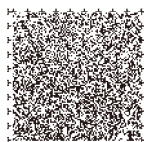


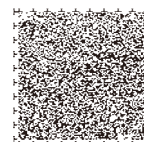


市の相談・申請窓口一覧

名 称	所 在 地	電 話 ・ F A X	備 考
函館市福祉事務所障がい保健福祉課	〒040-8666 東雲町 4-13 市役所本庁舎		
相談支援・精神保健担当		電 話 21-3302・3013 F A X 27-2770	〈身体障がい・知的障がい〉 ※身体障がいについてはサービスに関する事
公費医療等担当		電 話 21-3077 F A X 27-2770	〈精神障がい〉
障がい者虐待防止センター		電 話 21-3302・3013 F A X 27-2770	〈身体障がい〉 ※手帳に関する事
函館市福祉事務所亀田福祉課	〒041-0806	電 話 45-5482	
介護・高齢・障がい相談窓口	美原 1-26-8 亀田支所 2 階	F A X 45-5486	
函館市福祉事務所湯川福祉課	〒042-0932 湯川町 2-40-13 湯川支所	電 話 57-6170 F A X 57-4134	申請受付のみ
戸井支所市民福祉課	〒041-0305 館町 3-1 戸井支所	電 話 82-2112 F A X 82-2917	
恵山支所市民福祉課	〒041-0525 日ノ浜町 127 恵山支所	電 話 85-2335 F A X 85-2658	
椴法華支所市民福祉課	〒041-0611 新浜町 156-1 椴法華支所	電 話 86-2111 F A X 86-2837	
南茅部支所市民福祉課	〒041-1692 川汲町 1520 南茅部支所	電 話 25-6045 F A X 25-5128	
銭亀沢支所	〒042-0922 銭亀町 124 銭亀沢支所	電 話 58-2111 F A X 58-4682	申請受付のみ
函館市子ども未来部母子保健課	〒040-0001 五稜郭町 23-1 函館市総合保健センター 1 階	電 話 32-1533 F A X 32-1506	18歳未満の育成医療および小児慢性特定疾病医療に関する事
市立函館保健所保健予防課	〒040-0001 五稜郭町 23-1 函館市総合保健センター 3 階	電 話 32-1547 32-1539 F A X 32-1526	難病および感染症に関する事

- ・ 高齢者（65歳以上の方）の福祉に関する事のお問い合わせは
高齢福祉課 (☎ 21 - 3025 FAX 26 - 5936)
- ・ 障害年金に関する事のお問い合わせは
国保年金課 (☎ 21 - 3159 FAX 22 - 2800)





※表中の△印は一部対象外です（下記の※１～５のとおり）。表中の「－」では受け付けておりません。

各支所で申請できる主な制度等一覧（各支所の所在地，連絡先等は６ページをご覧ください。）

窓 口	本文ページ	福祉事務所亀田福祉課	福祉事務所湯川福祉課	戸井支所市民福祉課	恵山支所市民福祉課	榎法華支所市民福祉課	南茅部支所市民福祉課	銭亀沢支所
事 項								
身体障害者手帳，療育手帳（※１）	12～13	○	○	○	○	○	○	△
精神障害者保健福祉手帳	14	○	－	○	○	○	○	－
特別障害者手当，障害児福祉手当， 特別児童扶養手当	15～16	○	○	○	○	○	○	○
障害基礎年金（※２）	17	民生	民生	△	△	△	△	△
自立支援医療（更生医療）の給付	22	○	○	○	○	○	○	○
自立支援医療（精神通院医療）の給付	23	○	－	○	○	○	○	－
重度心身障害者（児）医療費の助成 （※３）	24	民生	民生	○	○	○	○	○
後期高齢者医療制度（※３）	25	民生	民生	○	○	○	○	○
障がい福祉サービスの申請（※４）	26～29	△	△	△	△	△	△	△
その他障害者総合支援法の申請（※４）	30～36	△	△	△	△	△	△	△
補装具費の支給申請	30	○	○	○	○	○	○	○
日常生活用具の給付申請（※４）	32～34	△	△	△	△	△	△	△
緊急通報システムの設置	39	○	－	○	○	○	○	－
障害者等外出支援（市営交通機関等乗車 料金の助成）（※５）	41	△	△	○	○	○	○	△
重度身体障害者等タクシー基本料金の助成	42	○	○	○	○	○	○	○
いきいき住まいリフォーム助成	42	○	－	○	○	○	○	－
有料道路通行料金の割引	51～52	○	－	○	○	○	○	－
放送受信料の免除（※６）	52～53	○	△	○	○	○	○	－

※１ 銭亀沢支所では住所・氏名等の変更手続きはできません。

※２ 裁定請求は，戸井・恵山・榎法華・南茅部・銭亀沢支所では，受け付けておりません。

※３ 亀田支所・湯川支所では民生の窓口で受け付けております。

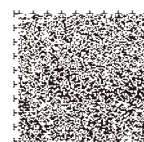
※４ 精神障がいの方の申請は，各支所では受け付けておりません。

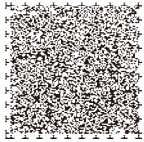
※５ 精神障がいの方の申請は，戸井・恵山・榎法華・南茅部の各支所のみにになります。

（亀田支所・湯川支所・銭亀沢支所では受け付けておりません。）

※６ 精神障がいの方の申請は，亀田・戸井・恵山・榎法華・南茅部の各支所のみにになります。

（湯川支所・銭亀沢支所では受け付けておりません。）





1 相談の窓口について

障がいのある方の各種相談は、内容に応じて次の窓口が担当しております。

◆ 函館市福祉事務所

函館市福祉事務所では、高齢者、障がい者、児童などの福祉についての相談や各種申請を受け付けています。また、障がいのある方については、障がい保健福祉課（市役所本庁舎）および亀田福祉課（亀田支所）にて専門職員が各種相談に応じています。

＜主な業務＞

- ① 身体障害者手帳の交付、療育手帳の交付申請、施設入所相談、福祉サービス等の利用相談、補装具費の支給、日常生活用具の給付、自立支援医療の給付
- ② 精神障害者保健福祉手帳交付申請、自立支援医療（精神通院医療）交付申請
- ③ 心の健康に関する相談や訪問指導、福祉サービス等の利用相談（精神障がい者分）
- ④ 介護保険サービス以外の生活支援等の高齢者福祉サービスの相談、認知症に関する相談
- ⑤ 生活保護や生活に困窮している方の相談
- ⑥ 保育所への入所
- ⑦ 母子生活支援施設、助産施設への入所、母子父子寡婦福祉資金の貸付、女性、母子・父子福祉についての相談

窓口

函館市福祉事務所（函館市東雲町4番13号 函館市役所）

- | | | |
|-------|-----------------------------------|-----------------------------|
| ①について | 障がい保健福祉課 | (☎ 21 - 3302 FAX 27 - 2770) |
| | 亀田福祉課、湯川福祉課、戸井・恵山・楳法華・南茅部支所の市民福祉課 | |
| ②について | 障がい保健福祉課 | (☎ 21 - 3077 FAX 27 - 2770) |
| | 亀田福祉課、戸井・恵山・楳法華・南茅部支所の市民福祉課 | |
| ③について | 障がい保健福祉課 | (☎ 21 - 3077 FAX 27 - 2770) |
| ④について | 高齢福祉課 | (☎ 21 - 3025 FAX 26 - 5936) |
| ⑤について | 生活支援課(生活保護) | (☎ 21 - 3285 FAX 27 - 3373) |
| | 亀田福祉課 | (☎ 45 - 5483 FAX 45 - 5486) |
| | 湯川福祉課 | (☎ 57 - 6170 FAX 57 - 4134) |
| | 地域包括ケア推進課福祉拠点担当 | (☎ 21 - 3089 FAX 27 - 3373) |
| ⑥について | 子どもサービス課 | (☎ 21 - 3270 FAX 22 - 2340) |
| ⑦について | 子育て支援課 | (☎ 21 - 3010 FAX 27 - 6262) |
| | 亀田福祉課内 | (☎ 86 - 7100) |

◆ 函館市総合保健センター

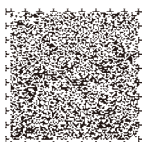
市民の健康づくり活動をはじめ、保健衛生の向上を図る一環として、各種相談などを行っています。

- ① 生活習慣病予防等健康教育、健康づくり相談、がん検診、その他各種健（検）診
- ② 結核予防、感染症予防
- ③ 指定難病の医療助成や療養に関する相談、被爆者援護
- ④ 妊娠・出産・子育てに関する相談
- ⑤ 母子健康手帳の交付、妊産婦健康診査、乳幼児健康診査、予防接種、乳幼児の健康相談・家庭訪問指導、心身に障がいがある乳幼児の療育相談、育成医療の給付、小児慢性特定疾病医療の給付
- ⑥ 子どもなんでも相談110番

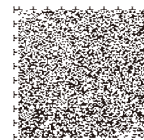
窓口

函館市総合保健センター（函館市五稜郭町23番1号）

- | | | |
|---------|------------------|-----------------------------------|
| ①について | 健康増進課 | (☎ 32 - 1515, 1532 FAX 32 - 1526) |
| ②、③について | 保健予防課 | (☎ 32 - 1539, 1547 FAX 32 - 1526) |
| ④について | マザーズ・サポート・ステーション | (☎ 32 - 1565 FAX 32 - 1506) |
| ⑤について | 母子保健課 | (☎ 32 - 1533 FAX 32 - 1506) |
| ⑥について | 子ども見守り・相談課 | (☎ 32 - 3192 FAX 32 - 1506) |



◆ **口腔保健センター**（函館口腔保健センター 函館市五稜郭町 23 番 1 号
函館市総合保健センター内 ☎ 56 - 8148 FAX 56 - 8120）



心身に障がいのある方、一般の歯科診療所で治療を受けることが困難な方を対象とした歯科診療や休日救急歯科診療を行っています。

- ① 障がい者（児）歯科診療……土曜日（祝日、年末年始を除く、午前・午後とも予約制）
※ 午前…9:00～12:00（口腔ケア）、午後…14:00～17:00（歯科診療・口腔ケア）
- ② 休日救急歯科診療……日曜日、祝日および年末年始 9:00～14:00
- ③ 幼児歯科健診（フッ素塗布）…月曜日・金曜日の午前、火曜日の午後
※ 午前…9:30～11:00、午後…13:30～16:00（午前・午後とも予約制）

◆ **児童相談所**（北海道函館児童相談所 函館市中島町 37 番 8 号 ☎ 54 - 4152 FAX 32 - 6159）

原則、18歳未満の子どもの心や体、家庭や学校での問題について相談に応じ、子どもの明るく健やかな成長のお手伝いをします。

- ① お子さんや家族の方に通ってきてもらい助言などをします。必要に応じ家庭訪問や関係機関調査も行います。
- ② お子さんとの話や、心理的なテストなどによりお子さんの状態を把握します。
- ③ 必要と認められた場合、お子さんをお預かりし、行動観察などを行います。
- ④ お子さんをよりよく育てるためのいろいろな方法を考えるお手伝いをします。

◆ **社会福祉協議会**（函館市社会福祉協議会 函館市若松町 33 番 6 号
函館市総合福祉センター内 ☎ 23 - 2226 FAX 23 - 2224）

民間の社会福祉活動を推進する団体で、社会福祉関係者や関係機関の参加・協力のもと「福祉のまちづくり」の実現をめざし、地域福祉の推進を図る活動を行っています。

- ① 社会福祉を目的とする事業の企画および実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成
- ④ 共同募金事業・歳末助け合い運動への協力
- ⑤ 障害福祉サービス事業の経営
- ⑥ 移動支援事業の経営
- ⑦ 生活福祉資金貸付事業の運営
- ⑧ 函館市総合福祉センターの受託運営
- ⑨ 成年後見センターの事業の運営
- ⑩ 老人居宅介護等事業の経営、その他社会福祉に関する事業

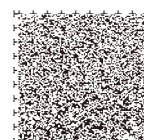
◆ **民生委員・児童委員**（函館市民生児童委員連合会事務局 函館市若松町 33 番 6 号
函館市総合福祉センター内 ☎ 26 - 8306 FAX 26 - 8306）

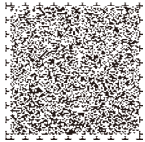
地域で生活する方からの様々な生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じるとともに、必要な支援が受けられるよう、福祉サービスの情報提供や各種関係機関を紹介します。

- ① 高齢のひとり暮らしで生活が不安
- ② 出産や子育てが不安
- ③ 生活に困っている
- ④ 近所で虐待を受けているような子どもがいる など

相談方法：お住まいの地域の民生委員・児童委員の氏名や連絡先は、上記事務局へお問い合わせください。

なお、委員の自宅玄関には、「民生委員・児童委員」と書かれた青色の門標をつけておりますので、お気軽にご相談ください。





◆ **こども発達支援センター**（つくしんぼ学級 北斗市追分7丁目8番8号
☎ 090 - 2696 - 7185 FAX 48 - 7800）

ことばや対人面などに遅れの心配がある児童と家族に対して、次のような日常的な療育や、相談指導、支援を行います。

- ① 児童や家族への相談や学習会の開催、児童が日常にかかわる保育園・幼稚園等への支援
- ② 圏域内における発達支援のための体制づくり

◆ **障害者生活支援センター**（愛称『ばすてる』 函館市石川町90番地7
☎ 34 - 2611 FAX 34 - 2612 年中無休で相談に応じます。）

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、相談に応じ、情報提供等の必要な支援を行います。また、基幹相談支援センターとして、地域の相談機関からの相談等にも応じ、相談業務を総合的にを行っています。

- ① 障がい福祉サービス等の利用援助
- ② 社会資源を活用するための支援（コミュニケーション、外出の支援等）
- ③ 社会生活力を高めるための支援（健康管理、余暇活動等の支援）
- ④ ピアカウンセリング
- ⑤ 権利擁護のための必要な援助（成年後見制度の相談・利用支援等）
- ⑥ 地域の相談機関等の支援など（関係機関との連絡・調整等）

◆ **函館地域生活支援センター**（函館市駒場町9番24号
☎ 54 - 6757 FAX 54 - 6811 年中無休で相談に応じます。）

地域で暮らす精神障がい者の方と、その家族が利用できる身近な相談窓口です。

日々の暮らしの中で困っている事や、悩み事のある方はお気軽にご相談下さい。また、以下の支援等も行っております。

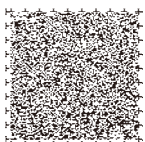
- ① 生活全般の相談（来所相談はお電話にてご予約のうえお越し願います）
- ② 各種情報提供 — 福祉制度、住居、日中活動、登録者限定通信の発行など
- ③ 食に関する支援（昼食・夕食サービス ※ただし食事代は自己負担になります。）
- ④ 退院促進支援事業 関係機関やピアサポーターと協力して行います。
- ⑤ 食堂、娯楽室などの場所の提供
- ⑥ 特定相談支援（サービス利用計画の作成）および一般相談（地域移行・定着）支援
- ⑦ 精神保健家族セミナー事業（4回開催）

◆ **発達障害者支援センター**（愛称『あおいそら』 函館市石川町90番地7
☎ 46 - 0851 FAX 46 - 0857）

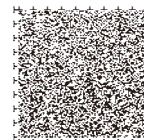
道南と道央（札幌市以外）に住む方々を対象に、自閉症スペクトラム障がいや注意欠如多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）など発達障がいのある方とご家族が安心して、より充実した生活を地域で送ることができるようにお手伝いをするセンターです。

- ① 学習会・研修会の企画および講師派遣
発達障がいについての特徴を知り、具体的な支援の方法について学ぶ機会を提供します。
- ② コンサルテーション
保育園、幼稚園、学校や福祉事業所、職場などを訪問し、支援される方の日々の悩み・相談に応じ、障がい特性の理解や支援方法等について助言を行います。
- ③ 相談 — 日常生活におけるさまざまな相談をお受けします。（外来要予約）
ご相談の際は、保健師、学校教員、相談支援従事者、福祉事業者職員等の直接的に関わる身近な支援者の方とご一緒に、センターをご活用いただくことをお勧めしています。

※ お子様から大人まで、利用できます。
詳細は、ホームページ（<http://www.yuai.jp/aoisora/>）をご確認ください。



◆ **ハローワーク** （函館公共職業安定所 函館市新川町 26 番 6 号
☎ 88 - 1320 FAX 26 - 0738）



障がいのある方の職業相談・紹介、職業訓練校への入校案内・斡旋、雇用保険の給付等を行っています。また、手話通訳者つきの相談日（木曜日（月3回）午前10時～12時）、さらに専門の相談員（精神保健福祉士）による「こころの相談コーナー」（毎週木曜日、午前10時～午後4時）を設けています。

◆ **道南しょうがい者就業・生活支援センター**（愛称『すてっぷ』 函館市石川町90番地7
☎ 34 - 7177 FAX 34 - 5545）

障がいのある方が職業生活における自立を図れるように必要な支援を行います。

- ① 仕事を探している方や長続きしない方からの相談や、現在、職場で困っている方の相談を受け、ひとりひとりに合った支援を行います。
 - ・就職活動のアドバイス、サポート（各種訓練制度の紹介や実習場所の斡旋、職場見学の実施）
 - ・職場定着のアドバイス、サポート
 - ② 企業の障がい者雇用に関する相談を受け、アドバイスをします。
 - ③ 地域社会への働きかけを行います。
 - ・支援者、障がいのある方向けの勉強会や講演会の企画・実施
- ※ 仕事の斡旋は行っていません。

◆ **身体障害者相談員・知的障害者相談員**

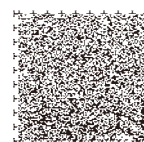
身体障がい者、知的障がい者の方、または、その保護者からの相談に応じ必要な援助を行うとともに、障がい者の地域活動の推進、福祉事務所等関係機関に対する協力等を行っています。

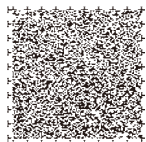
（令和6年8月1日現在）

身 体 障 害 者 相 談 員				
氏 名	住 所	電話・FAX	担当分野	所属団体
佐藤 秀臣	宮前町	41-2064	肢体	肢体障害者福祉協会
田辺 明子	弁天町	22-1812	肢体	肢体障害者福祉協会
山田 行広	入舟町	090-2697-9546	肢体	肢体障害者福祉協会
安立 直子	美原2丁目	46-2596	肢体	肢体障害者福祉協会
古林 恵子	北美原2丁目	46-7005	肢体	肢体障害者福祉協会
小西 誠	昭和3丁目	42-5707	視覚	視覚障害者福祉協議会
近藤 正樹	堀川町	090-2053-0203	視覚	視覚障害者福祉協議会
田中 祥平	富岡町1丁目	(FAX)76-9389	聴覚	聴覚障がい者協会
橋本 康治	西桔梗町	49-0269	肢体不自由児	肢体不自由児者父母の会
東 忠昭	富岡町1丁目	(FAX)83-7189	聴覚	中途失聴者・難聴者協会
白川 美紀子	的場町	53-5697	音声・言語	喉摘者福祉団体 道南銀鈴会
宮崎 久雄	高丘町	59-1761	難病	北海道難病連函館支部

知 的 障 害 者 相 談 員				
氏 名	住 所	電話・FAX	担当分野	所属団体
平清水 美奈	北美原3丁目	46-6150	発達障がい	北海道自閉症協会道南分会
相馬 ミ卫子	富岡町2丁目	43-9522	知的障がい	函館手をつなぐ親の会

各団体の連絡先は、82～83ページをご覧ください。





2 障害者手帳について

身体などの状態に応じて次の手帳の交付を受け、各種福祉制度を活用できます。

◆ 身体障害者手帳

身体障害者手帳（以下「手帳」という。）は、身体各機能のうち、視覚、聴覚または平衡機能、音声機能、言語機能またはそしゃく機能、肢体、内部（心臓・じん臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸・免疫・肝臓）の機能に永続する障がいがあり、身体障害者福祉法別表に掲げる障がいに該当すると認定された方に交付されます。（手帳の等級は、障がいの種類別に、重度の側から1級から6級まで定められています。）

＜交付申請＞ 次のものがが必要です。

- ① 申請書
- ② 指定医師の診断書（所定の様式以外のものは使用できません。）
※ 医療機関の指定医師に提出し、記入してもらってください。
※ 診断書の有効期限は、記載日から3か月以内です。
- ③ 写真1枚（大きさは「タテ4cm×ヨコ3cm」で、胸から上の写真）
※ 1年以内に撮影した写真で、帽子・サングラス等をしていないもの
（帽子については医療上等の理由がある場合、本人を認識するうえで支障のないものは可）
※ 写真用紙を使用し、鮮明なもの
- ④ マイナンバーカードまたは、番号通知カードと身分証明書（写真付きの場合1点、写真無しの場合2点）代理人の場合は、本人のマイナンバーカードまたは、番号通知カードと代理人の身分証明書（写真付きの場合1点、写真無しの場合2点）
- ⑤ 資格確認書（旧健康保険証）等・シャチハタ以外の印鑑（医師の診断書において障害等級が1～3級に該当する場合のみ）

＜再認定＞

障がいの状況について変化が予想される場合は、再認定を受けていただく場合があります。
対象となる方の手帳には、「再認定時期」を記載しており、その時期に市からお知らせします。

＜住所・氏名等の変更＞

手帳の交付後に、住所、氏名などが変わったときは、手帳を持参のうえ届け出てください。市外に転出したときは、転出先の市町村に届け出てください。

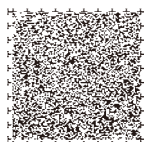
＜再交付・返還＞

障がいの状況が変わったとき、手帳を紛失・破損したときは、手帳の再交付を受けることができます。

再交付を受けたときは、再交付を受ける前の手帳について返還が必要です。また、死亡されたときについても返還が必要です。

再交付・返還の手続きに必要なもの

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・障がいの状況が変わったとき | － 上記＜交付申請＞の①～⑤ |
| ・紛失、破損したとき | － 上記＜交付申請＞の①、③、④ |
| ・紛失以外による再交付を受けたとき | － 再交付を受ける前の手帳 |
| ・死亡されたとき | － 手帳 |

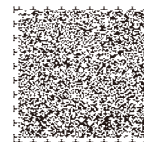


窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3264 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)
各支所（銭亀沢支所で住所・氏名等の変更手続きはできません）

◆ 療育手帳

知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、何らかの援助を必要とする状態にあると判断された方に対して、その障がい程度によって、A（重度）またはB（中、軽度）の療育手帳（以下「手帳」という。）が交付されます。



<判定>

手帳の交付の申請の前に、障がいの状況などについて判定（18歳未満の方は函館児童相談所、18歳以上の方は北海道立心身障害者総合相談所）を受ける必要があります。その場合、事前の予約が必要となりますので、下記までご相談ください。

窓口	障がい保健福祉課	(☎ 21 - 3302	FAX 27 - 2770)
	亀田福祉課	(☎ 45 - 5482	FAX 45 - 5486)

<交付申請> 次のものがが必要です。

- ① 申請書
- ② 写真1枚（大きさタテ4cm, ヨコ3cm）
（その他一無帽上半身でおおむね3か月以内に撮影したもの）
- ③ マイナンバーカードまたは、番号通知カードと身分証明書（写真付きの場合1点、写真無しの場合2点）代理人の場合は、本人のマイナンバーカードまたは、番号通知カードと代理人の身分証明書（写真付きの場合1点、写真無しの場合2点）

<再判定>

判定から一定の時期が経過したときに再判定を受ける必要があります。対象となる方は手帳に記載の次期判定の時期に、上記の窓口にご相談ください。

<住所・氏名等の変更>

手帳の交付後に、住所、氏名などが変わったときは、手帳を持参のうえ窓口へ届け出てください。市外に転出したときは、転出先の市町村へ届け出てください。

<再交付・返還>

障がいの状況が変わったときや、手帳を紛失・破損したときは、手帳の再交付を受けることができます。死亡されたときは、返還の手続きが必要です。

再交付・返還の手続きに必要なもの

- ・障がいの状況が変わったとき — 上記<判定>を受けます。
- ・紛失、破損したとき — 上記<交付申請>の①、②
- ・死亡されたとき — 手帳

窓口	障がい保健福祉課	(☎ 21 - 3264	FAX 27 - 2770)
	亀田福祉課	(☎ 45 - 5482	FAX 45 - 5486)
	各支所（銭亀沢支所で住所・氏名等の変更手続きはできません）		

○療育手帳の障害程度について（AとBとがあります）

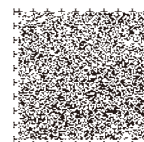
【A. 重度】

(1) 知能指数がおおむね35以下で、日常生活に常時介護を要し、次のいずれかに該当する方です。

- ① 食事、排泄、入浴および着脱衣などが困難であって、個別的指導や介助を必要とする。
 - ② 頻繁なてんかん発作、または失禁、異食、興奮等の行動を有し、常時注意と指導を必要とする。
- (2) 視覚障がい（強度の弱視を含む）や聴覚・音声・言語障がい（強度の難聴を含む）、肢体障がい
で身体障害者手帳の等級が1級～3級で知能指数がおおむね50以下の方。

【B. 中度、軽度】

知能指数が35～50程度（中度）の方と、50～75程度（軽度）の方です。



◆ 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある場合、その程度により1級から3級までの手帳が交付されます。

＜新規申請・更新申請または障がいの等級の変更申請に必要なもの＞

- ① 申請書
- ② 写真1枚（大きさタテ4cm、ヨコ3cm）
（その他―無帽上半身で申請日から1年以内に撮影したもの。更新申請で手帳の有効期限の記載欄が残っている場合は不要）
- ③ 次のアまたはイの書類
 - ア 精神障がいを理由に障害年金を受給されている方
 - ・障害年金の年金証書の写し
（年金裁定通知書と一体となっている証書については、その部分を含む。）
 - ・直近の年金振込通知書または年金支払通知書の写し
 - イ ア以外の方
 - ・申請用診断書（精神障がいに係る初診日から6か月を経過した日以降のものに限る。作成日から3か月有効）
- ④ 手帳（新規申請の場合は不要）
- ⑤ マイナンバーカードまたは番号通知カード

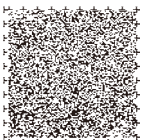
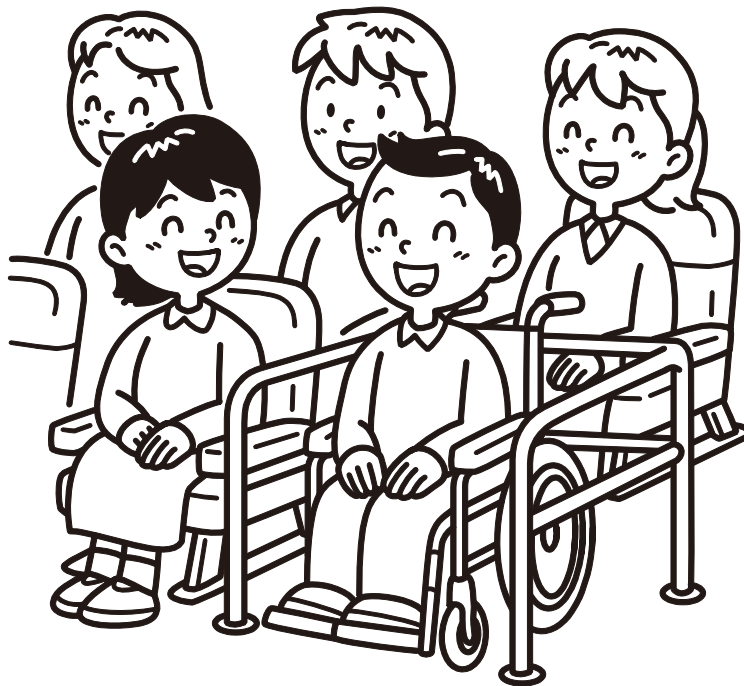
◎ 手帳の有効期限は2年間です。有効期限が切れる3か月前から更新の手続きができます。

◎ 住所、氏名が変わったときは、手帳を持参して下記の窓口へ届け出てください。

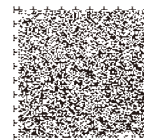
◎ 手帳を紛失、破損したときは、手帳の再交付を受けることができますので、写真を持参して下記の窓口へ届け出てください。

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3077 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)
戸井、恵山、椴法華、南茅部の各支所



3 手当について



障がいのある方に、その生活の一助となるよう障がいの程度に応じて手当が支給されます。

◆ 特別障害者手当

20歳以上で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給します。

- ＜対 象 者＞ ・重度の障がいがある方（手帳に記載の等級がおおむね1～2級）
・重度の障がいにより常時安静が必要で、日常生活動作が1人では全くできない方
※ 身体障害者手帳または療育手帳の有無は問いません。
- ＜手 当 額＞ 月額 28,840円
- ＜支 給 月＞ 2月、5月、8月、11月に3か月分を支給します。
- ＜支給対象外＞ ・病院等に3か月を超えて入院している方
・施設に入所している方
- ＜そ の 他＞ 所得制限により支給停止となる場合があります。

＜申請手続きに必要なもの＞

- ① 身体障害者手帳または療育手帳（手帳が交付されている場合）
- ② 認定請求書、所得状況届
- ③ 請求者のマイナンバーカードまたは番号通知カード（請求者に配偶者や扶養義務者がいる場合はその方の分も必要です。）
- ④ 診断書（所定の様式以外のものは使用できません。）
- ⑤ 請求者名義の銀行の預金通帳（ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名と口座番号が必要です。）
- ⑥ その他 同意書 など（所得証明書などが必要になる場合があります。）

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3302 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)
各支所

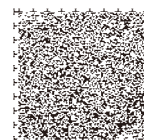
◆ 障害児福祉手当

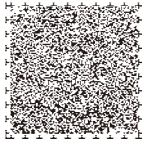
20歳未満で、日常生活において常時の介護を必要とする児童に支給します。

- ＜対 象 者＞ 最重度の障がいのある児童
- ＜手 当 額＞ 月額 15,690円
- ＜支 給 月＞ 2月、5月、8月、11月に3か月分を支給します。
- ＜支給対象外＞ ・施設に入所している児童
・障がいを支給事由とする年金を受給している児童
- ＜そ の 他＞ 所得制限により支給停止となる場合があります。
- ＜申請手続きに必要なもの＞ 「特別障害者手当」参照

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3302 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)
各支所





◆ 特別児童扶養手当

精神や知的、身体に重度または中度の障がいがある20歳未満の児童を養育している方に支給します。

＜手 当 額＞ 重度の場合 月額 55,350円

中度の場合 月額 36,860円

＜支 給 月＞ 4月, 8月, 11月

※新規認定された方など、有期認定の判定結果が出るまでに上記支給月後に認定された場合、認定手続きの都合上、上記支給月の他の月にも随時手当が支給される場合があります。

＜支給対象外＞ ・対象児童が施設に入所している方
・対象児童が障がいを支給事由とする年金を受給している方

＜そ の 他＞ 所得制限により支給停止となる場合があります。

＜申請手続きに必要なもの＞

- ① 身体障害者手帳または療育手帳（手帳の交付を受けていなくても申請できます。）
- ② 認定請求書 ③ 診断書（所定の様式以外のものは使用できません。）
- ④ 請求者と対象児童のマイナンバーカードまたは番号通知カード（配偶者や扶養義務者がいる場合はその方の分も必要です。）
- ⑤ 戸籍謄本 ⑥ 請求者の預金通帳 ⑦ 振込先口座申出書
- ⑧ その他（申立書、所得証明書などが必要になる場合があります。）

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3302 FAX 27 - 2770)

亀田福祉課 (☎ 45 - 5481 FAX 45 - 5486)

各支所

◆ 児童扶養手当

次のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（一定程度以上の障がいのある児童は20歳未満）を監護する父、母または父・母に代わってその児童を養育している方に支給します。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が一定程度の障がい（国民年金法の1級程度）の状態にある児童
- ④ 父または母が生死不明の児童
- ⑤ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨ 棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない児童

＜手 当 額＞ (令和6年11月分から) 1人目 月額 45,500円～10,740円
2人目以降 加算 10,750円～ 5,380円

＜支 給 月＞ 1月, 3月, 5月, 7月, 9月, 11月

＜支給対象外＞ ・対象児童が里親に委託されたり、児童福祉施設（母子ホーム、保育所、児童の通所施設を除く）に入所しているとき
・対象児童が父または母の配偶者（事実婚、内縁関係含む）に養育されているとき
・受給資格者または対象児童の公的年金等受給額が児童扶養当月額を上回るとき

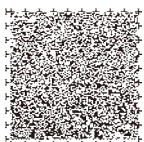
＜そ の 他＞ 所得制限があります。

窓口

子育て支援課 (☎ 21 - 3267 FAX 27 - 6262)

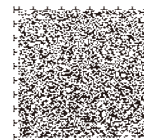
亀田福祉課 (☎ 45 - 5481 FAX 45 - 5486)

各支所



4 年金について

障がいに関する各種の年金制度があります。



◆ 障害基礎年金

次の要件を満たしている方の障がいの程度が、初診日から1年6か月たった日あるいは1年6か月たたない間に治った日（症状が固定した日）に、国民年金法の障害等級表の1級または2級に該当していると認められたときに支給されます。

- (1) 国民年金の被保険者期間中（被保険者であった方が日本国内に居住している60歳以上65歳未満の間を含む。）に、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日（初診日）のある病気やけがによる障がいであること。
- (2) 障がいのもとになった病気やけがでの初診日の前日において、初診日の前々月までの被保険者期間のうち、保険料の納付済期間と免除期間を合算した期間が3分の2以上あること。
（初診日が令和8年3月31日までの間にあるときは、初診日の前々月までの直近1年間に保険料の滞納がなければよいことになっています。）

また、20歳前に初診日がある場合は、20歳になったとき（障がい認定日が20歳以後のときは障がい認定日）に障がいの程度が障害等級表の1級または2級に該当すると認められると支給されますが、一定の所得制限が設けられています。

(令和6年度年金額)	1級	68歳未満	年額	1,020,000円
		68歳以上	年額	1,017,125円
	2級	68歳未満	年額	816,000円
		68歳以上	年額	813,700円
子の加算	2人目までは1人につき			234,800円
	3人目からは1人につき			78,300円

※ 納付要件等の確認のほか、年齢や他の年金を受けていることなどによる制限もあります。

※ 障害基礎年金の裁定請求書は、初診日が第3号被保険者期間にある場合は、函館年金事務所に提出していただくこととなります。初診日が第1号被保険者期間にある場合は、函館市に提出していただくこととなります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

窓口

国保年金課 (☎ 21 - 3159 FAX 22 - 2800)

亀田支所 (☎ 45 - 5582 FAX 45 - 1090)

湯川支所 (☎ 57 - 6163 FAX 59 - 4837)

各支所（裁定請求は受け付けておりません。）

函館年金事務所 (☎ 31 - 9086)

※障害年金等に関し、年金事務所窓口でのご相談を希望される場合は、事前に電話でご予約のうえ、ご来所ください。

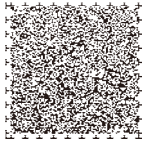
※お電話をいただいた際、音声案内が流れましたら「1」を、次の音声案内が流れましたら「2」を押してください。

◆ 障害厚生年金

○ 障害厚生年金（1級・2級） + 障害基礎年金

厚生年金の被保険者が、在職中に初診日のある傷病・けがにより、初診日から1年6か月たった日あるいは1年6か月たたない間に治った日（症状が固定した日）に、国民年金法の障害等級表の1級または2級に認められたときに、障害基礎年金と障害厚生年金が支給されます。ただし、初診日の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上は、保険料納付済期間および免除期間であることが必要です。（初診日が令和8年3月31日までの間にあるときは、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければよいことになっています。）





○ 障害厚生年金（３級）

上記の在職時および納付要件のある方の障がい程度が３級に該当する場合、厚生年金保険から独自に支給されます。

○ 障害手当金（一時金）

上記の在職時および納付要件のある方の傷病が、初診から５年以内に治癒し、３級よりやや軽い障がいが残ったときに支給されます。

窓口

函館年金事務所 函館市千代台町２６番３号 (☎ 31 - 9086)

※障害年金等に関し、年金事務所窓口でのご相談を希望される場合は、事前に電話でご予約のうえ、ご来所ください。

※お電話をいただいた際、音声案内が流れましたら「１」を、次の音声案内が流れましたら「２」を押してください。

○ 障害者手帳と障害年金の関係について

障害者手帳と障害年金は、どちらも障がいのある方の日常生活にとって大切なものですが、障害者手帳と障害年金では認定基準が異なり、障害者手帳を交付されている方が必ず障害年金を受給できるとは限りませんし、障害者手帳の交付を受けていなくても障害年金を受給できる場合もあります。

また、受給するには、年齢や、年金保険料の支払状況等に関する条件もありますので、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。



◆ 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金を受給していない障がい者の方を対象に、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

- ＜対 象 者＞ ① 平成３年３月以前に国民年金の任意加入対象であった学生
 ② 昭和６１年３月以前に国民年金の任意加入対象であった厚生年金、共済組合等の加入者の配偶者
 ①か②のいずれかであって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金１級、２級の障がいに該当する方

＜支 給 額＞ １級：月額 ５５，３５０円 ２級：月額 ４４，２８０円

＜そ の 他＞ 所得制限があります。

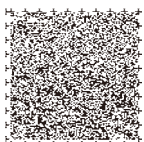
窓口

国保年金課 (☎ 21 - 3159 FAX 22 - 2800)

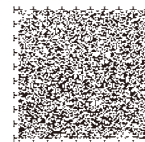
函館年金事務所 (☎ 31 - 9086)

※障害年金等に関し、年金事務所窓口でのご相談を希望される場合は、事前に電話でご予約のうえ、ご来所ください。

※お電話をいただいた際、音声案内が流れましたら「１」を、次の音声案内が流れましたら「２」を押してください。



5 保険と貸付制度について



◆ 心身障害者扶養共済制度

障がいのある方の保護者が一定期間掛金を支払うことにより、保護者が死亡した時などに、障がいのある方の生活の安定を図るため、一定額の年金を支給する相互扶助制度です。

＜心身障がい者の範囲＞

- ① 知的障がい者
- ② 身体障がい者……障害等級が1級～3級までに該当する方
- ③ そ の 他……精神または身体に永続的な障がいを有する方で、①または②と同程度の障がいと認められる方。
(例えば、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病、精神疾患等による方)

＜加入資格＞

- ① 道内に住所があること（札幌市に住所のある方は除く。）
- ② 年齢が65歳未満であること（年齢は毎年度4月1日の年齢です。）
- ③ 特別な疾病または障がいがなく、生命保険に加入できる健康状態であること

＜掛金月額＞

- 掛金の額（月額）は、1口目加入時または2口目加入時の年齢により固定となります。
- ※ 該当となる障がい者1人につき、2口まで加入できます。
 - ※ 掛金の支払期間は、加入者が満65歳に到達しかつ20年以上加入した場合に満了となります。

＜年金の支給＞

加入者が死亡し、または重度障がいとなったときは、請求に基づきその月から障がいのある方に1口の場合は月2万円、2口の場合は月4万円の年金が生涯にわたり支給されます。

＜掛金の減免と助成＞

- ① 北海道では、掛金を納付することが困難な方の掛金を減免しています。ただし、この減免措置は、1口目の掛金に限ります。
対象者…生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割非課税世帯
- ② 函館市では、市に居住する加入者に対し納付した1口目の掛金の一部を助成しています。
(北海道からの減免を受けた場合には、減免後の額に別に定めた額を助成します。)

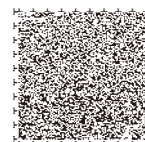
窓口

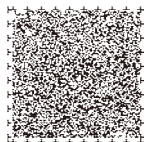
加入手続、掛金の減免および年金の支給について

渡島総合振興局保健環境部社会福祉課 (☎ 47 - 9531 FAX 47 - 9225)

加入されている方への掛金の一部助成について

函館市保健福祉部障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3254 FAX 27 - 2770)





◆ 介護保険制度

介護保険は、介護が必要な方を社会全体で支え合うことを目的としてつくられた制度です。

- ・保健・医療・福祉のサービスが総合的に利用できます。
- ・保険料を負担して給付を受けるという社会保険方式です。

＜制度の運営＞

市が保険者となって運営します。

介護保険に加入し保険料を納付する方は、40歳以上の方全員です。

＜介護サービスの利用＞

① 65歳以上の方

原因のいかんを問わずに、介護が必要と認められた場合に、サービスを利用できます。

② 40歳～64歳までの方

健康保険に加入し、老化に伴う病気（特定疾病）が原因で、介護が必要と認められた場合に、サービスを利用できます。

○特定疾病の種類

- ①がん※ ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症(ALS) ④後縦靱帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗しょう症
⑥初老期における認知症 ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病
⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症（ウェルナー症候群等） ⑪多系統萎縮症
⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症
⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変形性関節症

（※）医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る

＜障がいのある方と介護保険制度＞

① 在宅サービス

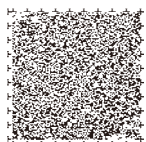
障がい者福祉施策と介護保険とで共通するサービスについては、個々の障がい者の特性を考慮し必要と認められるものは、引き続き障がい者福祉施策として提供されます。また、手話通訳者の派遣や社会参加促進のための事業など介護保険にないサービスについても同様に、障がい者福祉施策として提供されます。

② 施設サービス

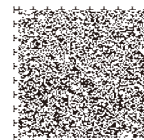
介護保険施設と障がい者福祉施設とでは、それぞれ目的、機能が異なっているため、利用者の状況に応じて利用ができます。

窓口

高齢福祉課 （☎ 21 - 3025 FAX 26 - 5936）



◆ 生活福祉資金貸付制度



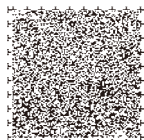
資金の目的	貸付上限額の目安	返済期間 (据置期間経過後)
生業を営むために必要な経費	4,600,000 円	20 年以内
技能習得に必要な経費およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6 月程度 1,300,000 円 1 年程度 2,200,000 円 2 年程度 4,000,000 円 3 年以内 5,800,000 円	8 年以内
住宅の増改築、補修等および公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000 円	7 年以内
福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000 円	8 年以内
障害者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000 円	8 年以内
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	5,136,000 円	10 年以内
負傷または疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）およびその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	・療養期間が1 年を超えないときは 1,700,000 円 ・1 年を超え1 年6 か月以内のときは 2,300,000 円	5 年以内
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）およびその期間中の生計を維持するために必要な経費	・介護サービスを受ける期間が1 年を超えないときは 1,700,000 円 ・1 年を超え1 年6 か月以内のときは 2,300,000 円	5 年以内
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	1,500,000 円	7 年以内
冠婚葬祭に必要な経費	500,000 円	3 年以内
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	500,000 円	3 年以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	500,000 円	3 年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	500,000 円	3 年以内

- ・据置期間は6か月以内となっています。
- ・貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年 1.5%
- ・民生委員の相談支援が前提です。
- ・他の公的な貸付制度を利用可能な場合は、他制度優先となります。
- ・発注、購入および支払済の経費は貸付対象外です。
- ・貸付により世帯の経済的自立が図られると見込まれることが必要です。
- ・貸付金の返済が見込めない場合は、貸付を行うことができません。
- ・それぞれの資金に貸付要件がありますので、詳細は下記窓口までお問い合わせください。

窓口

函館市社会福祉協議会 (☎ 23 - 2226 FAX 23 - 2224)





6 健康と医療について

◆ 自立支援医療の給付

更生医療

身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方で、その障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

障がいの内容に応じて、次のような医療給付を受けることができます。

＜例＞	
肢体不自由 ……………	人工関節置換術、関節形成術等
じん臓機能障害 ……………	人工透析療法、腎移植術、腎移植後抗免疫療法等

＜申請＞ 次のものがが必要です。

更生医療を受けるためには、事前の申請が必要となり、支給決定まで一定の期間を要しますので、お早めにご相談ください。

- ① 申請書
- ② 医師の意見書（医療を受けようとする更生医療指定医療機関の医師が記入したもの。）
- ③ 身体障害者手帳（手帳をお持ちでない方は同時申請することができます。）
- ④ 世帯全員分の資格確認書（旧健康保険証）等（次の受給者証等をお持ちの方は、合わせて必要となります。）
 - ・ 特定疾病療養受療証
 - ・ 重度心身障害者医療費受給者証
- ⑤ 収入の確認できる書類（市町村民税非課税の場合）
- ⑥ マイナンバーカード、または、番号通知カードと身分証明書（写真付きの場合 1 点、写真無しの場合 2 点）代理人の場合は、本人のマイナンバーカード、または、番号通知カードと代理人の身分証明書（写真付きの場合 1 点、写真無しの場合 2 点）

※ マイナンバーの確認により、提出を省略することができる書類があります。また、このほか、申請される方の申請内容や世帯の状況などにより、追加で必要な書類のご提出をお願いすることがあります。

＜利用者負担＞

市町村民税の課税額等に応じて1か月あたりの自己負担上限額が決められています。（医療費の1割を超えて負担することはありません。）

また、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額等は自己負担になります。

窓口

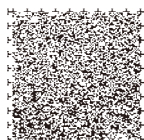
障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3187 FAX 27 - 2770)
 亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)
 各支所

育成医療

18歳未満で肢体、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、内臓、免疫機能に障がいがあり、手術等を必要とする児童の健全な育成を図るため、生活の能力を得るために必要な医療に要した費用の一部を公費負担し、ご家族の負担軽減を図ることを目的とした制度です。申請方法等につきましては、下記窓口にお問い合わせください。

窓口

母子保健課 (☎ 32 - 1533 FAX 32 - 1506)



精神通院医療

精神疾患のある方が、指定を受けた病院、薬局等で該当する医療を受ける場合に、その医療に必要な費用の一部が公費負担となります。

申請方法等につきましては、下記窓口にお問い合わせください。

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3077 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)
戸井、恵山、楳法華、南茅部の各支所

◆ 指定難病患者に対する医療費の助成

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病に罹患し、長期にわたり療養を必要とする指定難病患者に対し、負担軽減を図ることを目的として、治療に要した費用の一部を公費負担しています。

指定難病の疾病名や申請方法等につきましては、下記窓口にお問い合わせください。

＜対象者＞ 国または北海道が指定する難病に罹患している方で、道の指定難病審査会において認定され、医療受給者証の交付を受けた方

窓口

保健予防課 (☎ 32 - 1547 FAX 32 - 1526)

◆ 小児慢性特定疾病医療の給付

慢性的な疾病により、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、治療に要した費用の一部を公費負担し、ご家族の負担軽減を図ることを目的とした制度です。

疾病により適用に制限・条件があります。また、制度が利用できるのは指定小児慢性特定疾病医療機関となります。申請方法等につきましては、下記窓口にお問い合わせください。

＜対象疾病群＞ 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

＜対象年齢＞ 18歳未満

※ すでに給付を受けており、18歳になった後も引き続き治療が必要であると認められる方は、最長20歳まで給付の対象となります。

窓口

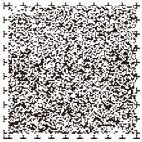
母子保健課 (☎ 32 - 1533 FAX 32 - 1506)

◆ 小児慢性特定疾病児童等への相談支援

小児慢性特定疾病児童およびご家族に対し、専任の自立支援員が各種の相談に応じ、必要な情報提供などを行います。

窓口

母子保健課 (☎ 32 - 1533 FAX 32 - 1506)
障害者生活支援センター「ぱすてる」 (☎ 34 - 2611 FAX 34 - 2612)



◆ 重度心身障害者（児）医療費の助成

＜対 象 者＞ 身体障害者手帳の等級が１～３級に該当する方、知的障がいのある方で知能指数が５０以下（重度・中度）の方、および精神障害者保健福祉手帳の等級が１級の方です。ただし、所得による制限があります。

※６５歳以上で後期高齢者医療制度に加入しないときは受給資格がなくなります。

＜助 成 範 囲＞ 資格確認書（旧健康保険証）等を使って病院等で診察を受けた場合や、薬剤の支給を受けた場合などに支払うことになっている保険の自己負担分です。
（精神障がい１級の方の入院は対象外となります。）
ただし、下記の自己負担額および食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、訪問看護療養費の基本利用料等は助成の対象外となります。

- ＜自己負担額＞ ① 市町村民税非課税世帯に属する受給者
初診時に一部負担金（医科５８０円、歯科５１０円、柔整等２７０円）
ただし、訪問看護は１割（※１）
② 市町村民税課税世帯に属する受給者
かかった医療費の１割（※２）

※１ 月額上限は非課税世帯８，０００円、課税世帯１８，０００円です。

※２ １か月の自己負担合計額が、通院で１８，０００円または通院と入院で５７，６００円を超えた場合や、同一世帯に同じ重度の受給者がいる場合でそれぞれの１か月の自己負担額を合算して５７，６００円を超えた場合、市に申請すると超えた分の助成を受けられます。

※２ 通院と入院で、過去１２か月に３回以上、自己負担額が上限額に達した場合は、４回目から「多数回」該当となり、上限額が４４，４００円に下がります。

※２ 通院の自己負担額の年間（８月１日から翌年７月３１日まで）の上限額は、１４４，０００円となります。

＜高額療養費の手続きについて＞

保険診療に係る医療費が高額療養費の対象となったときは、各保険者に高額療養費を請求するため、被保険者の方に申請書をお送りし、押印をお願いすることがありますのでご協力ください。

また、被保険者の方に高額療養費が直接支払われたときは、市へ返納していただくこととなりますので、ご了承ください。

窓口

障がい保健福祉課	(☎ 21 - 3187	FAX 27 - 2770)
亀田支所	(☎ 45 - 5582	FAX 45 - 1090)
湯川支所	(☎ 57 - 6163	FAX 59 - 4837)
各支所		



◆ ひとり親家庭等医療費の助成

母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭の方が医療機関等で診療を受けたときの保険診療に係る医療費について助成しています。申請方法や助成内容等につきましては、下記窓口にお問い合わせください。

＜対 象 者＞ ひとり親家庭や両親のいない家庭の20歳未満の子とひとり親家庭の母または父または父が重度の障がい(※)である児童とその母または父
※重度の障がいとは障害基礎年金1級程度に該当し労働能力を失っている状態。

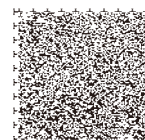
窓口	子育て支援課	(☎ 21 - 3181	FAX 27 - 6262)
	亀田支所	(☎ 45 - 5582	FAX 45 - 1090)
	湯川支所	(☎ 57 - 6163	FAX 59 - 4837)
	各支所		

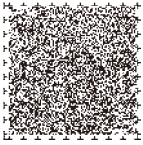
◆ 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方を対象とした医療制度ですが、一定の障がいがある方で、申請し、北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けると、65歳から加入することができます。申請方法や保険料、給付内容等につきましては、下記窓口にお問い合わせください。

＜対 象 者＞ 国民年金などの障害年金1, 2級を受給している方や身体障害者手帳1～3級および4級の一部（音声・言語機能障害、下肢障害の一部）、精神障害者保健福祉手帳1, 2級、療育手帳A（重度）判定をお持ちの方等です。

窓口	国保年金課	(☎ 21 - 3184	FAX 22 - 2800)
	亀田支所	(☎ 45 - 5582	FAX 45 - 1090)
	湯川支所	(☎ 57 - 6163	FAX 59 - 4837)
	各支所		



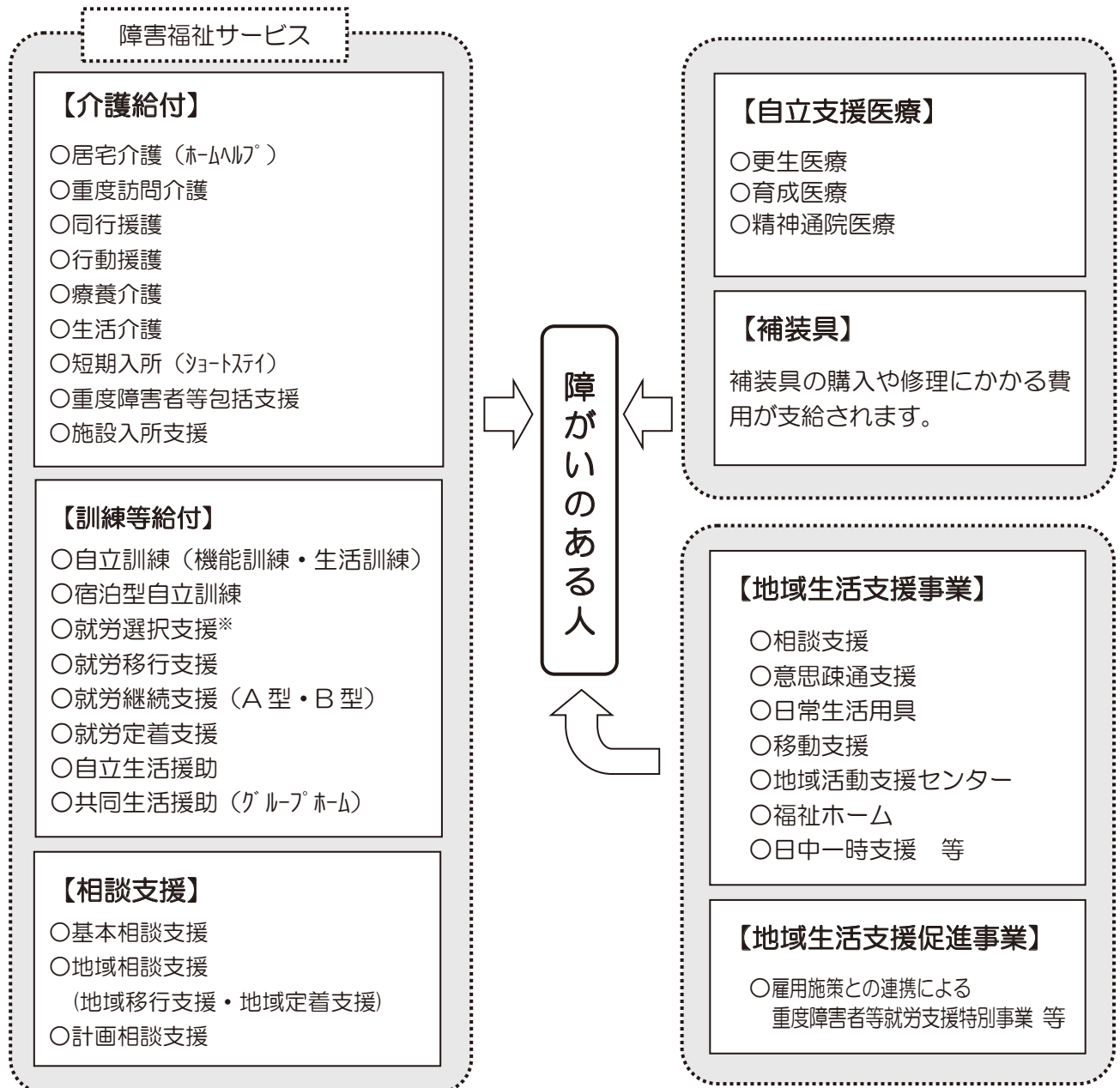


7 障害者総合支援法のサービスについて

1 障害者総合支援法のポイント

- 身体・知的・精神の三つの障がい福祉制度を一元化
- 障がいのある人がもっと「働ける社会」に
- 利用者本位のサービス体系に再編
- 支給決定の手続きや基準の透明化，明確化
- サービス費用をみんなで支え合う（国と北海道の費用負担の義務化，利用者の応能負担）
- 障がい者の範囲に難病を加える。

2 障害者総合支援法の給付・事業



※「就労選択支援」は、令和7年10月に新たに創設される障害福祉サービスです。

3 障害福祉サービスについて

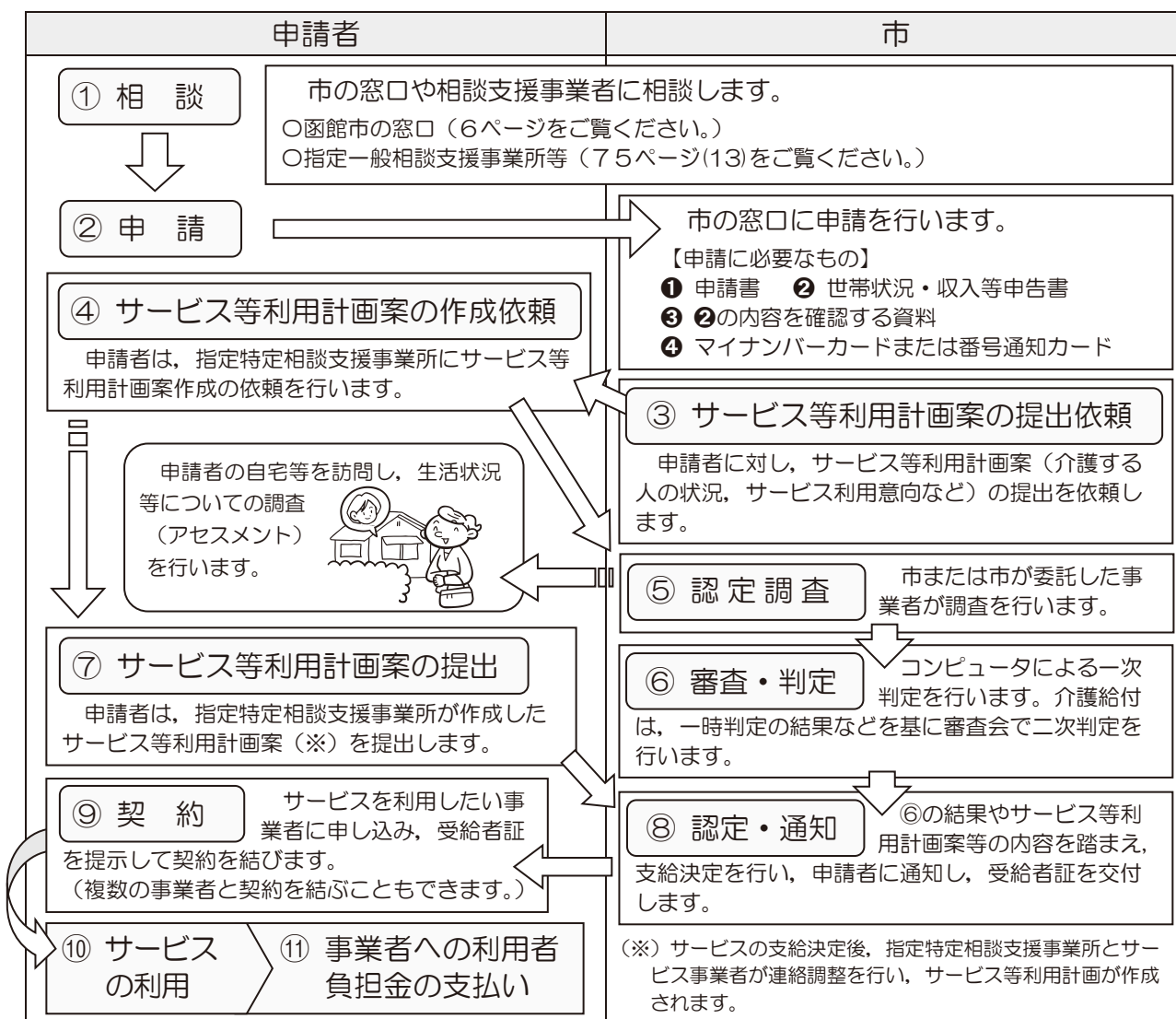
(1) サービスの内容

障害福祉サービスの内容は次に掲げるとおりです。これらのサービスを利用するためには、申請をして支給決定を受ける必要があります。

区分	サービス名	サービス内容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	入浴や排泄、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護を行います。
	重度訪問介護	常時介護を要する方に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
	同行援護	視覚に障がいがある方に、外出時の移動の支援や外出先において必要な視覚的情報の支援などを行います。
	行動援護	行動が困難で常に介護の必要な方に、外出時の移動の支援や、危険回避のための援護などを行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要度がとても高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した方の就労に伴う生活上の支援やニーズに対応できるよう支援を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設等から、一人暮らしへ移行を希望する知的障がいや精神障がいのある方に、理解力や生活力等を補う支援を行います。
日中活動系サービス	短期入所 (ショートステイ)	介護している方の病気などのため、一時的に介護を受けることができないときに、施設に短期間入所できます。
	生活介護	主に日中に障害者支援施設などで介護サービスや、創作的活動の提供を行います。
	療養介護	病院などの施設において、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
	就労選択支援	障がいのある方が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択に向けた支援を行います。なお、令和7年10月以降、原則として就労継続支援B型の利用申請前に就労選択支援を利用することとなります。
	就労移行支援・ 就労移行支援(養成施設)	一般就労を希望する方に、知識や能力向上のための訓練などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等で雇用されることが困難な方に、働く場の提供や、知識や能力向上のための訓練を行います。
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助または、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	施設入所支援	障害者支援施設において、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援を行います。
地域相談	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方を、地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する方に、常時の連絡体制を確保し、緊急時における相談や支援を行います。



(2) サービスの利用方法



(3) サービスの利用にかかる費用

障害福祉サービスを利用する場合の自己負担は、所得等に応じて負担上限額月額が決められています。

【利用者負担に関する配慮】

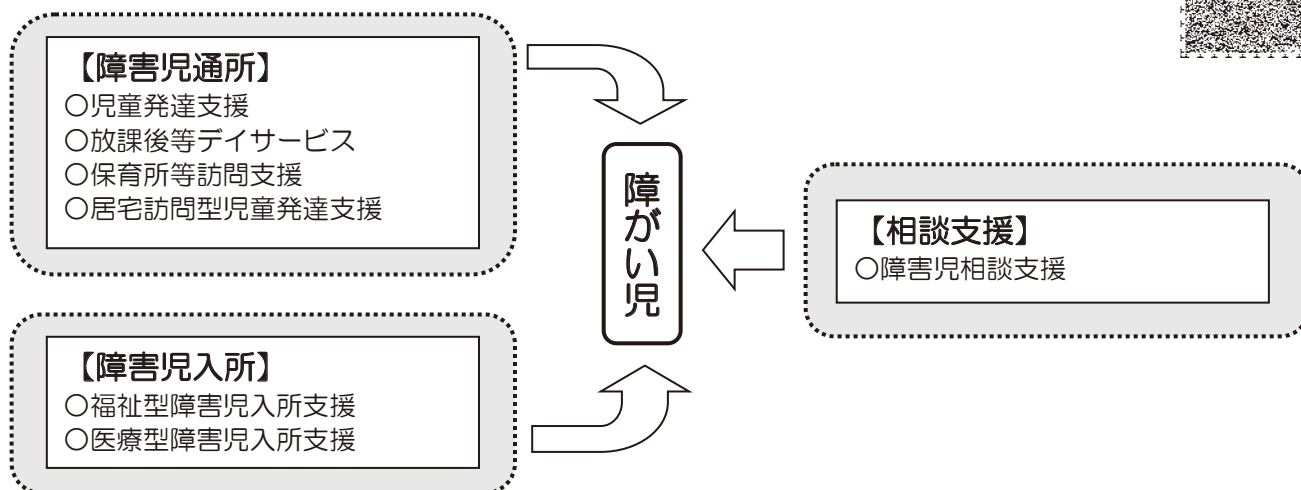
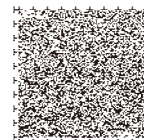
- 同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人がほかにもいたり、介護保険サービスと障害福祉サービスを合わせて利用する人がいる場合、世帯で決められた額を超えて支払った場合には、高額障害福祉サービス費が支給されます。
- 障害者支援施設などを利用する場合は、食費や光熱水費などは自己負担となりますが、収入の少ない方は、申請により負担が軽減されます。
- グループホームの入居者に対し、家賃の助成（月額1万円（最大））があります。
 ※「生活保護」「低所得（市町村民税非課税世帯）」については、利用者負担額はありません。
 詳しいことは、下記窓口までお問い合わせください。

窓口

- 身体、知的に障がいのある方と障がいのある児童
 障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3302 FAX 27 - 2770)
 亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)
- 精神障がいのある方
 障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3077 FAX 27 - 2770)



4 障がい児のサービスについて



区分	サービス名	サービス内容
障害児通所	児童発達支援	児童発達支援センター，児童発達支援事業所で未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導，集団生活への適応訓練，その他必要な支援や肢体不自由児に治療を行います。
	放課後等デイサービス	通学中の障がい児に対して，放課後や夏休み等の長期休暇中において，生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流促進等を行います。
	保育所等訪問支援	児童発達支援センター等の職員が，幼稚園や保育所にいる児童に対し，専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいの状態にあり，児童発達支援等を受けるための外出が困難な障がい児の居宅に訪問し，障がい児に日常生活における基本的な動作の指導，集団生活への適応訓練等を行います。
障害児入所	福祉型障害児入所支援	施設に入所している障がい児に対して，保護，日常生活の指導および知識技能の付与を行います。
	医療型障害児入所支援	施設に入所または指定医療機関に入院している障がい児に対して，保護，日常生活の指導および知識技能の付与並びに治療を行います。
相談支援	障害児相談支援	・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成します。 ・給付決定後，事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成します。

※ 障害児通所支援（※１）を利用する就学前の児童の兄弟が保育所等（※２）に通う場合または世帯の市民税所得割の合算額が７７，１０１円未満の場合で，当該乳幼児より年齢が上の生計を一にするきょうだいがいる場合に，利用者負担の軽減（多子軽減措置）があります。

※１ 児童発達支援または保育所等訪問支援

※２ 保育所，幼稚園，特別支援学校の幼稚部等

※ 障害児通所支援の利用方法については，２８ページをご参照ください。

※ 障害児通所支援（※３）を利用する満３歳になった年度の翌年度の４月１日から小学校就学まで利用者負担が無償化されます。詳細については，下記窓口までお問い合わせください。

※３ 児童発達支援，居宅訪問型児童発達支援または保育所等訪問支援

詳細については，下記窓口までお問い合わせください。

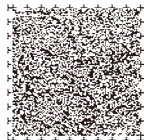


障がい保健福祉課
亀田福祉課

(☎ 21 - 3302, 3077
(☎ 45 - 5482

FAX 27 - 2770)
FAX 45 - 5486)





8 障害者総合支援法のその他のサービスについて

1 補装具費の支給

身体の障がいを補うための用具の購入や借受け、修理費用の一部を支給します。なお、支給にあたっては、前年度市町村民税所得割の額によって利用者負担があります。

補装具は、障がいの内容に応じて、下記の種目があります。

＜補装具の種類＞ ※一部、介護保険が優先となる種目があります。

障 が い 別	種 目
視 覚 障 が い 者（児）用	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、コンタクトレンズ
聴 覚 障 が い 者（児）用	補聴器、人工内耳（音声信号処理装置）
音声言語機能障がい者（児）用	重度障害者用意思伝達装置
肢 体 障 が い 者（児）用	義手、義足、上肢装具、下肢装具、体幹装具、車いす、歩行器、歩行補助つえ（松葉づえ）、座位保持いす、姿勢保持装置など

＜申 請＞ 事前の申請が必要となり、申請には次のものが必要です。

- ① 申請書
- ② 補装具費支給意見書（医師に記入してもらいます。）
- ③ 補装具費の見積書
- ④ 身体障害者手帳
- ⑤ マイナンバーカード、または、番号通知カードと写真付きの身分証明書

※ 補装具費支給意見書は、種目、給付履歴等により省略できる場合があります。

※ 補装具費の見積書は、希望する業者によるもので構いませんが、その業者が函館市に事業者登録をしている必要がありますので、必ずご確認ください。

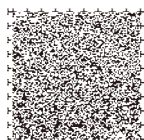
＜費 用＞ 本人および配偶者等の市町村民税の課税状況によって負担額が決められています。
また、障害福祉サービスを併用している場合は、高額障害福祉サービス等給付費の合算の対象となります。

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3302 FAX 27 - 2770)
 亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)
 各支所

2 自立支援医療費の給付

※ 詳しいことは、22 ページをご覧ください。



3 地域生活支援事業

障がいのある方の地域での生活を支援するため、次のような事業を実施しています。

◆ 意思疎通支援

(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚などに障がいのある方のコミュニケーションを支援するために、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。利用にあたっては、事前に利用登録が必要です。

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3263 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)
障害者生活支援センター「ぱすてる」 (☎ 34 - 2611 FAX 34 - 2612
年中無休 午前9時～午後6時)

(2) 盲ろう者通訳・介助員の派遣

視覚と聴覚の重複障がいのある重度の盲ろう者の方のコミュニケーションを支援するために、盲ろう者通訳・介助員を派遣します。利用にあたっては、事前に利用登録が必要です。

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3263 FAX 27 - 2770)

(3) ろうあ相談員

聴覚などに障がいのある方が抱える日常生活上の問題解決に必要な助言等を行う専門の相談員を配置しています。

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3302 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)

(4) 専任手話通訳者

聴覚などに障がいのある方とのコミュニケーションを図るため、手話通訳者を配置しています。

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3302 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)
湯川福祉課(毎週月曜日) (☎ 57 - 6170 FAX 57 - 4134)

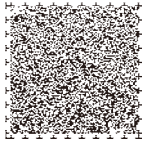
(5) 代筆・代読支援員の派遣

視覚障がいにより字の読み書きが困難な方に本人に代わって書類等の読み書きを行う代筆・代読支援員を派遣します。利用にあたっては、事前に利用登録が必要です。

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3263 FAX 27 - 2770)





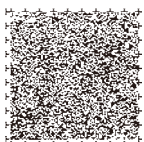
◆ 日常生活用具の給付と貸与

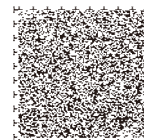
重度の障がいのある方などが日常生活を行うために必要な用具を給付、貸与します。

名称が の種目は、介護保険優先となります。

名 称		障 が い 等 級 等	対象年齢	備 考
介護・訓練支援用具	特 殊 寝 台	下肢・体幹1～2級	18 歳以上	電動介護ベッド
	体 位 変 換 器		6 歳以上	スライドボードなど
	入 浴 担 架		3 歳以上	
	訓 練 用 ベ ッ ド		6～18 歳	
	訓 練 い す		6～18 歳	
	移 動 用 リ フ ト		3 歳以上	吊り上げ方式（天井走行型を除く）
	特 殊 マ ッ ト	下肢・体幹1 級、知的障がい重度	3 歳以上	じよく瘡予防ができるマット
	特 殊 尿 器	下肢・体幹1 級、知的障がい重度	6 歳以上	
自立生活支援用具	移 動 ・ 移 乗 支 援 用 具	脳原性運動機能障害等による移動機能障がいにより車いすを利用し、かつ下肢装具を装着している	—	温かいブーツ等
	入 浴 補 助 用 具	下肢・体幹	3 歳以上	スロープ等 シャワーチェア等
	歩 行 補 助 杖		—	T 字状・棒状つえ
	便 器	下肢・体幹1～2 級	6 歳以上	かぶせて和式を洋式にする便器
	特 殊 便 器	上肢1～2 級、知的障がい重度		洗浄機能付便座
	電 磁 調 理 器	視覚1～2 級、知的障がい重度	18 歳以上	原則、視覚障害者のみの世帯
	歩 行 時 間 延 長 信 号 機 用 小 型 送 信 機	視覚1～2 級	6 歳以上	施設内の送信機の案内を受信できるもの、または信号機内の受信機に歩行時間延長信号を送信できるもの
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚2 級	18 歳以上	原則聴覚障がい者のみの世帯（目覚時計、屋内信号灯を含む）
	自 動 消 火 器	身体、知的障がい重度、精神障がい1～2 級	3 歳以上	原則障がい者のみの世帯
	頭 部 保 護 帽	知的障がい中・重度、下肢・体幹1～2 級、精神障がい1～3 級		知的中度、精神障がいの方は、てんかん等で頻繁に転倒する場合
	居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具	下肢・体幹、運動機能3 级以上	6 歳以上	玄関等の段差解消等、手すりの設置、20 万円以内の工事
	電 気 式 た ん 吸 引 器	呼吸機能1～3 級	6 歳以上	
在宅療養等支援用具	盲 人 用 体 重 計	視覚1～2 級	18 歳以上	原則視覚障がい者のみの世帯
	盲人用体温計（音声式）		6 歳以上	
	透 析 液 加 温 器	腎臓機能1～3 級	3 歳以上	CAPDによる透析療法を行う方が人工透析液を安全に加温できるもの
	ネブライザー（吸入器）	呼吸機能1～3 級	6 歳以上	液体の薬剤を噴霧するもの
	酸 素 ボ ン ベ 運 搬 車	呼吸機能	18 歳以上	在宅酸素療法を受けている方
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸機能1～3 級	6 歳以上	呼吸状態を継続的にモニタリングできるもの

＜費 用＞ 本人および同居親族等の課税状況によって負担額を決定します。（点字図書については、点字にする図書の販売価格が負担額になります。）





名 称	障 がい 等 級 等	対象年齢	備 考
在宅療養等 支援用具	非常用電源装置 (右の3項目のうちいずれか1つを選択する)	—	正弦波インバーター発電機
			ポータブル電源(蓄電池)
			DC/AC インバーター
情報・意思疎通支援用具	盲人用時計	18歳以上	振動や音声で時間を知らせる視覚障がい者専用の時計
	点字タイプライター	6歳以上	就労, 就学している方
	視覚障害者用ポータブルレコーダー		DAI SY式の図書を録音・再生できるもの
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		スピーチオ, テルミー等, 音声JCTタグレコーダー含む
	視覚障害者用地デジ対応ラジオ		地上デジタル放送を音声受信でき, 災害時の緊急放送を受信できるもの
	情報・通信支援用具		専用ソフトウェア, 特殊マウス等
	視覚障害者用拡大読書器	—	画像入力装置により, 簡単に拡大された画像をモニターに映し出せるもの, または文字情報を音声信号に変換して出力するもの
	点 字 器		
	点 字 デ ィ ス プ レ イ	6歳以上	パソコン等の文字情報を点字により表示するもの
	暗所視支援眼鏡		わずかな光を増幅させて暗所でも明るく, 鮮明な映像を映し出すことができるヘッドマウントディスプレイ
	人工喉頭	—	顎下部等にあて音源を口腔内に導き構音化するもの(医師の意見書が必要)
			埋込型用人工鼻
	聴覚障害者用通信装置	6歳以上	ファックス
	聴覚障害者用情報受信装置等	—	テレビ視聴用機器
		—	人工内耳を装着している方の電池等
排泄管理支援用具	携帯用会話補助装置	6歳以上	人工内耳体外機 (購入後5年を経過した場合の買い替えに限る)
	点 字 図 書	—	
	収 尿 器	—	膀胱損傷等により, 排尿を自分の意志でコントロールできない方
	ス ト マ 用 装 具	—	ストマを造設している方
	紙 お む つ	3歳以上	先天性の障がい等で排尿等の意思表示が困難な方(医師の意見書が必要)

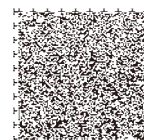
窓口

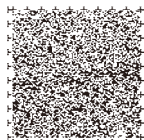
障がい保健福祉課

(☎ 21 - 3302, 精神障がいの方 21 - 3077 FAX 27 - 2770)

亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)

各支所





難病等により対象となる方への日常生活用具の給付は、下記のとおりです。

名 称		難 病 の 内 容	備 考
支 介 護 ・ 用 具 練	特殊寝台, 体位変換器, 特殊マット	寝たきりの状態にある方	P32～33参照
	訓練用ベッド, 移動用リフト	下肢または体幹機能に障がいのある方	
	特 殊 尿 器	自力で排尿できない方	
自 立 生 活 支 援 用 具	入 浴 補 助 用 具	入浴に介助を要する方	
	移 動 ・ 移 乗 支 援 用 具	下肢が不自由な方	
	便 器	常時介護を要する方	
	特 殊 便 器	上肢機能に障がいのある方	
	自 動 消 火 器	火災の発生の感知および避難が著しく困難な単身世帯等	
	居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具	下肢または体幹機能に障がいのある方	
支 在 宅 援 療 養 具 等	ネライザ（吸入器）、電気式たん吸引器	呼吸機能に障がいのある方	
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な方	呼吸状態を継続的にモニタリングできるもの
支 情 報 ・ 援 意 思 具 疎 通	携 帯 用 会 話 補 助 装 置	言語・音声機能に障がいのある方	P32～33参照

窓口

保健予防課（☎ 32 - 1539 FAX 32 - 1526）

◆ 移動支援事業

全身性の障がいや知的、精神の障がいのため、屋外での移動が困難な方（障がい児含む）に対する支援を行います。

＜費 用＞ 利用者本人および配偶者等の課税状況によって負担額を決定します。

窓口

障がい保健福祉課（☎ 21 - 3302, 精神障がいの方 21 - 3077 FAX 27 - 2770）
亀田福祉課（☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486）
各支所（精神障がいの方の受付は、障がい保健福祉課、亀田福祉課となります。）

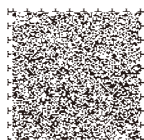
◆ 地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会や日中活動の場を提供し、在宅の障がい者の社会との交流の促進を図ります。

＜対 象＞ 15歳以上で市内に居住している身体、知的もしくは精神の障がいのある方

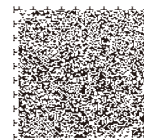
窓口

障がい保健福祉課（☎ 21 - 3302, 精神障がいの方 21 - 3077 FAX 27 - 2770）
亀田福祉課（☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486）
各支所（精神障がいの方の受付は、障がい保健福祉課、亀田福祉課となります。）



◆ 精神障害者福祉ホーム

精神に障がいのある方で、住居を必要とする方を対象に、低額な料金で共同生活の場を提供し、地域生活の支援を行います。



＜対 象＞ 次の要件のすべてを満たす方

- ① 一定程度の自活能力があり、集団で共同生活を送ることに支障がないこと
- ② 入院治療の必要がなく、就労していること（就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センター、精神科デイケア等を含む）
- ③ 日常生活を維持するための収入（仕送り、年金、生活保護等）を得ていること

※ 申請にあたっては、医師の意見書が必要となりますので、あらかじめ下記窓口にお問い合わせください。

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3263 FAX 27 - 2770)
精神障害者福祉ホーム 啓明ホーム (☎ 59 - 6661)

◆ 訪問入浴サービス

重度の身体障がいのため、家庭での入浴および自宅外の移送が困難な方を対象に、移動入浴車や訪問入浴車などでの入浴を行います。

＜対 象＞ 歩行困難な身体障がいのある18歳以上の方および自力または家族等の介助では居宅での入浴が困難な身体障がいのある18歳未満の方

＜実施方法＞ 移動入浴車（訪問入浴車の場合は自宅での利用となります。）

＜費 用＞ 利用者本人および配偶者等の課税状況によって負担額を決定します。

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3302 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)

◆ 日中一時支援

介護をされているご家族の方が介護できない場合に、障がいのある児童や障がいのある方に対し、日中活動の場を提供し、見守りや社会適応のための訓練などを行います。（宿泊は伴いません。）

＜費 用＞ 利用者本人および配偶者等の課税状況によって負担額を決定します。

窓口

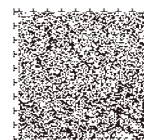
障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3302, 精神障がいの方 21 - 3077 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)

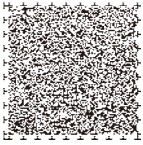
◆ 中途障害者生活訓練事業

重度の中途障がい者で他の疾病および障がいのない方に対し、歩行訓練や家事訓練、コミュニケーション等、日常生活に必要な訓練を指導する講師を派遣します。

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3302 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)
障害者生活支援センター「ぱすてる」 (☎ 34 - 2611 FAX 34 - 2612)





◆ 社会参加の促進

(1) 障害者スポーツ教室の開催

スポーツへの参加を通じて、身体に障がいのある方の体力の維持、機能回復、自立更生を図ります。開催時期や種目については、「市政はこだて」などを通じてご案内しています。

(2) 点訳奉仕員等養成教室の開催

点訳、朗読、手話および要約筆記に必要な技術等を習得するための教室を開催します。

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3263 FAX 27 - 2770)

(3) 身体障害者自動車運転免許取得費の助成

各都道府県公安委員会が指定した自動車教習所で免許（二輪を除く）を取得した場合、免許の取得に要した費用の3分の2を助成します。ただし、助成限度額は10万円です。

＜対象者＞ 身体障害者手帳の部位別の等級が1～4級の方で、かつ、助成を受けようとする月の属する年の市町村民税が非課税の方

(4) 重度身体障害者用自動車改造費の助成

自動車の操行装置または駆動装置等を改造した場合に、改造に要した費用について10万円を限度に助成します。

＜対象者＞ 身体障害者手帳の部位別の等級が肢体不自由1～2級の方で、自らが所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある方

※ 助成を受けようとする月の属する年の前年の所得額が、特別障害者手当の所得制限額を超える方は対象外となります。

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3263 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)

◆ 重度障がい者等就労支援特別事業

重度の障がいがある方に対して、通勤時や職場等における支援を実施します。

＜対象者＞ 函館市に居住し、重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの障害福祉サービスの支給決定を受けている方で、次のいずれかに該当する方です。

① 民間企業に雇用されている方

週の所定労働時間が10時間以上の方（就労継続支援A型事業所の利用者を除く）。
ただし、所定労働時間10時間未満であっても、当該年度末までに10時間以上に引き上げることが支援計画書で確認できた場合には対象となります。

② 自営業者等の方

自営等に従事することにより、所得の向上が見込まれ、従事する時間が週10時間以上である方（公務員等の公務部門で雇用されている方を除きます）。

＜支援内容＞ ① 職場介助

- ・業務に必要な介助等（パソコンの準備や調整、代読や代筆、書類等の整理、業務上の外出支援 等）
- ・その他上記以外の部分において必要と認められた介助等（排泄介助、喀痰吸引、安全確保のための見守り 等）

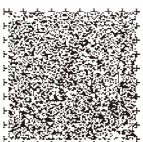
② 通勤支援（通勤時の移動介助）

＜費用＞ 利用者本人および配偶者等の課税状況によって負担額を決定します。

※ 利用にあたり、事前に手続が必要となりますので、下記までお問い合わせください。

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3263 FAX 27 - 2770)



9 日常生活の援助について

◆ 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

小児慢性特定疾病医療の給付を受けている児童等を対象に、身体の状態に応じて、日常生活を支援する用具を給付します。

＜対 象 者＞ 小児慢性特定疾病医療の給付を受けている方で、児童福祉法（小児慢性特定疾病医療を除く）および障害者総合支援法の制度の対象とならない方

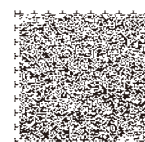
＜費 用＞ 対象者本人または扶養義務者の市町村民税の課税状況等に応じて、無料もしくは一部が本人負担となります。

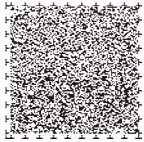
＜給付種目＞

種 目	給 付 対 象 者 等
便器	常時介護を要する方
特殊マット	寝たきりの状態にある方
特殊便器	上肢機能に障がいのある方
特殊寝台	寝たきりの状態にある方
歩行支援用具	下肢が不自由な方
入浴補助用具	入浴に介助を要する方
特殊尿器	自力で排尿できない方
体位変換器	寝たきりの状態にある方
車いす	下肢が不自由な方
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する方
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある方
クールベスト	体温調節が著しく難しい方
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある方
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障がいのある方
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な方
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した方
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱を造設した方
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な方

窓口

母子保健課 （☎ 32 - 1533 FAX 32 - 1506）





◆ 障害者地域活動緊急介護人の派遣

障がいのある方を日常的に介護している方が、急病などにより介護できない場合、障がいのある方の保護や学校等への送迎などを行う生活支援員を派遣します。

＜対 象＞ 在宅の身体または知的に障がいのある方

＜費 用＞ 1時間あたり500円の利用料と生活支援員の交通費の負担があります

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3302 FAX 27 - 2770)
 亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)
 障害者生活支援センター「ばすてる」 (☎ 34 - 2611 FAX 34 - 2612)

◆ 車椅子の貸出し

身体に障がいのある方や高齢のために独力で歩行することが困難な方、けがなどで一時的に歩行困難になった方に車いすを無料で貸し出します。

＜対 象 者＞ ○函館市内に居住する在宅の高齢者、障がい者
 ○観光などで短期間函館に滞在する方
 ※ ただし、介護保険利用者および函館市で行っている各種交付・給付サービスを利用している方を除く。

＜貸与期間＞ 原則として1か月（事由により最大6か月まで延長可能。毎月更新手続きが必要）

＜料 金＞ 無料

窓口

函館市社会福祉協議会 (☎ 23 - 2226 FAX 23 - 2224)

◆ 身体障害者補助犬の相談と貸与

補助犬育成団体では、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の利用を希望する方に、補助犬を貸与しています。（共同訓練の参加や、補助犬の飼育・管理にかかる費用は別途必要となります。）

＜貸与対象者＞ 道内に1年以上居住する18歳以上の身体障がい者（在宅に限る）で、以下の身体障害者手帳の交付を受けており、貸与によって就労など社会活動への参加に効果が認められる等、補助犬育成団体の長が適当と認める者

盲導犬：視覚障がい2級以上の方

介助犬：肢体障がい2級以上の方

聴導犬：聴覚障がい2級の方

※ 詳しい内容につきましては、次の窓口まで。

窓口

（盲導犬について）

公益財団法人北海道盲導犬協会

札幌市南区南30条西8丁目1-1

(☎ 011 - 582 - 8222 FAX 011 - 582 - 7715)

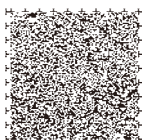
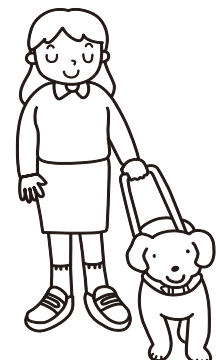
障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3263 FAX 27 - 2770)

（盲導犬、介助犬、聴導犬に関する相談）

北海道立心身障害者総合相談所 相談判定課相談係

札幌市中央区円山西町2丁目1-1

(☎ 011 - 613 - 5401 FAX 011 - 613 - 4892)



◆ 中途視覚障害者日常生活訓練

視覚障がいによって生活に不安を抱えている方が、少しでも早く自立し安定した生活を過ごすことができるように必要な訓練を行います。

＜対 象 者＞ 15歳以上の視覚に障がいがありお困りの方

＜訓練内容＞ 3週間を基本として北海道盲導犬協会に宿泊して訓練を受けます。

＜費 用＞ 無料(ただし、入所中の食費、寝具等のクリーニング代などの実費負担があります。)

窓口

公益財団法人北海道盲導犬協会
札幌市南区南30条西8丁目1-1 (☎ 011-582-8222 FAX 011-582-7715)

◆ 緊急通報システムの設置

急病や火災等の緊急時に、簡単な操作で緊急事態を消防指令センター(消防本部)に連絡できる装置を貸与しています。

＜対 象 者＞ ① ひとり暮らしの重度身体障がい者(1～3級)であって、

- ・緊急事態に機敏に行動することが困難な方(障がい者のみの世帯の方を含む)
- ・突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方
- ・在宅生活に不安を感じている方

② ひとり暮らしの高齢者(おおむね65歳以上)であって、

- ・緊急事態に機敏に行動することが困難な方(高齢者のみの世帯の方を含む)
- ・突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方
- ・在宅生活に不安を感じている方(85歳以上の方に限る)

※ 家族と同居しているなど、ひとり暮らしではない方であっても、生活時間の大部分が一人きりである方や、世帯員のいずれもが緊急事態に機敏に行動することができないなど、①・②に準ずると認められる方は対象とします。

窓口

高齢福祉課 (☎ 21-3025 FAX 26-5936)
障がい保健福祉課 (☎ 21-3302 FAX 27-2770)
亀田福祉課 (☎ 45-5482 FAX 45-5486)
各支所(湯川・銭亀沢支所を除く)

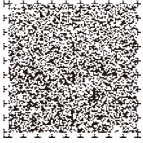
◆ FAX緊急通報の利用制度

聴覚または言語等に障がいのある方は、119番にFAXすることで、救急車や消防車の出動を要請することができます。

その際は、「住所、氏名、何があったのか(症状等)」を記入して送信して下さい。

窓口

消防本部消防指令センター (☎ 22-2126 FAX 119)



◆ NET119 緊急通報システム

聴覚や言語機能の障がいによって音声での会話が困難な方が、スマートフォンなどからインターネットを利用して119番通報できるサービスです。

全国どこからでも、音声によらない（チャット形式）通報をすることができます。

＜対象者＞ 函館市にお住まいで

- ・聴覚や言語機能に係る障害者手帳をお持ちの方
- ・両耳のいずれも聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない方

＜登録受付場所・時間＞

- ・函館市消防本部消防指令センター ・函館市北消防署 ・函館市東消防署
- ・函館市東消防署南茅部支署 ・函館市福祉事務所障がい保健福祉課 ・亀田福祉課
- （※消防庁舎にお越しの際は、申請する方それぞれで手話通訳者等の手配をお願いします。）
- ・受付時間 平日8時45分から17時30分まで

＜登録および利用料金について＞

無料で登録・ご利用いただけますが、インターネットの接続に必要な通信料は利用者の負担となります。

※登録申請に必要なもの

- ・使用しているスマートフォン等
 - ・身体障害者手帳等
- その他詳しい利用条件などについては市のホームページでご確認ください。

窓口

消防本部消防指令センター (☎ 22 - 2126 FAX 26 - 3408

Eメール fd-tsuusin@city.hakodate.hokkaido.jp)

◆ 電話リレーサービス&文字表示電話サービス「ヨメテル」

電話リレーサービスは、聴覚や言語機能の障がいによって音声での会話が困難な方と聞こえる方との会話を、通訳オペレータが手話または文字と音声を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。

また、ヨメテルは、電話で相手先の声が聞こえにくいことがある人へのサービスとして、自身の声で通話相手に伝え、通話相手の声を文字にする電話アプリです。

どちらのサービスも、24時間365日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能です。

＜対象者＞

電話リレーサービス：聴覚や音声、言語機能に障がいのある方
（身体障害者手帳をお持ちでなくてもご利用可能です）

ヨメテル：電話で相手先の声が聞こえにくいことがある方

＜登録および通話料金について＞

登録方法は、スマートフォンアプリでの手続きのほか、電話リレーサービスでは郵送での手続きも可能です。月額料なしプランと月額料ありプランの2通りの料金体系からお選びいただくことができます。通話相手の利用登録は不要です。

※ 詳しい内容や各種お問合せについては、それぞれの公式サイトをご確認ください。

◆ 電話リレーサービス（公式サイト）

手話・文字チャットなど <https://www.nftrs.or.jp/contact> （2次元コード）⇒
（☎ 03 - 6275 - 0912 FAX 03 - 6275 - 0913）



◆ ヨメテル（公式サイト）

文字チャット・メールなど <https://www.yometel.jp/contact> （2次元コード）⇒
（☎ 0120 - 328 - 123）

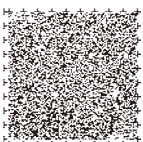


窓口

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関

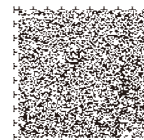
一般財団法人日本財団電話リレーサービス

（お問い合わせは上記公式サイトからお願いします。）



◆ 軽度中等度難聴児補聴器購入等助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の保護者に対し、補聴器の購入または修理に要した費用の一部を助成します。



＜対象児童＞ 下記のいずれにも該当する児童

- ・ 市内に居住する児童（ただし、18歳に達した方については、18歳に達した日以降の最初の3月31日まで）
- ・ 両耳のいずれも聴力レベルが30デシベル以上で、聴覚障がいに係る身体障害者手帳の交付対象とならない児童
- ・ 中耳炎等の急性疾患による、一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科治療により聴力が回復する見込みがない児童
- ・ 補聴器を装用することにより、言語の習得等において一定の効果が期待できると医師が判断した児童
- ・ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）およびその他の法令に基づき、本事業による助成に相当するものを受けることができない児童

＜助成額＞ 購入1個につき32,780円以内

※ ただし、イヤーマールドを必要とする場合は6,710円以内を、デジタル式補聴器で調整を必要とする場合は1,330円をそれぞれ加算します。

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3263 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)

◆ 障害者等外出支援事業（市営交通機関等乗車料金の助成）

障がいのある方の外出を支援し、社会活動への参加の促進を図るため、函館バスおよび市営電車において乗車料金を所定の交通系ICカード（ICAS nimoca）で精算した場合に、乗車料金の全額または半額を最大で36,000円（もしくは72,000円）までを上限額として助成します。

＜対象路線＞ 函館市内で乗降する場合に利用できます。ただし、市電の箱館ハイカラ號、函館バスの貸切運行による運行系統の全区間では、利用できません。

＜対象者＞ 次のいずれかに該当する方

- 身体障害者手帳の等級が1～4級の方
- 療育手帳の等級が重度（A判定）もしくは中度の方
- 特別児童扶養手当の対象児童
- 精神障害者保健福祉手帳の等級が1～3級の方

なお、次の方と同乗する12歳以上の介護人の方1名も料金の一部が助成されます。

- 身体障害者手帳1種、2種2級、音声・言語・そしゃく機能障がい3級以上、視覚障がい4級以上の方
- 療育手帳の等級が重度（A判定）もしくは中度の方
- 特別児童扶養手当の対象児童

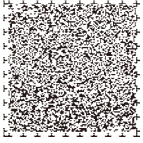
窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3264 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5481 FAX 45 - 5486)
各支所

※ ただし、精神障がいの方の受付は、亀田福祉課（亀田支所）、湯川支所、銭亀沢支所では行っておりません。

※ 上限額については、施設通所の有無で無くなる場合があります。





◆ 重度身体障害者等タクシー基本料金の助成

重度の身体または知的障がいの方の日常生活における利便性の向上と生活圏の拡大を図るために、タクシー料金の一部を助成します。

- ＜対 象 者＞ ○視覚障がい１・２級の方 ○下肢・体幹障がい１～３級の方
○内部障がい１級の方 ○Ａ判定の療育手帳の交付を受けた方
- ＜内 容＞ ○タクシー（普通車）および福祉タクシーの基本料金相当分を最大３６枚の助成券（チケット）として交付します
○助成券（チケット）は、１回の乗車につき１枚の利用となります

窓口

障がい保健福祉課 （☎ 21 - 3263 FAX 27 - 2770）
亀田福祉課 （☎ 45 - 5481 FAX 45 - 5486）
各支所

◆ いきいき住まいリフォーム助成

高齢の方や身体に重度の障がいのある方などが、自宅において日常生活を送れるよう、身体状況にあわせて住宅を改造（バリアフリー化）する費用の一部を助成します。

＜対 象＞

市内に住所を有し、前年の所得税が課税されていない世帯で、以下のいずれかのうち、別に定める判定基準に該当する住宅の改造が必要と認められるもの

- ・ 65 歳以上で、身体機能の低下等により屋内で歩行補助具を使用する等、日常生活を営むのに支障がある方
- ・ 障害の程度が１・２級で、下肢体幹の機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害、視覚障害、上肢機能障害、内部機能障害の方
- ・ 65 歳未満の身体障害者手帳の交付を受けていない方で、常に車イスおよび歩行補助用具を使用している方

＜助成の対象とする改造＞

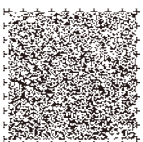
助成の対象とする住宅の改造は、玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等対象者が利用する部分に係わるもので、対象者の自立が助長され、または家族等介護を行う者の負担が軽減されると認められるものとする。

＜助 成 額＞

改造工事に要する費用の３分の２（ただし、助成額は５０万円が上限）なお、介護保険制度または障がい者福祉施策の「住宅改修費」が給付された場合は、その額を除きます。

窓口

高齢福祉課 （☎ 21 - 3025 FAX 26 - 5936）
障がい保健福祉課 （☎ 21 - 3302 FAX 27 - 2770）
亀田福祉課 （☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486）
各支所（湯川・銭亀沢支所を除く）



◆ 「食」の自立支援事業

ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者であって老衰、心身の障がい等の理由により、食事の支度が困難な世帯を訪問し、定期的に食事を提供するとともに、当該利用者の安否の確認を行います。

窓口

高齢福祉課 (☎ 21 - 3025 FAX 26 - 5936)
障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3302 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)

◆ 除雪サービス事業

ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者で、自力で除雪のできない世帯に対し、生活通路の確保のため、居宅の玄関前から公道出入口までの通路部分（おおむね幅80cm）の除雪を行います。

窓口

高齢福祉課 (☎ 21 - 3025 FAX 26 - 5936)
障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3302 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)
各支所（湯川・銭亀沢支所を除く）

◆ 駐車禁止除外指定車標章（歩行困難者用）

視聴覚、平衡機能、上下肢障がいや体幹が不自由な方、心臓や腎臓機能等、内臓に障がいをお持ちの方、運動機能障がいのある方などが申請の対象者ですが、その他の障がいを含め、障がいの等級により該当しない場合がありますので、詳細については下記窓口までお問い合わせください。

窓口

函館中央警察署交通第一課 函館市五稜郭町15番5号 (☎ 54 - 0110 内線 416)
函館西警察署交通課 函館市海岸町11番27号 (☎ 42 - 0110 内線 412)

◆ スパイクタイヤ規制の免除規定

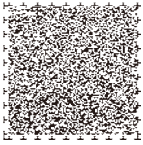
障がいのある方（肢体不自由および内部障がいのみ）本人が運転する車両のタイヤは、スパイクタイヤを使用しても構いません。（ただし、運転中は身体障害者手帳を携帯すること。）

なお、届出等の手続きの必要はありません。

窓口

函館中央警察署交通第一課 (☎ 54 - 0110 内線 416)
函館西警察署交通課 (☎ 42 - 0110 内線 412)





◆ 福祉サービス苦情処理制度

福祉サービス苦情処理制度は、公正な第三者（福祉サービス苦情処理委員）が、福祉サービスの利用に関しての不満や苦情などの相談を受け、その内容を調査し、必要に応じて、市に対してはサービスの決定や内容などを是正するよう勧告したり、また、民間のサービス提供事業者に市から改善に向けた協力の要請を行い、苦情の解決にあたる制度です。

＜福祉サービスの範囲＞

- ① 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業およびこれに関する事務
- ② 介護保険法に規定する介護給付対象サービスおよび介護保険に関する事務
- ③ その他市の機関が行う福祉サービスおよびこれに関する事務
- ④ 上記①，②，③以外の市の機関が取り扱っている福祉に関する事務

＜申立人＞

本人や家族のほか、例えば、ひとり暮らしで認知症の症状があるため苦情を訴えることが難しい場合などには、本人に代わって民生委員や障害者相談員などが苦情を申立てることができます。

＜申立期間＞

当該申立てに係る事実のあった日の翌日から起算して1年以内

＜受付から解決まで＞

- ① 苦情の受付
事務局において、福祉サービスを利用されている方の苦情の受付や相談対応を行います。
- ② 調査
相談内容によって、福祉サービス苦情処理委員が、苦情の内容についてお話をうかがいます。また、関係機関から事情を聴取し、場合によっては実地調査をいたします。
必要に応じて市のサービスの決定や内容などを是正するよう勧告、また、民間のサービス提供事業者に市から改善に向けた要請を行います。
- ③ 結果の確認
苦情解決、改善結果の報告を受け確認し、相談された方へお知らせします。

○ 相談受付時間等

相談は、土、日、祝日、年末年始を除く、午前8時45分から午後5時30分までお受けします。FAX・Eメールは、24時間お受けします。

窓口

福祉サービス苦情処理委員事務局
函館市東雲町4番13号 保健福祉部管理課内
(☎ 21 - 3297 FAX 26 - 4090
Eメール fukushi-kujosyori@city.hakodate.hokkaido.jp)

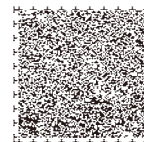
◆ 日常生活自立支援事業

＜対象者＞ 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、日常生活の判断に不安のある在宅で生活している方、在宅で生活する予定の方

＜内容＞ ① 福祉サービス利用援助（情報提供、利用手続き援助、利用料支払い、苦情解決制度の利用援助等）
② 日常的金銭管理サービス（年金等の受領確認、医療費・公共料金の支払い、日常的な生活費の払い戻し等）
③ 書類等の預かりサービス（定期預金通帳、年金証書等の預かり）
※ 保管は、金融機関の貸金庫等を利用します。



- ＜費 用＞・相談は無料。契約後の利用料は、1 回につき支援時間 1 時間 30 分まで 1,200 円、1 時間 30 分を超え 2 時間 30 分まで 2,400 円、以降同様に時間が増す毎に増額。その他に支援のための交通費がかかります。
 なお、これら利用料及び交通費は、利用者が生活保護世帯の場合は無料
 ・書類等の預かりで金融機関の貸金庫等を利用する場合は、貸金庫利用料金の実費



窓口

北海道地域福祉生活支援センター
 （北海道社会福祉協議会 権利擁護推進部権利擁護課内）
 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 1 番地 かでる 2. 7 内
 (☎ 011 - 290 - 2941 FAX 011 - 251 - 6156)

◆ 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、発達障がいまたは認知症などによって判断能力が十分ではない方が、たとえば、

・家売りたとき ・福祉サービスを受けたいとき ・遺産分割協議をしたいとき、
 などひとりでするには不安がある、ひとりではできない、という場合に、これらの方を法律的に支援する制度として、成年後見制度があります。

成年後見制度には、次のような類型があります。

区 分		本人の判断能力	援 助 者	
法定 後見 制度	後見	まったくない	成年後見人	監督人を選任することがあります。
	保佐	著しく不十分	保 佐 人	
	補助	不 十 分	補 助 人	
任意 後見 制度	任意 後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約（公正証書）にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。 家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。		

※ 援助者は、必要に応じて、複数の人や法人を選任することもあります。

※ 任意後見契約は、公正証書によって行います。

（函館公証人合同役場 函館市若松町 15 番 7 - 51 号 ☎ 22 - 5661）

※ 市では、一定の要件に該当する方に、成年後見制度の利用に係る費用を助成しています。
 詳しいことは、46 ページ（成年後見制度利用支援事業）をご覧ください。

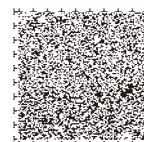
◎ 家庭裁判所では、手続きや申立てに必要な書類や費用などについて説明する家事手続案内を行っており、窓口には、申立書用紙も用意してあります。

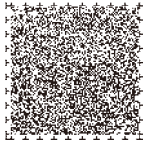
また、函館市成年後見センターでは、認知症高齢者や知的障がい、精神障がい、発達障がい等で判断能力が十分でない方のための成年後見制度に関する相談業務を行っております。

どうぞご利用ください。

窓口

函館家庭裁判所
 函館市上新川町 1 番 8 号 (☎ 38 - 2350)
 函館市成年後見センター
 函館市若松町 33 番 6 号 函館市総合福祉センター 2 階
 (☎ 23 - 2600 FAX 23 - 2611)





◆ 成年後見制度利用支援事業

知的障がい、精神障がいまたは認知症等のため、財産管理や福祉サービスを利用するための手続きが困難で成年後見制度を利用する場合、一定の要件に該当する方に、成年後見制度（４５ページ）の利用に係る費用を助成します。

詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

窓口

○認知症等の高齢者

高齢福祉課

(☎ 21 - 3081 FAX 26 - 5936)

○障がいのある方

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3077 FAX 27 - 2770)

亀田福祉課

(☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)

※精神障がいの方は障がい保健福祉課にお問い合わせください。

◆ 福祉有償運送の利用

NPO法人等が要介護者や身体障がい者など、1人では公共交通機関を利用することが困難な方に対して、営利とは認められない実費の範囲内の対価によって、自家用自動車を使用し、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うサービスです。

有償運送を利用する場合は、運輸支局に登録している団体への会員登録が必要です。

窓口

・NPO法人救命のリレー普及会 (☎ 57 - 9150)

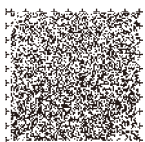
◆ 地域生活支援拠点

障がい者および障がい児（以下「障がい者等」という。）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図ります。具体的には、次のようなことを実施します。

- ① 基幹相談支援センターにコーディネーターを配置し、緊急時の迅速・確実な相談支援の実施および短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備えます。
- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することにより、障がい者等の地域での生活を支援します。

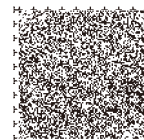
窓口

障害者生活支援センター「ぱすてる」 (☎ 34 - 2611 FAX 34 - 2612)



◆ 函館市総合福祉センター（愛称 あいよる21）

所在地 函館市若松町33番6号（☎代 22 - 6262 FAX 22 - 5179）



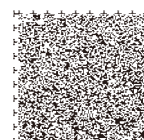
総合福祉センターは、障がいのある方や高齢者の方などの社会参加や交流のための施設として、ご利用いただくほか、各種の相談・研修・機能回復訓練などの事業を行う地域福祉推進のための複合的機能を有する施設です。

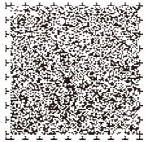
主な施設の内容は、次のとおりです。

施設の名称	内 容	開館時間	備 考
障害者福祉センター （1階）	・障がいのある方を対象として、相談室、機能回復訓練室、作業室、日常生活訓練室、視聴覚障がい者ライブラリー、機能回復訓練用プール等を備えています。 ・家庭での入浴が困難な方に、2階の特殊浴室を利用して入浴サービスを行います。	9:00～21:00 （障害者福祉センターのプールは、10:00～20:00） （入浴サービスは、9:00～17:00）	※全館休館 ・毎週月曜日 （ただし、月曜日が祝日にあたる場合は、その日以降最も近い祝日でない日） ・年末年始 （12/29～1/3） ※障害者福祉センターの入浴サービスは日曜・祝日も休館 ※プールは機材点検のため第1・第3・第5金曜日も休館
老人福祉センター （2階）	・60歳以上の方を対象として、健康相談室、教養娯楽室、技能訓練室、集会室等を備えています。（1階機能回復訓練室も利用可）	9:00～17:00	
函館市 成年後見センター （2階）	・認知症高齢者や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない方のための成年後見制度に関する相談窓口です。	月曜日～金曜日（祝日除く） 9:00～17:00	
母子・父子 福祉センター （3階）	・母子、父子および寡婦の方を対象として、技能習得室、教養娯楽室、保育室等を備えています。	9:00～21:00	
福祉情報センター （3階）	・福祉関連の図書、DVD等を貸出します。 ・福祉関連情報をホームページにて提供します。	9:00～17:00	
介護相談センター （3階）	・介護に関する相談を行います。 ・介護用品の展示も行っています（1階）。	9:00～17:00	
児童センター （4階）	・18歳未満の児童・生徒を対象として、集会室、遊戯室、音楽スタジオ、図書室、ビデオ図書室、コンピュータプレイルーム等を備えています。	4/1～9/30 9:00～18:00 10/1～3/31 9:00～17:00	
多目的ホール （5階）	・各種催しや車椅子バスケットボール、テニス等のスポーツに利用できます。	9:00～21:00	
このほか、おもちゃライブラリー、ボランティアセンター、ボランティア相談窓口、ファミリーサポートセンターなどの施設があり、3階の団体事務室には社会福祉協議会等の福祉関係団体が入居しています。			

※ 障がい者、高齢者、母子・父子および寡婦、児童または福祉関係団体等が総合福祉センターを利用する場合の使用料は、無料です。（ただし、利用目的によっては有料となる場合があります。）

※ 一般の方が多目的ホール、会議室を利用する場合、使用料がかかります。





10 各種軽減措置について

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方に対して、各種の軽減措置があります。

◆ 税金の軽減

◇ 所得税・住民税

＜所得控除の額＞

(1) 納税者本人が障がい者または特別障がい者であるときは、障害者控除として下記の金額が所得金額から差し引かれます。なお、合計所得が135万円以下であるときは、住民税は非課税になります。

区 分	所得税の控除額	住民税の控除額
障 が い 者	27万円	26万円
特別障がい者	40万円	30万円

(2) 控除対象配偶者または扶養親族が障がい者もしくは特別障がい者であるときは、障害者控除として(1)の表の金額が所得金額から差し引かれます。

(3) 控除対象配偶者または扶養親族が特別障がい者で常に同居しているときは、所得税では75万円、住民税では53万円が障害者控除として所得金額から差し引かれます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者とは、 <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳3～6級の方 ②療育手帳B判定の方 ③精神障害者保健福祉手帳2・3級の方 ・ 特別障がい者とは、 <ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳1・2級の方 ②療育手帳A判定の方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の方 |
|--|

◇ 個人事業税

- ・ 両眼の視力0.06以下の視力障がい者が行うあんま、はり等医業に類する事業を行っている場合は課税されません。
- ・ 障がい者の方で、事業主控除前の事業所得とその他の所得の合計金額が310万円以下の場合、7,500円（事業税額が7,500円以下のときは全額）減免されます。

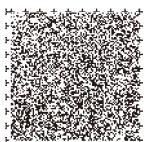
◇ 相続税

相続又は遺贈により財産を取得した方が障がい者であるときは、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障がい者は20万円）が障害者控除として相続税額から差し引かれます。

◇ 贈与税

一定の信託契約に基づいて特定障がい者（特別障がい者及び一定の障がい者）を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち6,000万円（特定障がい者のうち特別障がい者以外の者は3,000万円）までは贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を信託会社を通じて税務署長に提出しなければなりません。



◇ 自動車税種別割・軽自動車税(種別割)・自動車税環境性能割の減免

障がい者が所有する自動車（ただし、障がい者と生計を同じくする方が所有する自動車を含む。）で、障がい者本人、障がい者と生計を同じくする方（または障がい者だけで構成される世帯の障がい者を、その障がい者が所有する自動車を使用し、常時介護する方）が、もっぱら障がい者の通院、通学、通園、通所、生業のために運転することを継続的（自動車税環境性能割および自動車税種別割は週1日以上）に行っている等、一定の条件を満たしている場合、手続きにより減免等が適用されます。（1人の障がい者に対して、自動車税種別割・軽自動車税(種別割)を問わず、1台に限り適用されます。）

なお、軽自動車税(種別割)の場合は、障害者手帳の交付を受けた方で、手帳の交付年月日が当該年度の4月1日以前の方が対象です。

※申請期限

軽自動車税(種別割)・・・納税通知書を受け取った後、納期限の7日前まで。

自動車税環境性能割および軽自動車税環境性能割・・・自動車の登録日の2か月後

自動車税種別割・・・4月1日に減免要件に該当している方は、自動車税種別割納税通知書の納期限（5月31日）、年度の途中で減免要件に該当する方は、減免要件に該当することになった日の2か月後、減免自動車を入れ替える方は、自動車の登録日の2か月後

＜対象となる障がいの程度＞

区 分		障 が い の 程 度
視 覚 障 が い		1～4級
聴 覚 障 が い		2, 3級
平 衡 機 能 障 が い		3, 5級
音 声 機 能 障 が い		3級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る）
上 肢 障 が い		1～3級
下 肢 障 が い		1～6級
体 幹 障 が い		1～3級, 5級
乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上 肢 機 能	1～3級
	移 動 機 能	1～6級
内 部 障 が い		1～4級
療 育 手 帳		A, B判定
精神障害者保健福祉手帳		1～3級
戦 傷 病 者 手 帳		戦傷病者手帳の交付を受けている方で一定の範囲の障がいを有する方

窓口

函館税務署 函館市中島町37番1号

・所得税, 相続税, 贈与税について (☎ 31 - 3171)

渡島総合振興局課税課 函館市美原4丁目6番16号

・個人事業税について (☎ 47 - 9441 FAX 47 - 9206)

渡島総合振興局納税課 函館市美原4丁目6番16号

・自動車税環境性能割(旧自動車取得税), (☎ 47 - 9452 FAX 47 - 9206)
自動車税種別割(旧自動車税)について

函館市財務部税務室市民税担当 函館市東雲町4番13号

・住民税について (☎ 21 - 3213 FAX 27 - 5456)

・軽自動車税(種別割)について (☎ 21 - 3207 FAX 27 - 5456)



◆ 交通機関の料金割引

(1) 第1種および第2種障害者の区分について

交通機関の料金割引には、第1種障害者、第2種障害者の区分により、割引の内容が異なるものがあります。区分については次のとおりとなっておりますので、割引制度を利用する際は、お持ちの手帳をご確認ください。

区 分	手 帳 の 記 載			障 が い の 程 度		
	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳※	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳
	「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載					
第1種障害者	「第1種身体障害者」	「第1種知的障害者」	「第1種精神障害者」	84, 85 ページ参照	A判定	1級
第2種障害者	「第2種身体障害者」	「第2種知的障害者」	「第2種精神障害者」		B判定	2・3級

※ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が割引を受けるためには、「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄に記載されている必要があります。記載がない方は、「記載事項変更等の記録」欄に記載の代わりとなるシールをお貼りいただきます。詳しくは、渡島保健所（☎ 47-9547）にお問合せください。

(2) JR線旅客運賃の割引（精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の割引は、令和7年4月1日から追加）

障がいのある方とその介護者がJR線（連絡社線を含む。）を利用するとき、運賃が割引になります。市への申請の必要はありません。

乗車券の購入窓口で手帳または障害者手帳アプリ「ミライロ ID」（ただし、マイナポータルとデータ連携されたものに限る。）を提示してください。

なお、旅行中は、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を携帯してください。

＜対 象 者＞ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護者

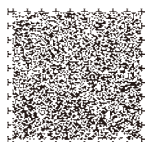
※ ご利用条件によっては、介護者が割引にならない場合があります。

※ 本人と介護人がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。

＜内 容＞

利 用 区 分	割引乗車券の種類	割 引 率※
第1種身体障害者と介護者1人 第1種知的障害者と介護者1人 第1種精神障害者と介護者1人	普通乗車券 定期乗車券 ・小児定期乗車券は割引無し ・介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、通勤定期券の割引 普通回数乗車券 急行券（特別急行券を除く） ※特別車両券（グリーン券等）・寝台券・ジョイント券・座席指定券は割引にはなりません	本人と介護者ともに50%
小児定期券を使用する ・12歳未満の第2種身体障害児と介護者1人 ・12歳未満の第2種知的障害児と介護者1人 ・12歳未満の第2種精神障害児と介護者1人	定期乗車券 ・小児定期乗車券は割引無し ・介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、通勤定期券の割引	介護者50%
単独で乗車する 第1種または第2種身体障害者 第1種または第2種知的障害者 第1種または第2種精神障害者	普通乗車券 ・片道の営業キロが100kmを超える区間に限る	本人50%

※ 割引率を乗じて得た金額の10円未満の端数は切り捨てます。



(3) JRバス旅客運賃の割引

＜対 象 者＞ 身体障害者手帳または療育手帳の所持者とその介護者
※ ご利用条件によっては、介護者が割引にならない場合があります。

＜内 容＞

利 用 区 分	割引乗車券の種類	割 引 率
第1種身体障害者と介護者1人 第1種知的障害者と介護者1人	普通乗車券	本人と介護者ともに50%
単独で乗車する 第1種または第2種身体障害者 第1種または第2種知的障害者	普通乗車券	本人50%

※ 定期乗車券の割引については、ジェイ・アール北海道バス各営業所までお問合せください。

(4) 国内航空運賃の割引

航空会社によっては、国内航空運賃の割引があります。割引率、航空券の購入方法は、各航空会社へお問い合わせください。

(5) 有料道路通行料金の割引

通常料金の50%が割引になります。（端数が生じる場合は、10円単位で切り上げになります。）
登録できる自動車は、障がいのある方1人につき1台に限ります。
事前に登録されていない自動車（知人の車やレンタカー等）でも、一定の要件のもとで割引の適用ができます。

＜対 象＞

- ・身体障害者手帳の交付を受けて、自ら運転する場合（手帳に「道路シール」が貼付されます。）
- ・第1種身体障害者または第1種知的障害者（A判定）の方が同乗し、障がい者ご本人以外の方が運転する場合（手帳に「道路介護シール」が貼付されます。）

＜登録できる自動車（自家用車であること）＞

用 途	車検証の「用途」欄などの記載が次の①～③のいずれかに該当すること。 ①「乗用」で乗車定員が10人以下のもの又は「一」（「一」は二輪自動車の場合で総排気量が125ccを超えるものに限る。） ②「貨物」で後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもので、乗車設備と荷台に仕切りが無いもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。 ③「特種」のうち、乗車定員が10人以下で「車体の形状」欄の記載が「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」又は「キャンピング車」であるもの。
所有者	車検証の「所有者・使用者の名称」欄に記載されている方が次の①～③のいずれかに該当すること。 ①本人または本人の親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等） ②介護者の運転が認められる場合で上記①の方が自動車に所有していないとき（注1）は、本人を継続して日常的に介護している方（注2）。 ③所有者が上記①、②以外のローン又は長期リースによる法人名義で、車検証上の使用者が本人または本人の親族若しくは介護者であること。（注3）

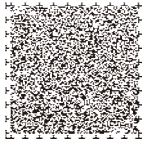
注1 次のような場合も自動車を所有していないものに該当します。

- ・自営業で会社名義の自動車のみ所有している場合
- ・通常別の方が通勤等で使用し障がい者の移動に使用できない場合
- ・親族等が遠隔地に居住し障がい者の移動に使用できない場合など

注2 介護者は、居住地・介護の頻度にかかわらず本人の申告による。ただし、地方公共団体や福祉施設、会社等の法人を介護者とすることはできません。

注3 自己の勤務する会社等（自営業も含む。）から貸与を受けて使用している自動車は登録できません。

注4 レンタカー、タクシー、軽トラック、車検・修理時の代車、福祉施設の所有する自動車、会社名等が塗装されている等外見上明らかに営業用である自動車、貨物自動車のうち後部座席側面の窓がないものおよび目隠しされているものは登録できません。



<申請手続>

下記の窓口に申請し、所持している手帳に割引有効期限等の記載を受けてください。なお、割引有効期限は、新規申請および変更申請の場合は手続をした日から2回目の誕生日まで、更新申請の場合は3回目の誕生日（最長2年2か月間）までとなります。更新申請は、有効期限満了の2か月前から可能です。

自動車を事前登録されない場合でも、一定の要件を満たす自動車が割引の対象となります。ただし、その場合であっても申請手続きは必要です。

<申請手続きに必要なもの> ※以下の写しを提出していただきます。

- ・身体障害者手帳または療育手帳、車検証（自動車を登録しない場合は不要）、運転免許証（新規申請のみ）※要件確認のため、別途書類等が必要な場合があります。
- ・住民票等…本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等か否か判断する場合
- ・割賦契約書又はリース契約書…割賦購入又は長期リースにより自動車を利用されている場合

（ＥＴＣをご利用の方のみ）※以下の写しを提出していただきます。

- ・ＥＴＣカード（障がい者本人名義のもの。本人が未成年の重度障がい者で介護者の運転が認められ、かつ障がい者ご本人が運転して本割引の適用を受けない場合は、親権者又は後見人名義も可）※新規申請およびカード名義、カード番号を変更する場合のみ
- ・車載器の「ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書」等、ＥＴＣ車載器の管理番号が確認できるもの。※新規申請および車載器を変更する場合のみ

窓口

障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3264 FAX 27 - 2770)
 亀田福祉課 (☎ 45 - 5481 FAX 45 - 5486)
 各支所（湯川・銭亀沢支所を除く）

（６）市電、函館バス運賃の割引

車内で身体障害者手帳、療育手帳を提示することにより、運賃の５０％が割引（１０円未満は切り上げ）となります。

また、定期券を利用される場合は、定期券料金の約３０％が割引になります。

ただし、函館バスによる貸切バスについては、割引対象になりません。

（７）タクシー料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方がタクシーを利用する場合、所持している手帳を提示することにより、料金の１０％が割引となります。市への申請の必要はありません。

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の割引については、各タクシー会社へお問い合わせください。

◆ 放送受信料の免除

障がいのある方のいる世帯に対して、NHK 受信料が免除されます。

【全額免除】 身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者のいる世帯で、世帯構成員全員が市民税非課税の場合

【半額免除】 世帯主が下記のいずれかであって、かつ契約者である世帯
 ○視覚または聴覚に障がいのある方 ○その他の身体障がい1・2級の方
 ○知的障がい1級の方 ○精神障がい1級の方
 ○戦傷病者（特別項症から第1款症）の方

窓口

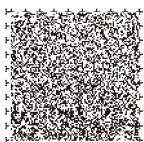
【免除に係る証明について】

・身体・知的障がいのある方 障がい保健福祉課

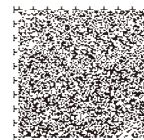
(☎ 21 - 3264 FAX 27 - 2770)

亀田福祉課 (☎ 45 - 5482 FAX 45 - 5486)

各支所（銭亀沢支所を除く）



- ・精神障がいのある方 障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3264 FAX 27 - 2770)
亀田福祉課 (☎ 45 - 5481 FAX 45 - 5486)
各支所 (湯川・銭亀沢支所を除く)
- ・戦傷病者の方 渡島総合振興局 保健環境部社会福祉課
(☎ 47 - 9531 FAX 47 - 9225)



【免除申請書提出先】 NHK函館放送局内 経営管理センター (道南担当)
(☎ 38 - 9999 FAX 22 - 4050)

※免除制度の詳細、受信料の手続きについてはホームページ (<https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/>) からでも確認できます。

◆ 電話番号の無料番号案内 (ふれあい案内)

東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社は、以下の方を対象に、無料で電話番号を案内する「ふれあい案内」を提供しています。(ご利用には事前に登録が必要です。)

- 身体障がい者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方

区 分	身体障害者等級表による級別
視覚障がい	1～6級
肢体不自由(上肢, 体幹, 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)	1, 2級
聴覚障がい	2～4級, 6級
音声機能, 言語機能またはそしゃく機能の障がい	3, 4級

- 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方

区 分	恩給法別表による区分
視力障がい	特別項症～第6項症
肢体不自由(上肢)	特別項症～第2項症
聴覚障がい	第2項症, 第4項症
音声機能, 言語機能またはそしゃく機能の障がい	第1項症, 第2項症, 第4項症

- 療育手帳をお持ちの方
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

なお、有料の番号案内(104番)は2026年3月31日をもって終了となりますが、「ふれあい案内」は継続されます。

窓口

NTT「無料番号案内」ふれあい案内

全国共通・フリーダイヤル (☎ 0120 - 104 - 174 FAX 0120 - 104 - 134)

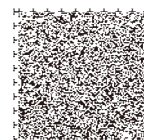
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日および年末年始 12/29～1/3を除く。)

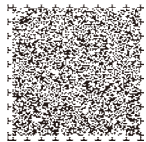
◆ 携帯電話料金の割引

身体障害者手帳, 療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に対して、携帯電話の使用料等の割引制度があります。詳しくは各携帯電話会社へお問い合わせください。

◆ 保育料(利用者負担額)の軽減

障がい児(者)のいる世帯は、保育料が軽減される場合があります。
詳しくは、子どもサービス課(☎ 21 - 3270)へお問い合わせください。





◆ 障がい者および高齢者の公の施設の使用料の減免

利用者証の交付を受けた市内に住所を有する障がいのある方および高齢の方が個人で次の施設を利用する場合には、使用料が障がいのある方は無料、高齢の方は半額となります。

<対象施設>

施設名	所在地（電話番号）	備考
総合保健センター	五稜郭町23番1号 (☎32-1515)	健康増進センターに限る（現在休館中のため申請を受け付けておりません）
灯台資料館	恵山岬町80番地9 (☎86-2115)	現在休館中のため申請を受け付けておりません
根崎公園アーチェリー場	湯川町3丁目6番 (☎21-3475)	申請を受け付けておりません 電話番号は市役所スポーツ振興課
志海苔ふれあい広場パークゴルフ場	志海苔町294番地1 (☎58-2984)	12月から3月までの間は申請を受け付けておりません
すすらの丘公園パークゴルフ場	滝沢町93番 (☎31-6117)	
恵山シーサイドパークゴルフ場	高岱町59番地1 (☎85-2789)	
白石公園パークゴルフ場	白石町208番地 (☎58-4880)	
熱帯植物園	湯川町3丁目1番15号 (☎57-7833)	
旧函館区公会堂	元町11番13号 (☎22-1001)	
北方民族資料館	末広町21番7号 (☎22-4128)	
文学館	末広町22番5号 (☎22-9014)	
博物館	青柳町17番1号 (☎23-5480)	
博物館郷土資料館（旧金森洋物店）	末広町19番15号 (☎23-3095)	
縄文文化交流センター	臼尻町551番地1 (☎25-2030)	
南茅部プール	尾札部町1608番地1 (☎63-2269)	12月から3月までの間は申請を受け付けておりません
函館市民スケート場	金堀町10番8号 (☎54-5233)	冬期間のみの開場のため3月から11月までの間は申請を受け付けておりません
旧イギリス領事館	元町33番14号 (☎27-8159)	
白石公園パークゴルフ場	白石町208番地 (☎58-4880)	
青函連絡船記念館摩周丸	若松町12番地先公有水面 (☎27-2500)	
箱館奉行所	五稜郭町44番3号 (☎51-2864)	
函館アリーナ	湯川町1丁目32番2号 (☎57-3141)	
勤労者総合福祉センター	大森町2番14号 (☎23-2556)	アリーナ、軽体育室及び和室研修室に限る
千代台公園陸上競技場	千代台町22番24号 (☎55-1900)	附属施設を除く。11月上旬から3月までの間は申請を受け付けておりません
千代台公園弓道場	千代台町27番8号 (☎53-4322)	申請を受け付けておりません
北洋資料館	五稜郭町37番8号 (☎55-3455)	
市民プール	千代台町22番25号 (☎52-7452)	

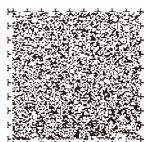
<申請方法>

障がいのある方は、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、また、65歳以上の方は、運転免許証や資格確認書（旧健康保険証）等、住所、氏名および生年月日を証明する書面を持参のうえ上記各施設または、下記の窓口で申請手続きをしてください。

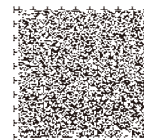
申請書類等を確認後、どの対象施設でも提示するだけで使用料の特例が受けられる「公の施設利用者証」を交付いたします。

窓口

教育委員会生涯学習部生涯学習文化課 (☎ 21 - 3444 FAX 27 - 7217)
 障がい保健福祉課 (☎ 21 - 3264), 高齢福祉課 (☎ 21 - 3025)
 亀田福祉課 (☎ 45 - 5481), 湯川福祉課 (☎ 57 - 6170)
 銭亀沢支所 (☎ 58 - 2111), 公民館 (☎ 22 - 3320)
 戸井教育事務所 (☎ 82 - 3150), 恵山教育事務所 (☎ 85 - 2222)
 樺法華教育事務所 (☎ 86 - 2451), 南茅部教育事務所 (☎ 25 - 3789)



1 1 郵便等による不在者投票について



身体障がい等により投票所へ行けない方は、郵便等で不在者投票をする制度があります。

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。

- 1 本人が自分で投票用紙に記載できる場合
(次の障がいの程度(○印)または要介護状態区分に該当する方)

身 体 障 害 者 手 帳	障 が い 名	障がいの程度		
		1 級	2 級	3 級
	両下肢・体幹・移動機能の障がい	○	○	×
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	○	—	○
	免疫・肝臓の障がい	○	○	○

戦傷病者 手 帳	障 が い 名	障がいの程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
	両下肢・体幹の障がい	○	○	○	×
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	要介護5

- 2 本人が自分で投票用紙に記載できない場合

上記1の障がいの程度(○印)または要介護状態区分のいずれかに該当し、さらに、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の下記の障がいに該当する方は、あらかじめ代理記載人を届け出ること、投票の際、選挙人本人に代わって候補者名等を記載させることができます。

身体障害者手帳	上肢または視覚の障がいの程度が1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症まで

※ 手帳の記載内容が上記の「障がいの程度」に該当するかどうか不明なときは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

※ 郵便等による不在者投票は、あらかじめ選挙管理委員会に申請を行い、「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。この「郵便等投票証明書」の有効期限は、交付の日から7年間です。

ただし、要介護者は介護認定の有効期間の末日までとなっており、介護保険被保険者証更新の度に再交付申請が必要です。

いずれの場合も有効期限が切れた場合や紛失した場合は、再交付申請が必要です。

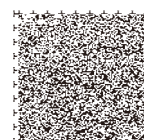
詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

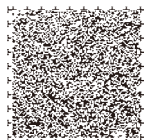
窓口

函館市東雲町4番13号 (☎ 21 - 3592 FAX 22 - 3596)

函館市選挙管理委員会事務局 函館市役所8階

(各支所では受け付けておりません。)

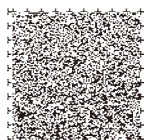


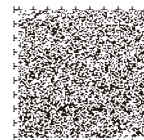


12 雇用安定制度について

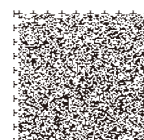
障がいのある方々の雇用については、次のような援護が行われています。

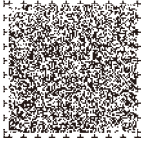
援 護 の 措 置	内 容	金 額 等	問 合 わ せ 先	備 考
雇用率の設定	・雇用主に対する、一定数以上の障がい者雇用の義務づけです。 ・国、地方公共団体 2. 8% (都道府県教育委員会等は 2. 7%) ・民間企業(労働者40人以上) 2. 5% ・特殊法人 2. 8%			
職場適応訓練	・都道府県知事が事業主に委託して、障がいのある者の能力に適した職種について6か月以内(重度の方は1年以内)の実施訓練を行い、引き続き事業主が雇用する場合	・事業主には 訓練生1人につき 1か月 24,000円 重度の方は 1か月 25,000円 ・訓練生の方には 20歳未満 日額 3,530円 20歳以上 日額 3,930円 (函館市内に居住の方)		
特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)	・障がいのある人を公共職業安定所または一定要件を備えた無料・有料職業紹介事業者の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、賃金の一部が助成されます。 ・対象労働者の要件 雇い入れ日現在65歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者 ・ただし、紹介を受けた日の時点で雇用保険の被保険者であるもの(重度障がい者等を除く。)は対象労働者となりません。 ※重度障がい者等とは、重度身体障がい者、重度知的障がい者、45歳以上の身体障がい者、45歳以上の知的障がい者、精神障がい者(いずれも短時間労働者を除く。)をいいます。	重度障がい者等以外の障がい者 (短時間労働者を除く。) 25万円×最高2回 (中小企業は30万円×最高4回) 重度障がい者等 33万円×最高3回 (中小企業は40万円×最高6回) 短時間労働者である障がい者 15万円×最高2回 (中小企業は20万円×最高4回) ※短時間労働者とは週の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。	ハローワーク (函 館 公 共 職業安定所 ☎ 26-0735 FAX 26-0738)	詳しい支給要件等については窓口でおたずねください。
特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)	・発達障がい者や難治性疾患患者を公共職業安定所などの紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成されます。	・短時間労働者以外である場合 25万円×最高2回 (中小企業は30万円×最高4回) ・短時間労働者である場合 15万円×最高2回 (中小企業は20万円×最高4回)		
トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース)	・障がいのある方を原則3か月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとさせていただくことを目的としています。	障がい者1人につき 4万円/月 (最長3か月間) ※精神障がい者の場合は 3か月間は8万円/月、4か月目以降は4万円/月(最長6か月間)		





援 護 の 措 置	内 容	金 額 等	問 合 せ 先	備 考
障害者雇用 納付金の申告 納付	・常時雇用している労働者数が 100人を超える事業主で、法定雇用 数を満たしていない事業主は納付金 の納付が必要。	法定雇用数に満たない 障害者1人当たり 月額5万円納付	独立行政法人 高齢・障害・求職 者雇用支援機構 （JEED） ホームページ （ https://www.jeed.go.jp/ ）を ご覧いただくか、 JEED北海道支部 高齢・障害者業務 課にお問い合わせ ください。 （☎ 011-622-3351 FAX 011-622-3354）	
障害者雇用 調整金の支給	・常時雇用している労働者数が 100人を超える事業主で、法定雇用 数を超えて障害者を雇用している事 業主に支給。	法定雇用数を超える障 害者1人当たり 月額2万9千円		
報奨金の支給	・常時雇用している労働者数が 100人以下で月平均6人を超えて障 害者を雇用している事業主に支給。	月平均6人を超える障 害者1人当たり 月額2万1千円		
特例給付金の 支給	・週の労働時間が10時間以上 20時間未満である障害者を雇用し ている事業主に支給（常用障害者数が 上限）。	100人超事業主 1人当たり月額7千円 100人以下事業主 1人当たり月額5千円		
障害者雇用納付金制度に基づく助成金制度 ※下記以外にも取り扱っている助成金制度があります。 ※事前に申請が必要です。				
①障害者作業 施設設置等助 成金	・障害特性による就労上の課題を克 服・軽減するための作業施設・付帯施 設・作業設備の設置などを行う場合に 助成。	助成率2／3		
②障害者介助 等助成金	・障害者の業務遂行のために必要な職 場介助者の配置などを行う場合に助 成。	助成率3／4など		
③職場復帰支 援助成金	・中途障害等により1か月以上の休職 を余儀なくされた者が職場復帰する ために職場適応措置を行う場合に助 成。	月額6万円（中小企業）		
④職場適応援 助者助成金	・職場適応に課題を抱える障害者に対 して、職場適応援助者による支援を行 う場合に助成。	1回：1万8千円など		
⑤重度障害者 等通勤対策助 成金	・障害特性による通勤等の課題を軽減 または解消するための措置を行う場 合に助成。（駐車場の賃借など）	助成率3／4など		





13 災害対応について

災害はいつ、どのような規模で、どんな形で起こるかは誰にもわかりません。

日頃から災害が起こったときに備え、被害を少なくするために、市では、防災関係機関や地域の皆さんと協力して「函館市地域防災計画」に基づき、災害時の支援体制の整備に努めています。

◇ 事前対策

災害発生時には、どのような状況下に置かれることになるか予測が付きません。こうした場合、「自分でできること、できないこと、望む援助や対応、そして必要とする支援など」を周囲の人たちに的確に伝えるための準備が重要となります。

<緊急カード>

災害発生時に、自分の情報や必要とする支援を周囲の人に伝えるための緊急カード（別紙）を作成しておきましょう。

<防災ネットワーク>

① 隣近所とのネットワーク作り

災害発生時において、災害情報を教えてもらったり、避難時に声を掛け合うなど隣近所とのネットワーク作りは、緊急時に助け合い、励まし合える点で重要になります。

② 障がい者ネットワークに参加する

障がい者の団体や協会のような組織には様々な情報が集まりますので、災害発生時の支援グループとして強い味方になります。

③ ボランティアグループとの連携

関連するボランティアグループとの連携を深め、緊急時の連絡方法などを打ち合わせておくことが必要です。

④ 関係機関との連携

防災関係機関や社会福祉施設、医療機関等の災害時の対応について事前に確認することが必要です。また、かかりつけの医療機関での診療が難しい場合が想定されることから、服用している薬の処方箋などの控えを持っていることも大切です。

<家の中の安全対策>

① 家具・電化製品の固定

震災時には家具や電化製品の落下等で大けがにつながる可能性があります。

安全な空間づくりのために家具や電化製品を固定しましょう。

② ガラスの飛散防止対策

窓ガラスなどにフィルムを貼ることや、割れたガラスを踏まないようスリッパを用意しましょう。



(別紙) 緊急カード

切り取って携帯するなどご活用ください。

緊 急 カ ー ド			
氏名：	住所：	電話：	
勤務先（学校）	電話：	生年月日	年 月 日
性別：	血液型： 型 R H	かかりつけの病院（診療科）	
家族氏名：	続柄：	住所：	電話：
家族氏名：	続柄：	住所：	電話：
親 戚 等：	続柄：	住所：	電話：
その他必要な事項（支援内容、病歴など）			

----- 切り取り線 -----

③ 整理整頓

落下物によるけがを防ぐため、棚の上に重いものを乗せない。また、避難の妨げにならないよう日頃から整理整頓し、出入口を確保しましょう。

④ 非常用品、非常持ち出し品は決めた所に

非常用品、非常持ち出し品は、安全ですぐ取り出せるところをあらかじめ決めておき、そこに置いておきましょう。

<メール等での災害情報の取得>

災害が発生またはその恐れがある場合、気象情報、災害情報、避難情報が出されることがあり、防災行政無線、広報車だけではなく、メール配信やX（旧ツイッター）でもお知らせすることがあります。

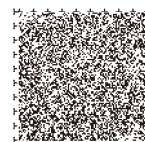
① 函館市ANS INメール（事前登録制）

電子メールによる配信を希望される方は、bousai.hakodate-city@raidai3.ktaiwork.jpへ件名・本文を入れずにメールを送信してください。折り返し登録案内メールが送信されますので、案内に沿ってメールアドレスを登録してください。

② 北海道防災情報メール（事前登録制）

登録は、携帯電話等から下記のアドレスへアクセスし、登録して下さい。

<http://mail.bousai-hokkaido.jp/>



この部分の裏面は、緊急カードとなっております。

----- 切り取り線 -----

③ 緊急速報メール（NTTdocomo, au, SoftBank, 楽天）

上記4社の携帯電話では、気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、国・地方公共団体が配信する災害・避難情報を受信することができます。ご利用するために、あらかじめ携帯電話での受信設定が必要な機種があります。詳細は上記の会社のホームページや営業所等でご確認ください。

④ 防災X（旧ツイッター）（市公式）

X（旧ツイッター）による配信を希望される方は、アカウント名「@bousai_hakodate」で検索しフォローしてください。また、下記のURLからも閲覧することができます。

https://x.com/bousai_hakodate

⑤ 函館市公式 LINE

LINEアプリを使用している方は、右記の2次元コードから函館市公式アカウントを登録することによって、防災情報を受信することができます。

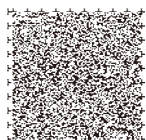


◇ 災害時の対応

災害時にどんな行動をとればいいのか・・・，地震や大雨などへの対応について、障がいのある方が確認しておくべき事項についてまとめました。

- ① ラジオ，テレビなどから情報を入手することが困難な場合，隣近所から必要な情報を教えてもらう。
- ② 障害者手帳，緊急カードなどで，自分に障がいがあることを伝え，安全な避難場所までの誘導など必要な援助を依頼する。
- ③ 万一，家の中に閉じこめられたり動けなくなった場合は，笛を吹いたり，物をたたいて居場所を知らせる。

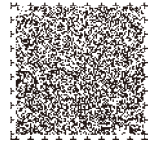
- ④ 避難所では皆が被災者なので，助け合い，譲り合って生活する。



窓口

災害対策課（☎ 21 - 3648 FAX 27 - 6489）

◆ 外部障がいのある方の対策のポイント



- (1) 安全な居住空間を確認しておきましょう。（整頓を心がけ、あまり物を置かない。寝るときは、家具やガラス窓からできるだけ離れる。）
- (2) 居住スペースは、できるだけ避難のしやすい1階を選びましょう。
- (3) 杖などの歩行補助具は倒壊した家具の下敷きにならないように、常に安全な一定の位置に置き、暗闇になっても分かるようにしておきましょう。
- (4) 家族など、日頃、介助している人が外出しているときの災害発生に備え、隣近所などに万一の際の協力や介助を依頼しておきましょう。
- (5) 非常用持出品としておびいひもや毛布、車いす、紙おむつ、携帯用トイレ、ビニールシート（おむつ交換時や着替えに必要）を用意しましょう。
- (6) 車を使用できない場合も想定して、平常時から避難方法や避難経路を検討しておくことが重要です。

＜車いすを利用している方＞

- ① 車いすが通れる幅を常に確保しておきましょう。
- ② 車いすが使用不能になったときのために、それに代わる杖、おびいひもなどを用意しておきましょう。
- ③ 車いすのタイヤの空気圧は定期的に点検しましょう。
- ④ 雨天や寒冷時に備え、車いすでも使用可能なカップ等を用意しましょう。

※ 電動車いすを使用している方

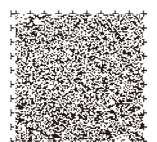
- ① 電動車いすのバッテリーは、使用後必ず充電し、常温で保管しましょう。
- ② 補液タイプのバッテリーは、定期的に液量をチェックしましょう。
- ③ 車いすに内蔵されていない充電器は、倒壊した家具の下敷きにならないように安全な場所に置きましょう。

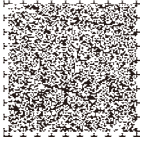
＜視覚に障がいのある方＞

- ① 非常持出袋のある場所はどこか確認しておきましょう。
- ② 手探りをするときに割れたガラスなどでケガをしないように、手袋を枕元に用意しておきましょう。
- ③ 持出品の中に、白杖（折りたたみ式が有効）、点字器を加えておきましょう。
- ④ すぐに災害情報を得るために、ラジオを身近なところに置きましょう。
- ⑤ 情報を入手したり、自分から状況を連絡できるように、携帯電話などを活用しましょう。

＜聴覚に障がいのある方＞

- ① 持出品の中に、補聴器用の電池、筆談のためのメモ用紙、筆記用具、停電のときに手話で会話ができる携帯用照明、笛や警報ブザーなどを加えておきましょう。
- ② 就寝時に災害が発生したときのために、枕元に補聴器を置きましょう。
- ③ 情報を入手したり自分から状況を連絡できるように、文字情報が受信、送信できる携帯電話やファックスなどを活用しましょう。





◆ 内部障がいのある方の対策のポイント

- (1) 避難するときの持ち物として普段飲んだり使ったりしている薬、そのための用具、おくすり手帳、障害者手帳、健康保険証などを忘れずに用意しておきましょう。
- (2) 普段どんな薬を使っているのか、薬剤名や効用、副作用、中断した時に起こる症状の把握をしておきましょう。
- (3) 疾病の治療のため、治療食や特別食を利用されている方は、一般的な非常食と分けて備蓄をしましょう。
- (4) 支援する際に配慮してほしいことを記したヘルプマーク（表紙裏参照）を携帯しましょう。
- (5) 持出品が多くなる場合が予測されるため、家族など、日頃、介助している人や隣近所などに万一の際の協力や介助を依頼しておきましょう。
- (6) 車を使用できない場合も想定して、平常時から避難方法や避難経路を検討しておくことが重要です。

＜在宅人工呼吸療法を行っている方＞

人工呼吸器は電力によって作動するので、在宅では停電への対策や人工呼吸器の故障への対策が必要になります。そのため、外部バッテリー、予備電源、アンビューバック等を準備してその使用法に習熟するとともに、緊急時に避難する病院、施設等をあらかじめ定めて、搬送の方法まで確認しておきましょう。

＜吸引器を使用している方＞

- ① バッテリーが内蔵されている場合には4～5時間は使用できるといわれていますが、使用中の機種がどんなものか確認しておきましょう。
- ② 外部バッテリーまたは車のバッテリーが利用可能な機種の場合は、接続コードを利用して接続します。事前に試験運転をしておきましょう。
また、電源を必要としない足踏み式や手動式の吸引器、および大型注射器も準備しておきましょう。

＜在宅酸素療法を行っている方＞

- ① 医師から指示されている酸素流量を記録し、わかるようにしておきましょう。
- ② 酸素ボンベを1本予備に用意しておき、酸素ボンベキャリーも予備を必ず準備しておきましょう。
- ③ チューブやカニューレなどの医療材料は、数日分は備蓄しておきましょう。（備蓄品の収納場所をよく検討しておきましょう）
- ④ 災害時の対応について、取扱業者とあらかじめ協議して対策を決めておきましょう。
- ⑤ 日頃から火気厳禁であることに留意し、災害時にも火気には細心の注意を払う必要がありますので、周囲にも理解を求めておきましょう。
- ⑥ 介護者は在宅酸素療法に関する研修を受け、緊急時には酸素ボンベの切り替えができるようになりますように。
- ⑦ 酸素濃縮器を使用できない時は、酸素ボンベへの切り替えをします。携帯用酸素ボンベは使用時間に限りがあるので、できるだけ早期に業者に連絡をしてボンベを確保しましょう。
- ⑧ 酸素ボンベの確保が困難な場合には、医療機関で酸素吸入を受けましょう。

※ 災害時に極度の不安や恐怖からパニック状態になると、呼吸数が増加し、酸素消費量が増えてしまうことに留意しましょう。



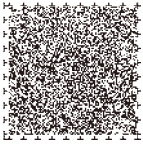
<在宅人工透析療法を行っている方>

- ① 透析療法の内容を記載した記録を常時携帯しましょう。
- ② 透析液と医療材料、衛生材料を1週間分は備蓄しておきましょう。
- ③ 自宅での腹膜透析で、電源が必要な場合は、予備電源を確保しておくとともに、手動に切り替える方法も確認しておきましょう。

<人工肛門・人工膀胱を造設している方>

- ① ストーマ装具・ストーマ用品は常に余裕をもって保管しましょう。
- ② 非常持出袋には、避難所でのストーマ装具交換に必要な、2週間から4週間分のストーマ装具・ストーマ用品、ゴミ袋等を入れておきましょう。また、必要に応じて、ウェットティッシュ、ティッシュペーパー、剥離剤、消臭スプレー、カット用ハサミ、導尿に必要な器具（カテーテル）などを準備しておきましょう。
- ③ 災害時には水が使えないことが多くあり、水を使用しない皮膚洗浄剤を利用した装具交換が出来るように準備しましょう。また、浣腸をしている人は、自然排便でも排泄ができるように、非常持出袋にはストーマ装具・ストーマ用品を余分に準備しておきましょう。
- ④ オストメイト対応トイレの設置状況などのトイレの環境、装具交換のためのスペース等、避難所の環境を事前に確認し、整っていない時には他の避難所への変更など避難所の施設管理者等に相談しましょう。





◆ 知的障がいのある方の対策のポイント

- ① 家族や職場、支援者の人などと、連絡方法や避難場所を決めて、確認しておきましょう。
- ② ヘルプマークや緊急カード（59ページ参照）に自分の情報（名前、生年月日、住所、緊急連絡先、飲んでいる薬、手伝ってほしいこと、苦手なことなど）を書いておきましょう。話をするのが苦手な人は、「安全なところまで連れて行ってください。」「私が無事であることを家族へ連絡してください。」と書いておきましょう。困ったときは周りにいる人にそれを見せて困っていることを伝えるなどして助けてもらいましょう。
- ③ 落ち着いて行動しましょう。人を押したり、走ったり、慌てて移動しないようにしましょう。
- ④ 身動きができないときは、緊急用ホイッスルやブザーを鳴らす、物を叩くなど音を出して、周りに知らせましょう。
- ⑤ 自宅で生活することができない場合は、避難所で生活することになります。
 - ・放送や掲示板の内容など、状況がわからないときは、避難所のスタッフや周りにいる人にヘルプマークなどを見せて、教えてもらいましょう。
 - ・近所の人たちと一緒に生活をするため、決められたルールを守りましょう。
 - ・体調が悪かったり、落ち着かないときは、我慢せずに避難所のスタッフに相談しましょう。

※ 知的障がいのある方をサポートするときのポイント

困っている事柄を周りに上手に伝えられなかったり、恐怖で動けなくなったり、パニックに陥り、乱暴な行動をしてしまったりすることがあります。大声や異常に思える行動の原因は、災害時の不安や恐怖です。過敏になっていることがあるので、大きな声を出したり、叱ったりしないでください。不必要な刺激がかからなければ、次第に落ち着きます。強い不安や発作（パニック等）が続くような場合は、本人が携帯しているヘルプマーク、緊急カード等を参照して、保護者や医療機関に連絡し指示を受けてください。



◆ 精神障がいのある方の対策のポイント

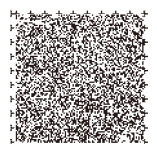


- ① 災害発生に伴って精神的動揺が激しくなる場合があります。心理的な不安が強くなったり、病状が悪化するおそれのある人は、悪化時の対応についてかかりつけ医と相談しておきましょう。
- ② 状況や環境の変化に対応しづらく、被災直後の状況に考えがまとまらなくなったり、行動がストップしたりと、危険を回避しづらいときがあります。日頃から災害時にどんな行動をとればいいのか地域活動や防災訓練に参加するなどして災害時の行動について理解を深めておきましょう。
- ③ 他者との交流が苦手で、情報交換や相互協力など必要なコミュニケーションを取ることが難しいことがあります。ヘルプマークや緊急カード（59ページ参照）に自分の情報（名前、生年月日、住所、緊急連絡先、飲んでいる薬、手伝ってほしいこと、苦手なことなど）を書いて周りにいる人にそれを見せて困っていることを伝えて助けてもらいましょう。
- ④ 自分の病気のことや薬の内容については、普段からかかりつけ医とよく相談しておき、どんな薬を使っているのか、薬剤名や効用、副作用、中断した時に起こる症状の把握をしておきましょう。

避難所では、いつもと違う環境に対応するために、精神的な疲労が増えて病状も悪化しやすくなります。体調が悪いときには、我慢をせずに家族や避難所のスタッフに相談しましょう。また、避難所の生活の中で自分や家族にできる役割を見出し、できるだけ協力していきましょう。

※ 精神障がいのある方をサポートするときのポイント

精神障がいのある方は、様々な精神疾患の症状をコントロールしながら生活しています。中にはストレスに弱い人や神経が過敏な人、人との関係が苦手などの症状を持った人もいます。災害時には、特に強い不安や緊張を感じる可能性があり、サポートする人が不安をやわらげる配慮をする必要があります。「大丈夫ですよ」と優しく声をかけ、状況を具体的にわかりやすく、ゆっくりと簡潔に説明しましょう。状況を知ることによって不安が和らぎます。また、災害時の不安から大声や異常な行動が出て本人を否定したり、叱ることのないようにしましょう。妄想や幻覚のような話の場合でも強く否定したりせずに、相づちをうちながら、受容的かつ冷静な態度で対応することが大切です。



14 施設等について

障がいのある方や児童が利用できる施設の一覧です。

ここに記載されている情報は、令和6年8月1日時点のものです。

記載内容に変更がある場合がありますので、利用にあたっては、あらかじめご確認ください。

なお、施設名の後に「※」が付いている施設は、休止中です。

◆ 障がい者（児）施設一覧

社福）…社会福祉法人 医療）…医療法人 社医）…社会医療法人
社団）…一般社団法人 NPO）…特定非営利活動法人

(1) 指定障害者支援施設（入所）

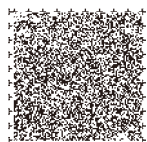
	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
1	函館視力障害センター	042-0932	湯川町 1-35-20	59-2751	国	70
2	よつば学園	041-0834	東山町 118-194	54-8916	社福)育栄会	70
3	函館リハビリセンター	041-0802	石川町 191-6	46-1129	社福)函館仁愛会	88
4	希望ヶ丘学園	041-0262	古川町 441-3	58-3776	社福)函館緑風会	40
5	函館青年寮	041-0802	石川町 42-2	47-0124	社福)侑愛会	40
6	侑ハウス	041-0824	西桔梗町 783-15	48-0270		40
7	明生園	049-0282	北斗市当別 697	75-2213		50
8	ワークショップまるやま荘	049-0282	北斗市当別 697	75-3018		40
9	星が丘寮	049-0282	北斗市当別 697	75-2178		60
10	侑愛荘	049-0282	北斗市当別 697	75-2238		80
11	新生園	049-0282	北斗市当別 697	75-2212		80
12	ねお・はろう	049-0282	北斗市当別 697	75-2112		60
13	ふじの学園	041-1231	北斗市向野 169	77-6446	社福)函館緑花会	100
14	渡島リハビリテーションセンター更生部	041-1402	鹿部町鹿部 258-7	01372-7-3321	社福)渡島福祉会	40
15	渡島リハビリテーションセンター療護部	041-1402	鹿部町鹿部 258-7			60

(2) 指定自立訓練事業所（機能訓練）

	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
1	函館視力障害センター	042-0932	湯川町 1-35-20	59-2751	国	10
2	共生型機能訓練センターいちほ	041-1221	北斗市清水川 1-1	77-8200	社福)雄心会	19

(3) 指定自立訓練事業所（生活訓練）

	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
1	はこだて療育・自立支援センター ライフあおば	042-0932	湯川町 2-39-26	36-0500	函館市	6
2	多機能型事業所ワークセンター一条	042-0914	上湯川町 362-66	50-4730	社福)函館一条	6
3	トータスホーム	042-0903	東畑町 141-13	58-1982	社福)函館恭北会	20
4	七飯町精神障害者 通所授産施設「ぼぼろ館」	041-1112	七飯町鳴川 5-348-3	64-5015	七飯町	12
5	多機能型事業所 e ワークフォレスト	042-1112	七飯町鳴川 3-15-1	76-1412	社福)聖樹の杜	14



(4) 指定就労移行支援事業所

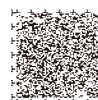
	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
1	函館視力障害センター	042-0932	湯川町 1-35-20	59-2751	国	60
2	多機能型事業所ワークス一条	040-0084	大川町 4-26	43-8313	社福)函館一条	6
3	Ponte(ポンテ)	040-0011	本町 29-29 2 階	30-3366	NPO) 自立相互扶助ネットワーク	20
4	多機能型事業所WiSh ウイッシュ	042-0942	柏木町 15-27 日商興産ビル3F	86-5166	函館就労支援(株)	10
5	多機能型事業所 asurara 〈あすらら〉	040-0033	千歳町 22-6	83-8373	理想福祉(株)	10
6	ファニー湯川	042-0932	湯川町 2-7-12	85-8484	合同会社 HOS	6
7	ジョブシード	042-0941	深堀町 1-7	83-8018	合同会社ジョブサポート	20
8	障害福祉サービスほっぷ	042-0935	駒場町 6-31	86-9135	合同会社ほっぷ	10

(5) 指定就労継続支援事業所 (A 型)

	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
1	松陰プラザ	040-0003	松陰町 1-35	30-2323	社福)函館恵愛会	40
2	クレドホテル函館	042-0941	深堀町 22-42	54-7878		65
3	軽食喫茶らあ〜ふ	041-8680	港町 1-10-1	40-6151	NPO)軽食喫茶ピュア	10
4	ワークスペースファイン	041-0806	美原 2-6-19	76-4686	(株)キープライズ	20
5	ゆにばーさる就労支援センター函館	042-0941	深堀町 8-5	85-6028	ゆにばーさる(株)	20
6	函館あすなろ会	049-0011	北斗市七重浜 1-8-1	83-2869	(株)北海道あすなろ会	20

(6) 指定就労継続支援事業所 (B 型)

	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
1	はこだて療育・自立支援センター ワークあおば	042-0932	湯川町 2-39-26	36-0500	函館市	30
2	かいせい東川	040-0042	東川町 1-11	22-8775	社福)かいせい	30
3	オリーブ	040-0071	追分町 5-23-1	41-8833		10
4	多機能型事業所ワークセンター一条	042-0916	旭岡町 19-29	50-3777	社福)函館一条	30
5	多機能型事業所ワークス一条	040-0084	大川町 4-26	43-8313		40
6	ラビットファーム	042-0903	東畑町 141-13	58-1981	社福)函館恭北会	20
7	クリン	040-0011	本町 31-32 本町ヴィラⅢ 1 階	84-6868	社福)函館恵愛会	20
8	ワークショップはこだて	041-0802	石川町 41-4	46-6601	社福)侑愛会	10
9	就労継続支援B型事業所 コミュニティはこだて	041-0811	富岡町 2-4-21	44-5610	社団)コミュニティほっかいどう	20
10	工房・虹と夢	040-0022	日乃出町 24-5	32-7348	NPO)工房・虹と夢	22
11	美原・虹と夢	041-0806	美原 2-4-15	87-0844		10
12	シゴトベース	041-0836	山の手 3-34-17	83-6950	NPO)シゴトシンク北海道	20



	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
13	しまりすBS函館駅前	040-0063	若松町 19-6	23-8210	NPO)しまりす	20
14	しまりすBS新川	040-0032	新川町 12-11	83-1338		20
15	自立支援センター翔栄	040-0014	中島町 34-7	30-2255	NPO) 自立支援センター翔栄	20
16	千螢社	040-0001	五稜郭町 30-21	76-6916	NPO)千螢社	20
17	ジョブサポートひびき	040-0014	中島町 5-4	76-4090	NPO)つむぎ	20
18	地域サービスセンターはこだて	040-0014	中島町 25-18	51-0026	NPO)日本障害者・ 高齢者生活支援機構	40
19	コロポックルはこだて	040-0057	入舟町 6-17	22-6188	NPO)脳外傷友の会コホッカル 道南支部	20
20	軽食喫茶たんぽぽ	040-0063	若松町 33-6	27-9711	NPO)函館手をつなぐ親の会	20
21	ひまわり函館B-1	040-0013	千代台町 12-20	32-2727	NPO)ひまわり	20
22	多機能型障がい者福祉サービス ふれあい	040-0025	堀川町 21-4	32-9980	NPO)ふれあい	10
23	夕陽が丘	041-0852	鍛冶 2-40-14	54-8889	NPO) 夕陽が丘	20
24	就労継続支援B型事業所 あいりす	042-0932	湯川町 2-5-15	36-5558	(株)エム・クリエイティブ	20
25	わくわくワーク函館	041-0806	美原 3-20-20	83-1965	(株)エンパワー	20
26	ワークコートかがやき	041-0836	山の手 1-5-16	76-8828	(株)かがやき	20
27	ジョブハウス勇氣	040-0063	若松町 26-7	84-6910	(株)絆メディカルグループ	20
28	就労継続支援B型事業 e-project	042-0934	広野町 2-2	86-5712		20
29	就労継続支援B型事業所 ジョブハウス未来	041-0836	山の手 2-53-4	86-6657		20
30	就労継続支援B型事業所 ONE PIECE	040-0075	日吉町 1-14-7	83-7713		20
31	就労継続支援 B 型グロリアス	040-0081	田家町 20-23	84-1331	(株)GURORIASU	20
32	サンアップ函館事業所	042-0932	湯川町 3-32-7	83-7789	(株)サンアップ	20
33	SUN-MOON 新川	040-0032	新川町 1-24 R4TM 新川町 3 階	86-7187	(株) SUN-MOON	20
34	就労継続支援B型るみえる	041-0821	港町 1-14-16	76-4804	(株)スマイルキッズクラブ	20
35	多機能型事業所 WiSh ウイッシュ	042-0942	柏木町 15-27 日商興産ビル3F	86-5166	函館就労支援(株)	10
36	ポラリスパス	040-0062	大縄町 3-3	24-1805	(株)ポラリスモア	20
37	百年の森 函館	040-0084	大川町 15-20	86-6902	(株)3eee	20
38	多機能型事業所 asurara 〈あすらら〉	040-0033	千歳町 22-6	83-8373	理想福祉(株)	10
39	でじるみ函館吉川	040-0077	吉川町 3-30	83-2750	LIBs Connect(株)	20
40	るるワークス	041-0806	美原 1-41-6	86-5224	(有)更科	20
41	共生型就労支援事業所来夢の郷	040-0063	若松町 22-1 コレクティブハウス来夢	83-1607	(有)時館	20
42	チョコはこだて	041-0835	東山 3-1-17	84-5363	(有)大裕	20
43	チョコゆのはま	042-0933	湯浜町 7-8	84-5388		20
44	チョコかしわぎ	042-0942	柏木町 15-2	86-9725		20



	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
45	ファニー函館	040-0004	杉並町 4-15	83-7480	合同会社 HOS	20
46	ファニー湯川	042-0932	湯川町 2-7-12	85-8484		14
47	就労継続支援B型事業所つばさ	040-0004	杉並町 9-13	76-6108	合同会社大空	20
48	障害福祉サービスほっぷ	042-0935	駒場町 6-31	86-9135	合同会社ほっぷ	10
49	就労支援センターToMo ハウス	041-1111	七飯町本町 4-20-2	65-7041	社福)道南福祉ねっと	25
50	多機能支援センターNEW ハウス	041-1104	七飯町字上藤城34-1	64-5225		20
51	就労支援センターPORT ハウス	049-0121	北斗市久根別 1-14-30	84-5535		35
52	はあと	049-0161	北斗市飯生 1-14-9	73-7675	NPO)はあと地域 共同作業所	40
53	クッキーハウス	049-0121	北斗市久根別 3-207	73-9185	社福)侑愛会	14
54	ワークショップまるやま荘	049-0282	北斗市当別 697	75-3018		10
55	おしま菌床きのこセンター	049-0101	北斗市追分 6-1-12	49-8611		10
56	サチエル・ロビンソン	049-0111	北斗市七重浜 2-26-14	86-5943	(株)マックスコーポレーション	20
57	ふくろう	049-0111	北斗市七重浜 3-10-20	83-7860	合 同 会 社 EMK	20
58	就労継続支援事業アルほと	049-0111	北斗市七重浜 1-10-33	85-6869	J1 合 同 会 社	20
59	ら・ぱれっと	049-0101	北斗市追分 3-1-28	50-8008	合同会社ディーオーシー	20
60	就 労 継 続 支 援 B 型 事 業 所 BEBOP【ビバップ】	041-1201	北斗市本町 1 丁目 5 番 4 号	76-3589	TRUE COLORS (株)	20
61	シードワークス	041-1214	北斗市東前3番地 47	77-2311	マークプラス(株)	20
62	なないろファクトリー	041-1111	七飯町本町 3 丁目 10-22	85-6931	(株)夢工房	20
63	七飯町精神障害者 通所授産施設「ぼぽろ館」	041-1112	七飯町鳴川 5-348-3	64-5015	七飯町	26
64	多機能型事業所 e ワークフォレスト	041-1112	七飯町鳴川 3-15-1	76-1412	社福)聖樹の杜	14
65	就労継続支援 B 型事業所「大地」	041-1112	七飯町鳴川 4-4-1	83-1641	NPO)かがりの杜	20
66	ワークショップどり〜夢	041-1112	七飯町鳴川 3-26-17	84-5210	社福)七飯有隣会	20
67	リバース	049-0111	北斗市七重浜 8-6-2	64-6300		40

(7) 指定就労定着支援事業所

	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
1	多機能型事業所ワークス一条	040-0084	大川町 4-26	43-8313	社福)函館一条	-
2	ジョブシード※	042-0941	深堀町 1-7	83-8018	合同会社ジョブサポート	-

(8) 指定生活介護事業所

	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
1	はこだて療育・自立支援センター あおやぎ	042-0932	湯川町 2-39-26	36-0500	函館市	20
2	はこだて療育・自立支援センター ともえ	042-0932	湯川町 2-39-26			20
3	よつば学園	041-0834	東山町 118-194	54-8916	社福)育栄会	80
4	ふっと	040-0078	北浜町 5-23	41-4400	社福)かいせい	60
5	障がい者生活介護事業所ゆう	041-0808	桔梗 1-6-1	47-6161	社福)七飯有隣会	20
6	多機能型事業所ワークセンター一条	042-0916	旭岡町 19-29	50-3777	社福)函館一条	34



	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
7	函館リハビリセンター	041-0802	石川町 191-6	46-1736	社福)函館仁愛会	131
8	希望ヶ丘学園	041-0262	古川町 441-3	58-3776	社福)函館緑風会	60
9	函館青年寮	041-0802	石川町 42-2	47-0124	社福)侑愛会	40
10	函館青年寮通所部	041-0802	石川町 41-2	47-3128		20
11	侑ハウス	041-0824	西桔梗町 783-15	48-0270		20
12	ワークショップはこだて	041-0802	石川町 41-4	46-6601	社福)侑愛会	40
13	Life みなと	041-0821	港町 2-7-1	62-7545	NPO)日本障害者・ 高齢者生活支援機構	20
14	LIFE なかじま	040-0014	中島町 25-18	51-0026		20
15	多機能型障がい者福祉サービス ふれあい	040-0025	堀川町 21-4	32-9980	NPO)ふれあい	10
16	生活介護事業所ふれおプラス	041-0806	美原 1-29-16	83-6680	NPO)みんなの さぽーたーわっとな	20
17	共生型デイサービス プレイ&コロコロ@花園	041-0843	花園町 26-18-1	84-5795	(株) MILIER CARE	10
18	障がい福祉サービスみらいサロン	042-0933	湯浜町 12-5	76-2732	(株)みらいハウス	20
19	生活介護しずく	040-0025	堀川町 30-11	76-8782	合同会社しずく	20
20	生活介護センターえーる	041-1105	七飯町桜町 2-2-16	84-5645	社福)道南福祉ねっと	25
21	ふじの学園	041-1231	北斗市向野 169	77-6446	社福)函館緑花会	100
22	明生園	049-0282	北斗市当別 697	75-2213	社福)侑愛会	50
23	ワークショップまるやま荘	049-0282	北斗市当別 697	75-3018		40
24	星が丘寮	049-0282	北斗市当別 697	75-2178		60
25	侑愛荘	049-0282	北斗市当別 697	75-2238		80
26	新生園	049-0282	北斗市当別 697	75-2212		80
27	クッキーハウス	049-0121	北斗市久根別 3-207	73-9185		36
28	おしま菌床きのこセンター	049-0101	北斗市追分 6-1-12	49-8611		50
29	ワークセンターほくと	049-0152	北斗市押上 1-2-30	74-3000		40
30	ねお・はろう	049-0282	北斗市当別 697	75-2112		60
31	おしま屋	049-0111	北斗市七重浜 5-12-31	49-7233		20
32	渡島リハビリテーションセンター更生部	041-1402	鹿部町鹿部 258-7	01372-7-3321	社福)渡島福祉会	40
33	渡島リハビリテーションセンター療護部	041-1402	鹿部町鹿部 258-7			60

(9) 指定短期入所事業所

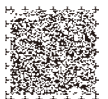
	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
1	よつば学園	041-0834	東山町 118-194	54-8916	社福)育栄会	2
2	短期入所事業所グループホーム一条	042-0914	上湯川町 65-8	50-3777	社福)函館一条	空床型
3	トータスホーム	042-0903	東畑町 141-13	58-1982	社福)函館恭北会	2
4	こうじゅ	040-0072	亀田町 7-1	41-5100	社福)函館鴻寿会	空床型
5	函館リハビリセンター	041-0802	石川町 191-6	46-1129	社福)函館仁愛会	4
6	希望ヶ丘学園	041-0262	古川町 441-3	58-3776	社福)函館緑風会	空床型
7	函館青年寮	041-0802	石川町 42-2	47-0124	社福)侑愛会	2
8	侑ハウス	041-0824	西桔梗町 783-15	48-0270		2



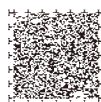
	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
9	共愛会病院短期入所	040-8577	中島町 7-21	51-2111	医療)徳洲会	空床型
10	独立行政法人国立病院機構 函館医療センター短期入所事業所※	041-8512	川原町 18-16	51-6281	独立行政法人国立病院機構 函館医療センター	4
11	ショートステイ ピアポート追分	040-0071	追分町 5-8	83-8303	(株)絆メディカルグループ	空床型
12	ショートステイ ピアポート新川	040-0032	新川町 27-6	83-5541		空床型
13	ショートステイ ピアポート若松	040-0063	若松町 32-11	85-8671		空床型
14	ショートステイのこほーむ美原	041-0806	美原 2-8-27	86-7564	(株)ティグル	2
15	ショートステイ和奏	041-0813	亀田本町 34-25	68-1234	合同会社奏海	空床型
16	ショートステイすみれ	041-1111	七飯町字本町 53-6	65-0668	社福)道南福祉ねっと	空床型
17	ショートステイけやき	041-1231	北斗市向野 1-15-18	77-7718		空床型
18	ふじの学園	041-1231	北斗市向野 169	77-6446	社福)函館緑花会	9
19	老人短期入所事業所清華園	049-0154	北斗市添山 472-1	74-3100	社福)民生博愛会	空床型
20	ショートステイつれづれの郷	049-0101	北斗市追分 7-11-21	48-1777	社福)上磯康啓会	1
21	ねお・はろう	049-0282	北斗市当別 697	75-2112	社福)侑愛会	2
22	明生園			75-2213		2
23	ワークショップまるやま荘			75-3018		2
24	星が丘寮			75-2178		2
25	侑愛荘			75-2238		2
26	新生園			75-2212		3
27	おしま学園			75-2211		空床型
28	カーム	049-0121	北斗市久根別 4-40-6	73-1113	NPO)はあと	5
29	つぐみ荘	049-0101	北斗市追分 2-51-3	49-2581		1
30	すばる	049-0282	北斗市七重浜 8-21-16	75-2240		1
31	ショートステイはあと	049-0161	北斗市飯生 1-3-1	73-7675	NPO)はあと	2
32	グループホーム竹倫	041-1104	七飯町上藤城 137-21	83-1491	NPO)かがりの杜	1

(10) 指定共同生活援助事業所

	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
1	グループホームわふと	040-0071	追分町 5-16-3	43-2727	社福)かいせい	6
2	ケアホームあみかる	040-0078	北浜町 5-24	42-0075		7
3	ケアホームあみかる・2	040-0071	追分町 5-23-2	40-8989		12
4	サテライト エルム大川	040-0084	大川町 6-18			1
5	グループホーム一条	042-0914	上湯川町 65-8	57-1891	社福)函館一条	7
6	グループホームゆのかわ	042-0932	湯川町 2-27-16	59-4466		4
7	グループホームかみゆのかわ	042-0914	上湯川町 65-9	57-6506		6
8	グループホームにしあさひおか	042-0915	西旭岡町 3-28-10	50-2025		5
9	グループホームかえで	042-0915	西旭岡町 2-45-1	090-4227-5328		5
10	グループホームときとう	040-0012	時任町 6-14	83-6225		7
11	クレドスタイル	042-0941	深堀町 22-40	080-3296-7878	社福)函館恵愛会	4



	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
12	グループホームはこだて	042-0934	広野町 1-8	87-1073	社福)純心福祉会	10
13	結	041-0802	石川町 189-13	34-6022	社福)函館仁愛会	20
14	障がい者グループホーム りん※	041-0808	桔梗 1-6-1	47-6161	社福)七飯有隣会	7
15	グループホームゆのかわ	042-0932	湯川町 2-24-8	59-6222	社福)函館博栄会	16
16	グループホーム湯くら	042-0932	湯川町 2-32-6	59-3355		20
17	グループホームふるーる	041-0262	古川町 191	58-3322	社福)函館緑風会	4
18	グループホームふるーる2号館	041-0262	古川町 213-1	58-1711		5
19	グループホームふるーる3号館	042-0922	銭亀町 210-33	58-1808		5
20	あかね荘	041-0801	桔梗町 417-9	47-6409	社福)侑愛会	4
21	さくら荘	041-0808	桔梗 3-33-2	47-4704		7
22	やまぶき荘	041-0808	桔梗 1-4-1	46-8423		5
23	ひいらぎ荘	041-0801	桔梗町 435-242	46-1575		5
24	くぬぎ荘	041-0808	桔梗 2-25-1	47-3354		4
25	ともえ荘	041-0821	港町 1-25-10	45-6645		5
26	ぱれっと	041-0802	石川町 461-6	84-8177		6
27	グループホームえのぐばこ	041-0851	本通 2-53-24	51-1620	NPO)サポートセンター えのぐばこ	4
28	グループホームゆうあい	042-0953	戸倉町 21-11	76-3456	NPO)障害者・高齢者 地域支援ゆうあい	10
29	ファニー上野	042-0954	上野町 29-34	080-6092-9555	合同会社 HOS	5
30	ルミエール	041-0836	山の手 3-27-3	83-1097	NPO)自立支援センター翔栄	4
31	いんくる函館ふかぼりの家	042-0941	深堀町 23-25	080-4678-8460	(株)いんくる	6
32	いんくる函館とくらの家	042-0953	戸倉町 10-11			5
33	いんくる函館戸倉はなれの家1	042-0953	戸倉町 10-11			1
34	いんくる函館戸倉はなれの家2	042-0953	戸倉町 10-11			1
35	いんくる函館とみおかの家	041-0811	富岡町 1-8-14	080-7431-8285		6
36	ライフサポート「すまいる」	040-0073	宮前町 2-21	86-7791	(株)A-start	6
37	あまいろ	040-0061	海岸町 18-23	85-8515	(株)おりづる	11
38	こんいろ	040-0012	時任町 9-6			1
39	はないろ	040-0012	時任町 9-6			1
40	クリアコート結	041-0851	本通 4-1-11	85-8675	(株)かがやき	14
41	クリアコート凜	042-0941	深堀町 39-18	070-5066-8675		7
42	クリアコート翔	041-0836	山の手 2-17-8	070-6604-3918		7
43	ファミリー日吉	041-0841	日吉町 3-4-4	090-5006-3411		7
44	障がい者グループホーム ピアポート新川	040-0032	新川町 27-6	83-5541	(株)絆メディカルグループ	7
45	障がい者グループホーム ピアポート湯浜	042-0933	湯浜町 8-13	86-6165		13
46	障がい者グループホーム ピアポート若松	040-0063	若松町 32-11	85-8671		16
47	サテライト大縄	040-0062	大縄町 12-21			1



	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
48	障がい者グループホーム ピアポートシーサイドA	041-0821	港町 1-33-20 ハイツシーサイド`2号館 1F	85-8671	(株)絆メディカルグループ	5
49	障がい者グループホーム ピアポートシーサイド B	041-0821	港町 1-33-20 ハイツシーサイド`2号館 2F			5
50	障がい者グループホーム ピアポート桔梗	041-0801	桔梗町 52-18	85-8185		4
51	障がい者グループホーム ピアポート昭和2丁目	041-0812	昭和 2-6-3	86-7115		4
52	障がい者グループホーム ピアポート昭和2丁目 B	041-0812	昭和 2-6-2			4
53	障がい者グループホーム ピアポート追分	040-0071	追分町 5-8	83-8303		4
54	障がい者グループホーム ピアポート的場	040-0021	的場町 14-1	56-6060		4
55	障がい者グループホーム ピアポート本通※	041-0851	本通 4-8-2	83-5518		4
56	障がい者グループホーム ピアポート昭和	041-0812	昭和 3-31-24	76-3197		10
57	のこほーむ美原	041-0806	美原 2-8-27	86-7564	(株)ティグル	4
58	セルフサポート高砂通り	040-0032	新川町 17-7	86-6860	(株)ネクストベース	20
59	セルフサポート新川	040-0032	新川町 13-7			1
60	セルフサポート日乃出	040-0022	日乃出町 20-17			1
61	グループホームあいあるの家	042-0941	深堀町 38-9	090-6694-8916	(有)時館	6
62	グループホーム和奏	041-0813	亀田本町 34-25	68-1234	合同会社奏海	6
63	グループホーム ブライト one	041-0812	昭和 4-6-17	76-3089	合同会社ブライト	7
64	グループホーム ブライト one サテライト	041-0812	昭和 4-30-2			1
65	グループホーム ブライト one サテライト2	041-0812	昭和 4-2-7			1
66	グループホーム ブライト two	041-0853	中道 2-25-28			5
67	グループホームすみれ	041-1111	七飯町本町 1-5-11	65-0668	社福)道南福祉ねっと	3
68	グループホームそしあ	041-1112	七飯町鳴川 2 丁目 8 番 27 号			4
69	グループホームそら	041-1111	七飯町本町 4 丁目 1 番 29 号			8
70	グループホームオリーブ	041-1104	七飯町上藤城 313-254			4
71	グループホームつぐみ	041-1121	七飯町大中山1丁目 9 番 30 号			3
72	グループホームめろん	041-1112	七飯町鳴川 1-19-2			4
73	グループホームれんげ	041-1112	七飯町鳴川 4-3-38			4
74	グループホーム明日へ	041-1111	七飯町本町 4-3-11			10
75	グループホームなのか	041-1111	七飯町本町 4-3-12			7
76	グループホームかけ橋	041-1111	七飯町本町 4-1-31			9
77	グループホームあざみ	041-1111	七飯町本町 6 丁目 8 番 11 号			4
78	グループホームけやき	041-1231	北斗市向野 1 丁目 15 番 18 号	77-7718		8
79	グループホームひなた	041-1121	七飯町大中山 2 丁目 34 番 26 号			5
80	グループホームあさがお	041-1122	七飯町大川 10 丁目 8-6			5
81	グループホームいちご	041-1111	七飯町本町 2 丁目 25 番 9 号			4
82	グループホームかりん	041-1105	七飯町桜町 2 丁目 2 番 17 号			2
83	グループホームあらた	041-1121	七飯町大中山 2 丁目 2 番 34 号			6



	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
84	有夢	041-1135	七飯町緑町 3-1-24	65-1551	社福)七飯有隣会	6
85	有夢Ⅵ	041-1135	七飯町緑町 3-1-22			7
86	有夢Ⅶ	041-1111	七飯町本町 6-4-37			7
87	有夢Ⅷ	041-1135	七飯町緑町 3丁目1番19号			9
88	ハイツつくし	041-1231	北斗市向野 1-1-38	77-6446	社福)函館緑花会	8
89	ハイツまるめろ	041-1201	北斗市本町 3-21-17			6
90	明和荘	049-0282	北 斗 市 当 別 1-4-3	75-2348	社 福) 侑 愛 会	6
91	いしべつ荘	049-0282	北斗市当別 2-4-30	75-3345		2
92	ひだまり荘	049-0283	北斗市三ツ石 1-1-21	75-3611		4
93	やすらぎ荘	049-0282	北斗市当別 1-4-3	75-2240		5
94	中野通荘	049-0156	北斗市中野通 2-21-1	73-3228		4
95	かわつき荘	049-0156	北斗市中野通 252	73-8018		4
96	くねべつ荘	049-0121	北斗市久根別 4-40-6	75-3611		4
97	つぐみ荘	049-0101	北斗市追分 2-51-3	49-7604		7
98	おしま荘	049-0111	北斗市七重浜 4-9-17	49-4718		4
99	こまどり荘	049-0111	北斗市七重浜 8-3-17	49-2214		4
100	せきれい荘	049-0111	北斗市七重浜 5-11-5	49-5645		7
101	カームⅡ	049-0121	北斗市久根別 1-7-10	73-5150		2
102	カームⅢ	049-0121	北斗市久根別 3-22-3	73-1197		2
103	カームⅥ	049-0223	北斗市一本木 142-1	85-8527		5
104	カームⅦ	049-0121	北斗市久根別 3-22-3	73-1197		2
105	ボンコパンⅠ	049-0152	北斗市押上 1-1-27	73-0670		4
106	ボンコパンⅡ	049-0121	北斗市久根別 4-6-9	73-5531		6
107	ボンコパンⅢ	049-0122	北斗市東浜 1-17-39	73-1157		2
108	ボンコパンⅣ	049-0121	北斗市久根別 1-3-1	73-3536		6
109	ボンコパンⅤ	049-0122	北斗市東浜 2-1-5	73-5150		4
110	ボンコパンⅥ	049-0223	北斗市一本木 142-1	85-8527		5
111	ともよし荘	049-0111	北斗市七重浜 1-11-12	49-7226		5
112	ななえ荘	049-0111	北斗市七重浜 4-9-15	49-2527		4
113	はまわけ荘	049-0111	北斗市七重浜 1-9-5	49-6971		5
114	むくどり荘	049-0101	北斗市追分 2-20-17	49-7756		4
115	はまなす	049-0111	北斗市七重浜 6-8-28	48-5571		6
116	かりん	049-0111	北斗市七重浜 6-8-29	48-5581		4
117	たちばな	049-0111	北斗市七重浜2丁目35番40号-101号室	48-6100		2
118	たちばなⅡ	049-0111	北斗市七重浜2丁目35番40号-201号室	48-4400		2
119	来夢	049-0111	北斗市七重浜 6-5-7	48-7718		6
120	のどか	049-0101	北斗市追分 2-60-10	48-8820		7
121	ハイツ村川	049-0111	北斗市七重浜 3-20-13	48-7714		6
122	ハイツ村川Ⅱ	049-0111	北斗市七重浜 3-20-9	49-5224		2
123	ハイツ村川Ⅲ	049-0111	北斗市七重浜 3-20-9	49-4590		4
124	すばる	049-0282	北斗市当別 697	75-2240		7
125	ぎんが	049-0223	北斗市一本木 173-2	77-1195		7
126	オリオン	049-0282	北斗市当別 697 番地	75-2240		7
127	グループホームはあと	049-0161	北斗市飯生 1-3-1	73-7675	NPO)はあと	8
128	グループホーム竹倫	041-1104	七飯町上藤城 137-21	83-1491	NPO)かがりの杜	9



	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
129	グループホーム PROGRESS A	041-0111	北斗市七重浜8丁目2番52号	87-0350	(株)NEXUS	4
130	グループホーム PROGRESS B	041-0111	北斗市七重浜7丁目3番13号			5
131	グループホーム PROGRESS C	041-0111	北斗市七重浜7丁目7番23号			4
132	グループホーム PROGRESS D	041-0111	北斗市七重浜5丁目7番5号			5
133	グループホーム PROGRESS E	041-0111	北斗市七重浜4丁目8番15号			4
134	ファニー北斗	041-0111	北斗市七重浜2丁目19番31号	080-776-3698	合同会社 HOS	7

(11) 自立生活援助

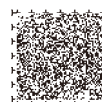
	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
1	マイQOLサポーター・any えにい	041-0852	鍛冶 1-1-18	86-5570	(株)地域せいかつ サポート縁・えん	-
2	自立生活援助事業所あとリエ	040-0073	宮前町 3-6	45-8881	(有)ライフアート	-
3	アシスト・ほくと	049-0121	北斗市久根別 1 丁目 7 番 10 号	49-2581	社 福) 侑 愛 会	-

(12) 身体障害者福祉センター

	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
1	函館市総合福祉センター	040-0063	若松町 33-6	22-6464	社福)函館市社会福祉協議会	-

(13) 指定一般相談支援事業所・指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
1	はこだて療育・自立支援センター 相談支援事業所	042-0932	湯川町 2-39-26	36-0500	函館市	-
2	相談支援事業所 一条	041-0812	昭和 2-5-13	83-5272	社福)函館一条	-
3	うみのほし子ども相談室	040-0022	日乃出町 27-3	56-1541	社福)函館カトリック 社会福祉協会	-
4	函館地域生活支援センター	042-0935	駒場町 9-24	54-6757	社福)函館恭北会	-
5	独立行政法人国立病院機構 函館医療センター相談支援事業所	041-8512	川原町 18-16	51-6281	独立行政法人国立病院機構 函館医療センター	-
6	相談支援事業所 結絆	041-0852	鍛冶 2-35-19	83-8015	(株)絆メディカル グループ	-
7	相談支援事業所ever	041-0852	鍛冶 1-1-27	83-6703	(株)ケアサポート ever	-
8	相談支援事業所笑福	041-0851	本通 4-15-5	84-5026	(株)ケア・スキル	-
9	相談支援事業所 SUN-MOON	040-0032	新川町 1-24 R4TM 新川町 5 階 B 号	86-7187	(株) SUN-MOON	-
10	マイプラン相談室 any・えにい	041-0852	鍛冶 1-1-18	86-5570	(株)地域せいかつ サポート縁・えん	-
11	相談支援センター 輪	041-0836	山の手 1-6-15	85-6185	(株)雅一Miyabi	-
12	るるサポート	041-0806	美原 1-45 - 15	84-8235	(有)更科	-
13	相談支援事業所まてに	041-0851	本通 1-23-21-101	85-8390	合同会社巴海	-
14	相談支援事業所 虹	041-0836	山の手 1-6-14	55-7414	(有)ヘルパーステーション虹	-
15	指定特定相談支援事業所・指定障害 児相談支援事業所 あとリエ	040-0073	宮前町 3-6	45-8881	(有)ライフアート	-
16	相談支援事業所 だいじょうぶ	040-0004	杉並町 4-15	83-6502	合同会社 HOS	-
17	相談室 奏音	041-0813	亀田本町 34 - 25	68-1234	合 同 会 社 奏 海	-



	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
18	くらし相談センターつなぐ	040-0024	高盛町 17-19	86-6134	合同会社ここから	-
19	相談支援事業所 グット(goutte)	040-0025	堀川町 30-18	76-0034	合同会社しずく	-
20	障害者生活支援センターぱすてる	041-0802	石川町 90-7	34-2611	社福)侑愛会	-
21	障害者生活支援センターぱすてる分室	049-0282	北斗市当別 697	85-6655		-
22	相談室つくしんぼ	049-0101	北斗市追分 7-8-8	84-6200		-
23	アシスト・ほくと	049-0121	北斗市久根別1丁目7番10号	49-2581		-
24	相談支援事業所にじのはじまり	049-0162	北斗市本町2丁目1番18号	84-6192	社団)デザインエル	-
25	相談支援センター エヴリデイ	041-1111	七飯町本町4丁目20番2号	65-7041	社福)道南福祉ねっと	-

(14) 地域活動支援センター

	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	類型
1	あいよる21	040-0063	若松町 33-6	22-6262 26-8156	社福)函館市社会福祉協議会 社団)函館市身体障害者福祉団体連合会	Ⅱ
2	おはよう	041-0801	桔梗町 59-88	49-0280	NPO)おはよう共同作業所	Ⅱ
3	函館地域生活支援センター	042-0935	駒場町 9-24	54-6757	社福)函館恭北会	I
4	陽だまり	042-0941	深堀町 22-43	31-7111	社福)函館恵愛会	Ⅱ
5	函館夢ファクトリー	041-0852	鍛冶 2-20-28	35-6661	NPO)函館夢ファクトリー	Ⅱ

(15) 医療型障害児入所施設

	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
1	独立行政法人国立病院機構 函館医療センター	041-8512	川原町 18-16	51-6281	独立行政法人国立病院機構 函館医療センター	60

(16) 福祉型障害児入所施設

	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
1	おしま学園	049-0282	北斗市当別 697	75-2211	社福)侑愛会	30

(17) 指定児童発達支援事業所

	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
1	はこだて療育・自立支援 センター はぐみ	042-0932	湯川町 2-39-26	36-0500	函館市	40
2	児童発達支援センター うみのほし	040-0022	日乃出町 27-3	56-1541	社福)函館カトリック 社会福祉協会	30
3	児童発達支援・放課後等デ ィサービス きっずぱーく+	041-0811	富岡町 3-5-14	76-3917	社団)コミュニティ ほっかいどう	10
4	多機能型事業所たねのね	040-0021	的場町 23-3	76-1448	社団)Roots	10
5	重症児デイサービス fuwaRi	041-0812	昭和 3-30-46	83-2247	NPO)for R	5
6	ジュン・ハートはこだて	041-0852	鍛冶 1-11-2	52-1000	(株)アドレ	10
7	障害児通所支援事業 のんのルーム港店	041-0821	港町 1-14-1	62-2400	(株)エ・アロール	10
8	障害児通所支援事業 のんのルーム駒場店	042-0935	駒場町 5-18	83-1610		10
9	SEA ワールドはこだて	041-0802	石川町 123-22	84-8879	(株)ftプロGRESS	10
10	ギフトッド※	042-0943	乃木町 5-21	76-8700	(株)絆メディカルグループ	5
11	児童発達支援事業所 SEED	041-0836	山の手 1-19-16	78-1468	(株)GREEN REAF	10
12	多機能型事業所 SHOOT	041-0836	山の手 2-36-7	76-6182		10



	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
13	さくらるーむ湯川	042-0932	湯川町 2-38-14	59-1000	(株)ケアイノベーション	10
14	さくらるーむ美原	041-0806	美原 3-16-1	46-0100		10
15	さくらるーむ七重浜	049-0111	北斗市七重浜 5-16-1	49-1111		10
16	児童発達支援りずむおりーぶ	041-0821	港町 1-14-17	86-9305	(株)スマイルキッズクラブ	10
17	児童通所支援センターラブラリス函館若松	040-0063	若松町 26-7	23-3688	(株)3eee	10
18	百年の森函館	040-0084	大川町 15-20	86-6862		10
19	しきさい	041-0843	花園町 11-11	86-5547	(株)竹久	10
20	のこのこ美原	041-0806	美原 2-8-26	76-3990	(株)ティグル	10
21	のこのこプラス美原	041-0806	美原 2-3-4	84-5402		10
22	ポラリスひろば人見教室	040-0005	人見町 21-6	30-1060	(株)ポラリス	10
23	音の森 はこだて	041-0812	昭和 1-11-20	86-7927	(株)リズムアート	10
24	多機能型サービスあすも	041-0813	亀田本町 6-21	87-2611	(有)ハーブ・ゼーリヒカイトン	10
25	FLAT	042-0841	日吉町 4-10-5	76-1702	合同会社 BEAR HAND	10
26	あるく・ごお	041-0851	本通 4-8-6 1F	83-6306	合同会社 友結	10
27	多機能型事業所 こころあ	041-0851	本通 2-34-2	68-1603	合同会社 Ri' z	10
28	つくしんぼ学級	049-0101	北斗市追分 7-8-8	49-0699	社福)侑愛会	40
29	おひさま	049-0101	北斗市追分 7-8-8	84-1505		10
30	多機能型事業所てとて	049-0111	北斗市七重浜 1-12-18	86-5704	吉商(株)	20
31	にじのはし	041-1111	七飯町本町 3-18-12	65-3800	社福)聖樹の杜	20
32	にじのおと	041-1112	七飯町鳴川 5-2-32	84-5810		15
33	ガリレオ七飯桜町	041-1105	七飯町桜町 1-3-3	85-8413	合同会社 fullbit	10
34	G-kids 七飯本町	041-1111	七飯町本町3丁目9番30号	86-6394		10
35	多機能型事業所 kids どんぐり	041-1122	七飯町大川7丁目3番4号	090-5805-8122	社福)どんぐりっ子	10

(18) 指定放課後等デイサービス事業所

	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
1	児童発達支援・放課後等デイサービス きっずぱーく +	041-0811	富岡町 3-5-14	76-3917	社団)コミュニティほっかいどう	10
2	多機能型事業所たねのね	040-0021	的場町 23-3	76-1448	社団)Roots	10
3	放課後等デイサービス たねのね nico	041-0812	昭和 3-8-14	76-7840		10
4	わらさんど	040-0014	中島町 25-18	51-0026	NPO)日本障害者・高齢者生活支援機構	10
5	あおぞら	040-0014	中島町 24-13			10
6	ひまわり	040-0014	中島町 23-6			10
7	重症児デイサービス fuwaRi	041-0812	昭和 3-30-46	83-2247	NPO)for R	5
8	ジュン・ハートはこだて	041-0852	鍛冶 1-11-2	52-1000	(株)アドレ	10
9	児童デイサービスらびす	041-0811	富岡町 2-33-6	86-6323	NPO)みんなのさぽーたーわっとな	10
10	児童デイサービスすきっぷ	041-0853	中道 1-35-35	84-8122		10
11	児童デイサービスぷれお	041-0806	美原 1-29-16	83-6680		10
12	障害児通所支援事業のんのルーム港店	041-0821	港町 1-14-1	62-2400	(株)エ・アロール	10
13	障害児通所支援事業のんのルーム駒場店	042-0935	駒場町 5-18	83-1610		10



	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
14	SEA ワールドはこだて	041-0802	石川町 123-22	84-8879	(株)ftプログレス	10
15	ギフテッド	042-0943	乃木町 5-21	76-8700	(株)絆メディカルグループ	10
16	ギフテッド湯川	042-0932	湯川町 3-41-1	84-5660		10
17	多機能型事業所 SHOOT	041-0836	山の手 2-36-7	76-6182	(株)GREEN REAF	10
18	さくらる一む湯川	042-0932	湯川町 2-38-14	59-1000	(株)ケアイノベーション	10
19	さくらる一む美原	041-0806	美原 3-16-1	46-0100		10
20	さくらる一む七重浜	049-0111	北斗市七重浜 5-16-1	49-1111		10
21	放課後等デイサービスりずむ	041-0851	本通 2-30-12	87-0212	(株)スマイルキッズクラブ	10
22	放課後等デイサービスりずむ すてっぷ	042-0941	深堀町 27-1-3	86-5080		10
23	放課後等デイサービスりずむ たかおか	041-0836	山の手 2-52-13	83-6528		10
24	放課後等デイサービスりずむ やまのて	041-0836	山の手 2-52-14			10
25	放課後等デイサービスりずむ じゃんぷ	041-0851	本通 2-30-11	87-0212		10
26	放課後等デイサービスりずむ ほっぷ	041-0851	本通 2-30-13			10
27	放課後等デイサービスりずむ おりーぶ	041-0811	富岡町 2-7-4	76-3823		20
28	児童通所支援センター ラブアリス函館若松	040-0063	若松町 26-7	23-3688	(株)3eee	10
29	放課後等デイサービス どんぐりコロコロ1	041-0808	桔梗 2-29-32	76-1706	(株)聖の里山	10
30	放課後等デイサービス どんぐりコロコロ2	041-0808	桔梗 5-13-55	76-7454		10
31	放課後等デイサービス どんぐりコロコロ3	041-1111	七飯町本町 4-19-57	76-0288		10
32	放課後等デイサービス どんぐりコロコロ zero	041-1122	七飯町大川8丁目6番9号	76-8586		10
33	多機能型事業所 kids どんぐり	041-1122	七飯町大川7丁目3番4号	090-5805-8122	社福)どんぐりっ子	10
34	しきさい	041-0843	花園町 11-11	86-5547	(株)竹久	10
35	のこのこ美原	041-0806	美原 2-8-26	76-3990	(株)ティグル	10
36	のこのこプラス美原	041-0806	美原 2-3-4	84-5402		10
37	ポラリスひろば	040-0084	大川町 15-22	76-7000	(株)ポラリス	10
38	ポラリスひろば富岡教室	041-0811	富岡町 1-33-8	76-1211		10
39	ポラリスひろば桔梗教室	041-0808	桔梗 5-26-14	83-7097		10
40	ポラリスひろば NEXT 石川教室	041-0802	石川町 540-13	76-7677		10
41	ポラリスひろば人見教室	040-0005	人見町 21-6	30-1060		10
42	LEIF 函館	041-0851	本通 3-23-10 ルピナス	83-8850	リーフラス(株)	10
43	音の森 はこだて	041-0812	昭和 1-11-20	86-7927	(株)リズムアート	10
44	音の森 はこだて 花園	041-0843	花園町 25-4	83-5072		10
45	りんく はこだて	041-0812	昭和 2-37-9	86-7690	(株)Link	10
46	りんく ききょう	041-0808	桔梗 5-41-29	86-6290		10
47	るる	041-0806	美原 1-45-15	40-1223	(有)更科	10
48	るるメイト	041-0806	美原 2-8-1	47-3224		20
49	多機能型サービスあすも	041-0813	亀田本町 6-21	87-2611	(有)ハーブ・ゼーリヒカイトン	10
50	放課後等デイサービスあすも北浜	040-0078	北浜町 5-11	87-2593		10
51	放課後等デイサービスあすも富岡	041-0811	富岡町 2-22-24	87-0178		10



	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
52	放課後等デイサービス チルドレア	040-0024	高盛町 14-10	76-7823	合同会社 On	10
53	放課後等デイサービス チルドレア 北美原教室	041-0807	北美原 1-11-18	76-4768		10
54	あるく・いち	041-0851	本通 4-8-9	83-6306	合同会社 友結	10
55	あるく・にい	041-0851	本通 4-8-8			10
56	あるく・さん	041-0851	本通 4-8-7			10
57	あるく・よん	041-0851	本通 4-8-6 2F			10
58	あるく・ごお	041-0851	本通 4-8-6 1F			10
59	多機能型事業所 ころあ	041-0851	本通 2-34-2	68-1603	合同会社 Ri'z	10
60	にじのはし	041-1111	七飯町本町 3-18-12	65-3800	社福)聖樹の杜	20
61	にじのもり	041-1111	七飯町本町 3-11-43	84-5548		10
62	にじのおと	041-1112	七飯町鳴川 5-2-32	84-5810		15
63	放課後等デイサービス もあ	049-0101	北 斗 市 追 分 7-1-8	68-1668	合同会社神鳳丸	10
64	のあのあ	049-0131	北斗市富川 2-2-3	73-9815	NPO)ほくとゆにばー さるネットワーク	10
65	放課後等デイサービス 北陽	041-1214	北斗市東前 39-5	86-6812	(有)Win 北陽	10
66	放課後等デイサービス はびねす	049-0121	北 斗 市 久 根 別 2-6-5	84-8585	合同会社 夢の樹	10
67	放課後等デイサービス はびねすⅡ	049-0121	北 斗 市 久 根 別 2-2-2	83-6857		10
68	ガリレオ七飯桜町	041-1105	七 飯 町 桜 町 1-3-3	85-8413	合同会社 fullbit	10
69	G-kids 七飯本町	041-1111	七飯町本町3丁目9番30号	86-6394		10
70	放課後等デイサービス らしさ	049-0121	北斗市久根別1-28-2	74-2551	(株)魅力	10
71	多機能型事業所てとて	049-0111	北斗市七重浜1-12-18	86-5704	吉商(株)	20
72	発達支援事業所ともよくらぶ	049-0111	北斗市七重浜2-32-1	84-6410	合同会社明咲陽	10

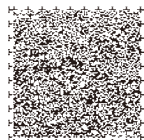
(19) 保育所等訪問支援事業所

	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
1	はこだて療育・自立支援センター 保育所等訪問支援事業所	042-0932	湯川町 2-39-26	36-0500	函館市	-
2	児童発達支援センター うみのほし	040-0022	日乃出町 27-3	56-1541	社福)函館カトリック 社会福祉協会	-
3	多機能型事業所たねのね	040-0021	的場町 23-3	76-1448	社団)Roots	-
4	多機能型事業所 ころあ	041-0851	本通 2-34-2	68-1603	合同会社 Ri'z	-
5	つくしんぼ学級	049-0101	北斗市追分 7-8-8	49-0699	社福)侑愛会	-
6	おひさま	049-0101	北斗市追分 7-8-8	84-1505		-
7	にじのはし	041-1111	七飯町本町 3-18-12	65-3800	社福)聖樹の杜	-
8	にじのおと	041-1112	七飯町鳴川 5-3-32	84-5810		-

(20) 福祉ホーム

	施設名	郵便番号	所在地	電 話	運営主体	定員
1	啓明ホーム	042-0932	湯川町 2-33-18	59-6661	社福)函館博栄会	15





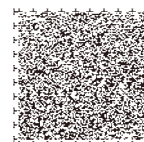
◆ 特別支援諸学校一覧

対象障がい	学 校 名	所 在 地	電 話
視覚障がい	北海道函館盲学校	〒040-0081 函館市田家町19番12号	42-3220
聴覚障がい	北海道函館聾学校	〒042-0941 函館市深堀町27番8号	52-1658
知的障がい	北海道七飯養護学校	〒041-1112 七飯町鳴川5丁目21番1号	65-7004
	北海道七飯養護学校おしま学園分校	〒049-0282 北斗市当別697番地55	75-2717
	北海道教育大学附属特別支援学校	〒041-0806 函館市美原3丁目48番1号	46-2515
	北海道今金高等養護学校	〒049-4304 今金町字今金454番地1	(0137) 82-3121
	北海道函館高等支援学校	〒041-0802 函館市石川町181番地8	34-2110
	北海道北斗高等支援学校	〒049-0156 北斗市中野通3丁目6番1号	74-3431
肢体不自由	北海道函館養護学校	〒042-0916 函館市旭岡町2番地	50-3311

・函館市の小学校における特別支援学級の設置状況

小学校名	対象障がい				所 在 地	電 話
	自閉症・ 情緒障がい	知 的 障がい	肢 体 不自由	病 弱		
弥生	○	○			〒040-0056 弥生町4番16号	23-5285
青柳	○	○			〒040-0044 青柳町22番13号	23-8348
あさひ	○	○			〒040-0034 大森町6番11号	22-2181
中部	○	○			〒040-0032 新川町30番26号	22-2503
北星		○			〒040-0062 大縄町24番26号	41-3340
八幡	○	○			〒040-0083 八幡町15番30号	41-5245
万年橋	○	○			〒040-0077 吉川町6番22号	42-0861
港	○	○	○		〒041-0821 港町1丁目22番1号	41-5855
中島	○	○			〒040-0014 中島町30番5号	52-1437
千代田	○	○			〒040-0015 梁川町23番4号	52-2518
柏野	○	○			〒040-0003 松陰町5番10号	51-3877
大森浜	○	○			〒042-0944 金堀町3番1号	51-1023
駒場	○	○			〒042-0935 駒場町1番6号	52-2364
深堀	○	○			〒042-0941 深堀町14番2号	53-7822
日吉が丘	○	○			〒041-0841 日吉町2丁目34番1号	51-7072
北日吉	○	○			〒041-0841 日吉町4丁目5番5号	55-0924
湯川	○	○		○	〒042-0932 湯川町3丁目42番1号	57-1759
高丘	○	○			〒042-0955 高丘町3番2号	57-3381
上湯川	○	○			〒042-0914 上湯川町295番地	57-2211
旭岡	○	○			〒042-0915 西旭岡町1丁目33番地1	50-2867
鱒川	○	○			〒042-0907 鱒川町91番地	50-2911
銭亀沢	○	○		弱視	〒042-0922 銭亀町339番地	58-2847
桔梗	○	○			〒041-0808 桔梗1丁目13番2号	46-3607
中の沢	○				〒041-0808 桔梗5丁目25番5号	47-1302
北昭和	○	○			〒041-0812 昭和4丁目38番1号	45-1070
昭和	○	○			〒041-0812 昭和1丁目5番5号	41-4964
亀田	○	○			〒041-0811 富岡町1丁目18番1号	41-3370
赤川	○	○			〒041-0804 赤川町367番地	46-3006
中央	○	○			〒041-0806 美原2丁目28番1号	46-4910
北美原	○	○			〒041-0807 北美原1丁目9番16号	46-1370





小学校名	対象障がい				所在地	電話
	自閉症・ 情緒障がい	知的 障がい	肢 体 不自由	病 弱		
鍛神	○	○			〒041-0852 鍛冶2丁目46番4号	51-4503
神山	○	○			〒041-0831 神山町233番地1	32-7211
東山	○	○			〒041-0835 東山2丁目3番1号	53-5531
本通	○	○	○		〒041-0851 本通1丁目47番2号	54-3223
南本通	○	○			〒041-0851 本通3丁目10番1号	55-1281
えさん	○	○			〒041-0404 中浜町79番地	84-2341
桜法華		○			〒041-0601 新八幡町86番1号	86-2051
南茅部	○	○			〒041-1603 尾札部町1609番地1	63-2561

・函館市の中学校における特別支援学級の設置状況

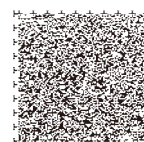
中学校名	対象障がい				所在地	電話
	自閉症・ 情緒障がい	知的 障がい	肢 体 不自由	病 弱		
青柳	○	○			〒040-0044 青柳町10番7号	23-4295
港	○	○			〒041-0821 港町2丁目10番1号	41-5790
巴	○	○			〒040-0021 的場町12番7号	56-5005
深堀	○	○			〒042-0941 深堀町28番1号	52-2682
湯川	○	○			〒042-0932 湯川町2丁目41番1号	59-2008
戸倉	○	○			〒042-0953 戸倉町26番1号	59-2141
旭岡	○	○		○	〒042-0915 西旭岡町3丁目5	50-3609
鱒川	○	○			〒042-0907 鱒川町91番地	50-2911
銭亀沢	○				〒041-0263 豊原町140番地30	58-2542
赤川	○	○			〒041-0804 赤川町125番地	46-0486
桔梗	○	○			〒041-0801 桔梗町429番地4	46-9990
亀田	○	○			〒041-0806 美原3丁目30番3号	46-3005
五稜郭	○	○			〒041-0811 富岡町1丁目18番2号	41-1332
本通	○	○	○		〒041-0851 本通2丁目56番7号	55-3141
北	○	○			〒041-0836 山の手3丁目58番1号	56-0553
恵山	○	○			〒041-0523 柏野町9番地	85-2122
南茅部		○			〒041-1612 安浦町366番地	83-8022

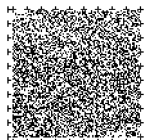
・函館市の義務教育学校における特別支援学級の設置状況

学校名	対象障がい				所在地	電話
	自閉症・ 情緒障がい	知的 障がい	肢 体 不自由	病 弱		
戸井学園					〒041-0252 釜谷町227番地	82-2160
前期	○	○				
後期	○					

・通級指導教室

対 象	学 校 名	所 在 地	電 話
全 般 (知的障がい除く)	中 部 小 学 校	〒040-0032 新川町30番26号	26-7981
	日 吉 が 丘 小 学 校	〒041-0841 日吉町2丁目34番1号	52-7031
	中 央 小 学 校	〒041-0806 美原2丁目28番1号	47-6511
	深 堀 中 学 校	〒042-0941 深堀町28番1号	52-2682

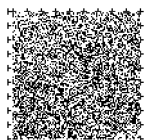


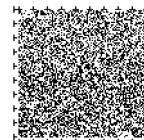


参考資料

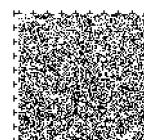
障がい者等関係団体一覧

団 体 名	代表者氏名	住 所	連 絡 先
一般社団法人函館市身体 障害者福祉団体連合会	佐藤 秀臣	障がい者等関係団体の 住所および連絡先につきましては、 障がい保健福祉課へお問い合わせください。 TEL 0138-21-3263 FAX 0138-27-2770	
函館肢体障害者福祉協会	田邊 明子		
一般社団法人函館視覚 障害者福祉協議会	島 信一郎		
函館聴覚障がい者協会	石井 昌子		
函館肢体不自由児者 父 母 の 会	山谷 英樹		
函館中途失聴者・ 難聴者協会	吉田 次寿		
函館市恵山地区 身体障害者福祉協会	石山 嘉久		
函館市南茅部地区 身体障害者福祉協会	大槌 ハル工		
喉頭摘出者福祉団体 道南銀鈴会	代行 村上 雄司		
北海道難病連 函館支部	佐藤 秀臣		
函館地方腎友会	三上 茂		





団 体 名	代表者氏名	住 所	連 絡 先
N P O 法 人 函 館 手 を つ な ぐ 親 の 会	相馬 ミ卫子	障がい者等関係団体の 住所および連絡先につきましては、 障がい保健福祉課へお問い合わせください。 TEL 0138-21-3263 FAX 0138-27-2770	
北 海 道 小 鳩 会 函 館 分 会	櫻井 久代		
北 海 道 自 閉 症 協 会 会 道 南 分 会	平清水 美奈		
函 館 つ く し ん ぼ の 会	小祝 良介		
日 本 て ん か ん 協 会 会 道 南 分 会	西本 愛		
函 館 障 が い 者 地 域 生 活 支 援 事 業 者 連 絡 協 議 会	佐藤 雅代		
障 害 児 ・ 者 を 守 る 函 館 地 区 連 絡 協 議 会	野澤 朝子		
函 館 お も ち ゃ ラ イ ブ ラ リ ー	芦野 啓子		
N P O 法 人 脳 外 傷 友 の 会 コ ロ ポ ッ ク ル 道 南 支 部	村上 峯子		
函 館 地 方 精 神 保 健 協 会	三上 昭廣		
函 館 精 神 障 害 者 家 族 会 会 愛 泉 会	納谷 ヒロ子		
函 館 地 区 こ と ば を 育 て る 親 の 会	(休会中)		

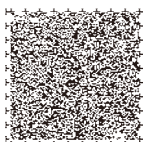


身体障害者障害程度等級表（太実線より上は旅客運賃割引の第1種、下は第2種を表します。）

級 別	視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能 言語機能 又はそし ゃく機能 の障害	肢 体	
		聴 覚 障 害	平 衡 機 能 障 害		上	肢
1 級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によ って測ったものをいい、屈折異常のある者につい ては、矯正視力について測ったものをいう。以下同 じ。）が0.01以下のもの				1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	
2 級	1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03 以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼 の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度（1/4視標による。以下同じ。） の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼 中心視野角度（1/2視標による。以下同じ。）が 28度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視 野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルが それぞれ100デシベル 以上のもの（両耳全 ろう）			1.両上肢の機能の著しい障害 2.両上肢のすべての指を欠くもの	
					3.一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの	
3 級	1.視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07 以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2.視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼 の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以 下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視 野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが 90デシベル以上のも の（耳介に接しなけ れば大声語を理解し 得ないもの）	平衡 機能の 極めて 著しい 障害	音声機 能、言語 機能又は そし ゃく 機能の喪 失	1.両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全 廃したもの 3.一上肢の機能の著しい障害 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	
4 級	1.視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以 下のもの（3級の2に該当するものを除く。）	1.両耳の聴力レベルが 80デシベル以上のも の（耳介に接しな ければ話言葉を理解 し得ないもの） 2.両耳による普通話 の最良の語音明瞭度 が50%以下のもの		音声機 能、言語 機能又は そし ゃく 機能の著 しい障害	1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、 いずれか一関節の機能を全廃したもの 4.一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全 廃したもの 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三 指を欠くもの 7.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三 指の機能を全廃したもの 8.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四 指の機能の著しい障害	
	2.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以 下のもの 3.両眼開放視認点数が70点以下のもの					
5 級	1.視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の 視力が0.02以下のもの 2.両眼による視野の2分の1以上が欠けているも の 3.両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点 以下のもの 5.両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡 機能の 著しい 障害		1.両上肢のおや指の機能の著しい障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、 いずれか一関節の機能の著しい障害 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著 しい障害 6.おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三 指の機能の著しい障害	
6 級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下 かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1.両耳の聴力レベルが 70デシベル以上の もの（40cm以上の 距離で発声された会 話語を理解し得ない もの） 2.一側耳の聴力レベル が90デシベル以上、 他側耳の聴力レベル が50デシベル以上 のもの			1.一上肢のおや指の機能の著しい障害 2.ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くも の 3.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を 全廃したもの	
7 級					1.一上肢の機能の軽度の障害 2.一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、 いずれか一関節の機能の軽度の障害 3.一上肢の手指の機能の軽度の障害 4.ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の 著しい障害 5.一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠く もの 6.一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能 を全廃したもの	

備
考

1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表
2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
3. 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とするこ
4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては、坐骨結節の高さより計測した
7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。



不 自 由				内 部 障 害			
下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害		心臓・じん臓・ 呼吸器・小腸 機 能 障 害	ぼうこう 又は直腸 機 能 障 害	ヒト免疫不全 ウイルスによる 免疫機能障害	肝臓機能障害
		上肢機能	移動機能				
1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1 以上で欠くもの	体幹の機能 障害により坐 っていること ができないもの	不随意運動 ・失調等により 上肢を使用 する日常生活 動作がほとん ど不可能なも の	不随意運 動・失調等 により歩行 が不可能な もの	(心臓・じん臓・ 呼吸器・小腸)の 何れかの機能の障 害により自己の身 辺の日常生活活動 が極度に制限され るもの	ぼうこう又は 直腸の機能の障 害により自己の 身の日常生活活動 が極度に制限され るもの	ヒト免疫不全ウ イルスによる免疫 の機能の障害によ り日常生活がほと んど不可能なもの	肝臓の機能の障 害により日常生活 活動がほとんど不 可能なもの
1.両下肢の機能の著しい障 害 2.両下肢を下腿の2分の1 以上で欠くもの	1.体幹の機能 障害により 坐位又は起 立位を保つ ことが困難 なもの 2.体幹の機能 障害により 立ち上るこ とが困難な もの	不随意運動 ・失調等によ り上肢を使用 する日常生活 動作が極度に 制限されるもの	不随意運 動・失調等 により歩行 が極度に制限 されるもの			ヒト免疫不全ウ イルスによる免疫 の機能の障害によ り日常生活が極度 に制限されるもの	肝臓の機能の障 害により日常生活 活動が極度に制限 されるもの
1.両下肢をショパール関節以 上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1 以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃した もの	体幹の機能 障害により歩 行が困難なも の	不随意運動 ・失調等によ り上肢を使用 する日常生活 動作が著しく 制限されるもの	不随意運 動・失調等 により歩行 が家庭内での 日常生活活動に 制限されるもの	(心臓・じん臓・ 呼吸器・小腸)の 何れかの機能の障 害により家庭内 での日常生活活動 が著しく制限され るもの	ぼうこう又は 直腸の機能の障 害により家庭内 での日常生活活動 が著しく制限され るもの	ヒト免疫不全ウ イルスによる免疫 の機能の障害によ り日常生活が著しく 制限されるもの (社会での日常生活 活動が著しく制限 されるものを除く。)	肝臓の機能の障 害により日常生活 活動が著しく制限 されるもの(社会 での日常生活活動が 著しく制限されるも のを除く。)
1.両下肢のすべての指を欠 くもの 2.両下肢のすべての指の機 能を全廃したもの 3.一下肢を下腿の2分の1 以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障 害 5.一下肢の股関節又は膝関 節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して10 cm以上又は健側の長さの 10分の1以上短いもの		不随意運動 ・失調等によ る上肢の機能 障害により社会 での日常生活活動 が著しく制限され るもの	不随意運 動・失調等 により社会 での日常生活活動 が著しく制限され るもの	(心臓・じん臓・ 呼吸器・小腸)の 何れかの機能の障 害により社会での 日常生活活動が著 しく制限されるもの	ぼうこう又は 直腸の機能の障 害により社会での 日常生活活動 が著しく制限され るもの	ヒト免疫不全ウ イルスによる免疫 の機能の障害によ り社会での日常生活 活動が著しく制限 されるもの	肝臓の機能の障 害により社会での 日常生活活動が著 しく制限されるもの
1.一下肢の股関節又は膝関 節の機能の著しい障害 2.一下肢の足関節の機能を 全廃したもの 3.一下肢が健側に比して5 cm以上又は健側の長さの 15分の1以上短いもの	体幹の機能 の著しい障害	不随意運動 ・失調等によ る上肢の機能 障害により社会 での日常生活活動 に支障のあるもの	不随意運 動・失調等 により社会 での日常生活活動 に支障のあるもの				
1.一下肢をリスフラン関節 以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の 著しい障害		不随意運動 ・失調等によ り上肢の機能 の劣るもの	不随意運 動・失調等 により移動 機能の劣るもの				
1.両下肢のすべての指の機 能の著しい障害 2.一下肢の機能の軽度の障 害 3.一下肢の股関節、膝関節 又は足関節のうち、いず れか一関節の機能の軽度 の障害 4.一下肢のすべての指を欠 くもの 5.一下肢のすべての指の機 能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して3 cm以上又は健側の長さの 20分の1以上短いもの		上肢に不随 意運動・失調 等を有するもの	下肢に不 随意運動・失 調等を有するもの				

中に指定せられているものは、該当等級とする。

とができる。

もの)をもって計測したものをいう。



障がいのある人もない人も、ともに暮らしやすい社会に

平成28年4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

この法律は、障がいがあってもなくても、だれもが分けへだてられず、お互いを尊重して、暮らし、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、だれもが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目的としています。

対象となる障がい者は、障害者手帳のあるなしではなく、障がいのある人すべてが対象になります。

◆ 障害者差別解消法（平成25年6月26日公布 平成28年4月1日施行）

この法律では障がいを理由とする差別的取り扱いや権利侵害をしてはいけないこと、社会的障壁（※1）を取り除くための合理的な配慮（※2）をすること、国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みを行わなければならないことを定めています。

また、この法律に基づいて国と自治体には差別解消の取り組みが義務づけられるとともに、差別の解消を支援するための取り組みも行っています。

そして、令和6年4月1日施行の改正法により、差別解消の取り組みは民間事業者にも、義務づけられました。

差別的な取扱いのことで困ったときは下記までご相談ください。

障がい保健福祉課（☎21-3263 FAX27-2770）

亀田福祉課（☎45-5482 FAX45-5486）

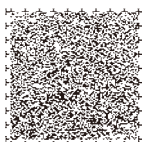
※1 社会的障壁とは

障がいがある人にとって日常生活または社会生活を営む上で妨げとなるような社会における事物、制度、慣行、観念一切のものをいう。

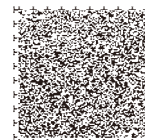
※2 合理的配慮とは

障がいのある人となない人の平等な機会を確保するために、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した必要かつ適当な変更および調整をいう。

（参考：障害者の権利に関する条約第2条）



その他



◇ 広報紙「市政はこだて」

市では毎月1回、広報紙「市政はこだて」を発行し、宅配で市内全世帯にお届けしています。
目の不自由な方（主として視力障がい1級・2級の方）には、点字版、または、録音版・デージー版を郵送でお届けしていますので、ご希望の方は広報広聴課（☎ 21 - 3631）までご連絡ください。

◇ ラジオ・テレビ広報

市では、ラジオ・テレビ番組を通して、市政ニュースやお知らせを放送しています。
また、ケーブルテレビNCVでも市政情報をお知らせしています。

- ・ HBCラジオ（番組名－市民の時間）毎週月曜日から金曜日の午前10時50分から5分間
- ・ FMいるか（番組名－市政だより）毎週月曜日から金曜日の午前8時20分から5分間
午後5時40分から5分間
（毎週木曜日のみ5分間延長）
- ・ STVテレビ（番組名－函館市民ニュース）毎週土曜日の午前11時35分から5分間
- ・ ケーブルテレビNCV（データ放送）
NCV（111）を選局し、リモコンのdボタンを押し、「行政からのお知らせ」をお選びください。

◇ 函館市公式LINE

市では、LINEアプリを通じて、災害情報やイベント情報など様々な市政情報を登録者へ発信しています。

また、携帯端末の画面上に表示されるメニューをタッチしていくことで、知りたい情報を会話形式で調べることができるほか、オンライン申請や施設予約などを行うことができます。

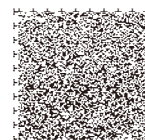
右記の2次元コードから、友だち登録することができます。



◇ その他

市では、市長記者会見に手話通訳を配置し、その様子をYouTubeの市公式動画チャンネルで生配信しています。

（<https://www.youtube.com/channel/UCzuoycG58kXrfWPfjDcFP2Q>）



【表紙の絵】

《ベートーヴェン》（1770年～1827年）

ドイツの作曲家。ピアノの教授をして生計をたてながら次々に名曲を送り出した。しかし、作曲家にとって致命的ともいえる耳の障がいが徐々に進行。一度は死をも決意したが、やがてその苦しみを克服した。この強い精神力がダイナミックな彼の作曲の基調となっている。

《野口 英世》（1876年～1928年）

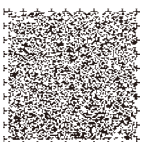
細菌学者。福島県生まれ。1歳半の時に左手に大やけどを負い不自由となる。しかし、周囲のあたたかい援助と、人一倍の努力によって医師となり、伝染病の研究に輝かしい業績を残した。

《ロートレック》（1864年～1901年）

フランスの画家。13歳の時に左足を、14歳の時に右足を骨折して以来、下半身の成長が止まった。しかし、障がいにめげず冷酷なまでの観察力と、鋭く風刺的なデッサン力で、ポスター芸術・版画に独創性あふれる作品を多数残した。

《ヘレン・ケラー》（1880年～1968年）

アメリカの女性福祉実業家。1歳半で熱病のため目と耳の感覚を失う。7歳から家庭教師サリバンの献身的な教育を受け、視覚・聴覚・言語の障がいを乗り越え、福祉事業に力を尽くした。「あなたのランプの灯をいま少し高く掲げて下さい。体の不自由な人びとのゆくてを照らすために」という言葉は有名。



障がい福祉のしおり

発 行 函館市

編 集 函館市福祉事務所障がい保健福祉課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

☎ 21-3263 FAX 27-2770

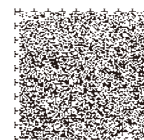
E-mail: fukushi-shougai@city.hakodate.hokkaido.jp

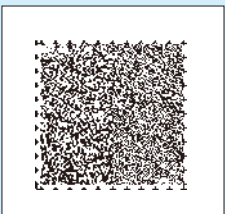
印 刷 株式会社プリントハウス

※ 函館市ホームページ上に「障がい福祉のしおり」の
PDFデータを掲載しています。

函館市ホームページ

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/>





音声コード Uni-Voice